

Trust Forum Foundation

公益信託法改正案を踏まえた
今後の公益信託等の普及に対する
展望に関する研究

トラスト未来フォーラム研究叢書

令和6年8月

公益財団法人 トラスト未来フォーラム

はしがき

公益信託制度については、2008年12月から始まった新たな公益法人制度への移行期間が2013年11月に満了したことなどをを受けて、法制審議会において、公益信託法の見直しのために信託法部会が再開（設置）された。同部会においては、公益信託の見直しの議論がなされ、2018年12月18日に「公益信託法の見直しに関する要綱案」が決定され、同要綱案が2019年2月14日の総会で採択されて、「公益信託法の見直しに関する要綱」として法務大臣に答申された。

そこで、2019年9月に、実務家の視点から、上記「公益信託法の見直しに関する要綱案・要綱」の内容を検討して整理し、新公益信託法制定を前提として、「今後の公益信託等の普及に対する展望に関する研究会」を設立して議論を行ってきたが、その後、公益信託法は、法案として国会には上程されず、審議の見込みもないままに時間が経過したことから、2022年11月の開催を最後に、一旦同研究会を中断し、中断までに議論を行った内容の取りまとめを行うこととした。

ところが、「公益信託に関する法律」が、2024年の通常国会に上程されて審議の後、5月22日に成立し、政省令等の発出や税制の改正も行われる見込みが立ってきたことから、現在、再度研究会を立ち上げて議論を重ね、商業出版も視野に入れた最終報告を行うことを検討している。

そのため、本報告は、あくまでも「公益信託の見直しに関する要綱案・要綱」を前提とした「今後の公益信託等の普及に対する展望に関する研究会」の中間報告としての論考集であることをご理解いただきたい。

2024年6月

田中 和明

「『公益信託法改正案を踏まえた今後の公益
信託等の普及に対する展望』に関する研究」
メンバーリスト

田中 和明	(たなか かずあき)	トラスト未来フォーラム 研究主幹
伊庭 潔	(いば きよし)	下北沢法律事務所 弁護士
林 邦彦	(はやし くにひこ)	林邦彦法律事務所 弁護士
星田 寛	(ほしだ ひろし)	公益法人協会 相談室専門委員
金井憲一郎	(かない けんいちろう)	大阪経済大学 講師
関 貴志	(せき たかし)	三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス 監査役
津留 誠	(つどめ まこと)	三井住友信託銀行個人資産受託業務 部 公益信託チーム長
高草木典喜	(たかくさき のりよし)	三井住友信託銀行業務部 審議役
関口 恵児	(せきぐち さとる)	三井住友信託銀行鹿児島支店 次長

(順不同、敬称略)

目 次

改正公益信託法要綱案の概要	(林邦彦)…………… 1
公益信託法の見直しに関する要綱案第 15 の 2「公益信託の目的の変更」に係る 審議過程の検討	
——寄付の法的性質を考えるために——	(金井憲一郎) …… 53
新公益信託に対する監督について (信託管理人及び委託者の権限等に着目して)	(関貴志)…………… 79
新公益信託法のための、措置法 40 条特例の信託適用の要望	(星田寛)……………95
公益信託の活用案 ——公益信託を活かすための私益信託との連携——	(伊庭潔)…………… 127
公益信託を活用したナショナル・トラスト活動の検討	(田中和明)…………… 145

改正公益信託法要綱案の概要

林 邦彦

目 次

- I はじめに ——公益信託法改正の経緯等
- II 要綱案のポイント
- III 公益信託法改正法案の概要
- IV おわりに

I はじめに ――公益信託法改正の経緯等

信託法改正のための法制審は、平成 16 年 10 月 1 日に第 1 回会議が開催され、平成 18 年 1 月 20 日開催の第 30 回会議にて、信託法改正要綱案が取りまとめられ、その後、同年 12 月に信託法が改正され、翌平成 19 年 9 月 30 日に施行された。

改正前の旧信託法においては、公益信託にかかる規定として、第 66 条から第 77 条が置かれていたものの、当時、公益法人制度の全面的な見直し作業が並行して進んでおり、公益法人制度改革 3 法が制定されたことをふまえ、将来公益法人と公益信託との間で整合性のとれた制度設計とすることが予定されたことから、公益信託にかかる規定は実質的な改正がなされず、法律名を公益信託に関する法律（以下、「現行公益信託法」と称する。）と改正した上で、旧 66 条以下と同内容の規定が維持された。

その後、旧民法下に設立された公益法人について、新たな公益法人制度の下での公益社団法人・公益財団法人への 5 年の移行期間が平成 25 年 11 月に満了したことから、法務省において公益信託法の見直しが検討されることとなり、法制審信託法部会（公益信託法）が、第 31 回（平成 28 年 6 月 7 日開催）から第 55 回（平成 30 年 12 月 18 日）まで開催され、改正公益信託法の要綱案の取りまとめがなされた。しかしながら、当時その他の重要法令の改正もあり、また所管官庁をどの省庁とするかの調整もあったことから、公益信託法に関する要綱案の国会への上程に至っていなかった。

令和 4 年に至り、新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議が開催され、令和 5 年 6 月 2 日に公表された最終報告書¹では、その 4 の①に公益信託制度改革も触れられていたところである。

こうしたこともあり、令和 5 年 2 月 14 日には、公益信託制度の認定や監督業務を内閣府に一元化する方針や 2024 年の通常国会への公益信託法改正案の提出をめざす旨も報道された²。

そこで、本稿では、公益信託法の要綱案のうち特に重要と思われる点を中心に概要を確認することとしたい。

なお、Ⅲでは、紙幅の都合もあり、要綱案に対して簡潔なコメントにとどめる部分もあることはご容赦願いたい。

II 要綱案のポイント

要綱案のポイントは、概ね以下のとおりである。

- ① 主務官庁制を廃止し、行政庁の認可制とする。
私的自治を尊重して公益を促進し、行政庁は、認可要件を充足するかの観点から後見的監督を行う。
- ② 公益法人法制や、現行公益信託法における主務官庁による許可の指針である「公益信託の引受け許可審査基準」（以下、「許可審査基準」という）を参考にして、これらを取り込むかの観点がありつつも、公益法人とはことなり、軽量軽装備であり、小規模の公益信託も可能であるとの公益信託の特性に配慮して立法がなされた。
- ③ 許可審査基準では、信託財産は金銭に限定されているところ、信託財産を金銭以外（不動産、有価証券その他の財産）に拡大する。
- ④ 許可審査基準においては奨学金や研究費の助成など信託財産を金銭とする助成型の公益信託に限定されているところ、これに加えて、事業型を許容する。
- ⑤ 公益信託の信託目的の範囲内で一定の収益的事業も可能とする。
- ⑥ 許可審査基準では、受託者は信託銀行に限定されているところ、これを、資格要件もあるものの法人及び自然人にも拡大する。なお、信託業法の改正はなされない。
- ⑦ 公益信託のガバナンスを整備する観点から、信託管理人を必置するほか、委託者や行政庁の権限についても規定する。
- ⑧ 税務面の優遇が得られると見込まれる制度とすることを意識して、要綱案が取りまとめられたが、税務面の内容は要綱案の時点では何も確定していない。
- ⑨ 目的信託については、実例がないことなどを理由に、改正はなされなかった。
- ⑩ 現行法下の公益信託は、新法への移行手続きをとる必要がある。

Ⅲ 公益信託法改正法案の概要

第1 新公益信託法の目的（第1）

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。

現行公益信託法には、目的に関する規定はないところ、公益認定法第1条の規定ぶりを参考にして、新公益信託法の目的規定を設ける。かかる目的規定は、改正公益信託法における解釈の指針となる。

かかる目的規定は、公益信託が、民間資金によって社会貢献を図る制度であることを明確にするとともに、公益信託は受益者の定めのない信託であることから、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めるとして公益信託のガバナンスが公益信託法の中核となることを明らかにしている。

第2 公益信託等の定義（第2）

1 公益信託の定義

第2 公益信託等の定義

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする。

1) 公益信託の定義

本要綱案における公益信託の定義は、現行公益信託法第1条と比較すると、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする」点と「受益者の定めのない信託」であると

する点は同じである。

これに対して、現行公益信託法第1条が「主務官庁の成立の許可」を成立要件としていたところを、改正公益信託法では、「行政庁の成立の認可」へと変更している。主務官庁制を廃止して、公益認定法と同じく特定の行政庁の認可を要求した点が、大きな改正点の一つである。

なお、公益認定法と異なり、公益信託の定義には「祭祀、宗教」が含まれる。これは、法人については、別に宗教法人法があることから、祭祀、宗教は一般社団・財団法人の対象とならず公益認定法における公益法人の定義からは除外されているが、公益信託においては、(一般社団・財団に相当するものがなく)、祭祀、宗教も目的の対象とする必要があることによる。

2 公益信託事務の定義

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号(注)に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

(注) 別表各号に掲げる種類の信託事務とは、公益法人認定法の別表と同様に、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする信託事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする信託事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする信託事務

- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする信託事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする信託事務
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする信託事務
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する信託事務として政令で定めるもの

1) 公益信託事務の定義

公益法人の公益目的事業の定義規定である公益認定法第2条第4号を参考に同号の別表記載の23の事業の内容と同様な23の事務を別表に列挙する。

法制審では、この公益認定法の23の事業をそのまま公益信託にスライドして採用してよいか、あるいは修正を加える必要があるか、さらには新たな事業の追加の必要があるかも議論された。例えば、23号の「政令で定めるもの」については、この規定ぶりによいか、政令によるのは硬直ではないか、政令ではない一般的なバスケット条項でよいのではない

か等の指摘もあったが、23の事務について修正や追加はされなかった。

なお、祭祀、宗教を含む点は、公益信託の定義と同様であり、宗教法人法の存在を前提とした公益認定法との違いである。

2) 「不特定かつ多数」

現行公益信託法は、一般社団財産法人法及び公益認定法改正以前から制定されているものであり、これら以前からの基準をもって現在も実務が行われている。そのため、現行公益信託法にかかる「不特定かつ多数」の要件は厳格であり、受益者が一定の範囲に限られたり、受益者が少数の場合には、不特定多数の要件に該当しないとされる場合がありうる。例えば、特定の大学のロースクールの学生に対する奨学金には、不特定多数ではないとされる可能性がある。

これに対して、公益認定法の「不特定かつ多数」の要件は、これより比較的緩やかに認定されており、受益者が一定の範囲に限られる場合や、受益者が少ない場合でも、その事業を介して社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合や、現時点では受益者などが少数であっても、実質的に多数の者が受益の対象となる場合、「不特定かつ多数」の要件を充足するとされる場合がある。

法制審においても、改正公益信託法における不特定多数の要件も、公益認定法と同様柔軟に捉えられるべきとの点は、一致していたところであるが、これを条文上明らかにすることは容易ではない面があり、要綱案では「不特定かつ多数」とするにとどまっている。

上記の、特定の大学のロースクールの学生に対する奨学金であっても不特定多数の要件を充足する可能性も認められるべきであり、公益認定法と公益信託を区別すべきではなく、改正公益信託においても、「不特定かつ多数」は、公益認定法と同様、柔軟にすべきである。

第3 公益信託の要件（第3）

1 公益信託の効力の発生

第3 公益信託の要件

1 公益信託の効力の発生

公益信託は、公益信託認可を受けなければ公益信託としての効力を生じないもの

とする（注）。ただし、信託法第 258 条第 1 項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする。

（注）公益信託認可は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うことを前提としている（本部会資料第 7 の 1）。行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど、公益法人認定法第 8 条と同様の規律を設けるものとする。

1) はじめに

本要綱第 3 の 1 は、現行公益信託法における主務官庁制を廃止して、特定の行政庁による認可を効力発生要件とするとともに、そのただし書において、公益認定を受けない公益を目的とする受託者の定めのない信託も、目的信託の要件を充足する限り目的信託として有効に存続するとする。

これに伴い、公益信託は「受託者ニ於イテ主務官庁ノ許可ヲ受クルニアラザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」とする現行公益信託法第 2 条第 1 項は規定は削除される。

2) 主務官庁制の廃止 → 特定の行政庁

現行公益信託法における主務官庁制に対しては、公益法人改革における公益認定法制定時と同様の批判が妥当する。公益信託においても、主務官庁の裁量の幅が大きい一方で、主務官庁において取り扱う件数も多くはないため、担当者の経験や知識が不足していることもあり、主務官庁・担当者によって取り扱いの違いも生じ、それによって主務官庁から許可を得るまでに相当の時間を要し、公益信託の設置が簡便とは言えない問題があった。

そこで、改正公益信託法においては、主務官庁による許可制を廃止して、一つの特定の行政庁が、公益信託の認可を行うとの制度を採用している。

それを前提に、公益信託の効力は、委託者および受託者が信託行為をすることと、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることの両方を備えることによって、発生する。すなわち、現行公益信託法下における信託銀行を受託者とする公益信託の設立の実務においては、信託行為の準備をした後に公益信託の認可を得てから正式に信託行為を行うのが実務でもあったようであるが、信託行為をしてから公益信託の認可を得る場合も必ずしも否定されるべきものでもない。そこで、信託行為と公益信託の認可のいずれが先かは明示せず、

信託行為と公益信託の認可の両方がそろった時に、公益信託としての効力が生じるとした。

このことは、同時に、一般社団・財団法人を設立してから公益認定を受ける公益法人とは異なり、公益信託においては、目的信託を設立した後に、公益信託の認可を得るという2段階の手続きは、採用しなかったということでもある。すなわち、軽量軽装備の公益信託において、全てにおいてまずは目的信託の設立を求めるとすれば、手続き上の負担が非常に重くなってしまう。特に、本公益信託法の改正において、目的信託の要件の緩和も議論されたものの、結論としては改正されなかったことからすると、そもそも現行目的信託の設立の要件のハードルは高く、全ての公益信託の設立にそれを求めるのは、公益信託の利用の促進に反するところになるからである。すなわち、軽量軽装備の公益信託の観点からは、目的信託の要件を充足しないとしても、認可の要件を充足していれば、受託者の定めのない信託である公益信託として認可される。

3) 認可を受けられなかった公益を目的とする信託の処遇

一方で、信託行為と並行して、公益信託の認可申請を行ったものの、認可が得られなかった場合の当該公益を目的とする信託の取り扱いが問題となる。

主務官庁制を廃止する一方で、公益信託は「受託者ニ於イテ主務官庁ノ許可ヲ受クルニアラザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」とする現行公益信託法第2条第1項を削除するだけでは、主務官庁の許可を得ない公益信託は無効であるかの疑義が生じうる。そこで、ただし書を設けて、公益認可を得られなかった公益を目的とする受託者の定めのない信託も、目的信託の要件を充足する限り、目的信託として有効に存続することを明確にした。

これは、公益信託の認可申請を行ったものの、認可が得られなかった場合は、信託行為自体を一律に無効とする必要はなく、当該信託は現行信託法上の要件を充足すれば目的信託として存続させる余地を残してよいからである。すなわち、(例えば信託契約の準備はしつつ締結はさせずに)公益の認可申請を行い、不認可の結論を得た後には、信託契約の締結は断念するという対応もありうるし、認可申請前ないし不認可となったのちに信託契約を締結し、不認可後は、現行信託法における目的信託の要件を充足させて、目的信託として存続することも考えられる。

この点、公益信託の不認可処分を受けた後の取り扱いについては、中間試案においては、「公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信

託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるとき」の要件の提案もあったが、不認可後に目的信託として存続するか否かを判断する場合もあるし、信託契約締結が先行する場合には、不認可処分後に目的信託として存続できるか否かは、信託契約の解釈の問題でもあるから、かかる要件は、改正公益信託法においては採用されず、解釈に委ねられることとなった。ただし、信託契約の解釈の問題としては、信託法4条4項から不認可の場合にも存続するつもりならその旨が信託行為に書かれるはずとの解釈が通常であろうと思われる。

4) 公益信託と目的信託との関係

公益信託及び目的信託は、いずれも受益者の定めのない信託であるが、改正公益信託法においても、公益信託には、現行法と同様、目的信託の存続期間を20年に制限する信託法第259条の規律は適用されない（要綱案第16の2）。

また、公益信託の信託契約を締結するも公益信託の認可を受けられなかった場合には、目的信託の要件を充足すると、目的信託として存続することも可能となる。

この点、公益信託の認可について不認可処分を受けた場合に、信託として存続するために現行信託法上の目的信託の要件の充足を求めると、存続のためのハードルは非常に高くなる。そのため、現行信託法上の目的信託の要件の緩和や、少なくとも、「目的信託と認可を受けた公益信託の間の中間的な認可を受けない受託者の定めのない信託」を設けることも論点としては考えられる。目的信託が機能していないから、公益信託の周辺の受益者の定めのない信託で、目的信託の要件に該当しないものもあってよいとの考えもありうる。例えば、公益目的ではあるが、認可を受けていない受託者の定めのない信託である。

しかしながら、目的信託が現行信託法上は利用されていないこともあり、目的信託の改正や、目的信託と公益信託の中間の受託者の定めのない信託については、改正公益信託法においては、採用されなかった。

2 公益信託の信託の方法

2 公益信託の信託の方法

公益信託は、信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする。

公益信託における信託の方法（信託行為）としては、信託契約と遺言に限定され、自己信託による公益信託は認められないこととなった。

①新しい公益信託においてはガバナンスを強化していること、②公益信託は目的信託の規制と全く同じにする必要はないことから、利用者の選択肢を広げる観点で、自己信託による公益信託を認めるべきとの意見を、法制審において弁護士の委員幹事から述べていたものの、法制審の最後に要綱案確定の時点で論点落ちして、要綱案には盛り込まれなかった。

第4 公益信託の受託者（第4）

1 公益信託の受託者の資格

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

(1) 公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならないものとする。

(2) 公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者になろうとする者が次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 受託者になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第7条に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この(エ)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因があ

る公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

イ 受託者になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記ア(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

ウ その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(部会資料 32)

第3 公益信託の受託者の範囲

【甲案】受託者が、信託会社（注1）であることを必要とする。

【乙案】受託者が、目的信託の受託者となり得る法人（信託法附則第3項、同法施行令第3条参照）であることを必要とする。

【丙案】受託者が、公益目的の信託事務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する法人であることを必要とする。

【丁1案】受託者が、公益信託の適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富である法人又は自然人であることを必要とする。

【丁2案】自然人が公益信託の受託者となる場合には、一定の要件を満たす法人（注2）と共同で受託者となることを必要とする（注3）。

（注1）信託兼営金融機関を含む。以下同じ。

（注2）【甲案】から【丁1案】までのいずれかの要件を設定する

ことが考えられる。

(注3) 法人と共同で受託することに加え、自然人に【丁1案】のような要件を課す必要があるかについては、別途検討する必要がある。

(中間試案)

第4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること (注1)

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者(法人又は自然人)であること (注2)

(注1) 受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織(運営委員等又は運営委員会等)の意見を聴くことを必要とするべきであるとの考え方がある。

(注2) 受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

(2) 受託者が自然人である場合 ((1)で乙案を採用する場合)

[割愛]

(3) 受託者が法人である場合

[割愛]

法制審当初の部会資料 32 では、甲案から丁 2 案まで提示されたものの、中間試案では、公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人とする甲案と公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）乙案が掲げられた。

そして、要綱案では、「公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するもの」とされた。法人に限定していないので、自然人も受託者となりうるものとなった。

これは、①信託法においては、自然人も受託者に就任可能であるし、許可審査基準も法人に限定していないこと、②軽量軽装備の公益信託の促進のため、受託者の担い手を広げる必要があること、③法人に限定すると、現行法で認定されている自然人受託者の公益信託を制限する結果となることから、自然人も受託者となりうるとされた。また、公益信託の軽量軽装備の観点から、運営委員会の必置や、自然人と法人の共同受託を要することも、採用されなかった。

公益信託において受託者が法人に限定されると、民事信託において士業や専門職による受託を閉ざしてしまう可能性も懸念され、その点でも、公益信託において自然人も受託者となりうることは望ましい。

もちろん、「公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する」との要件があるから、自然人法人ともに誰でもが受託者となれるのではなく、それにふさわしい者である必要がある。この点は、もとより、法制審では、自然人については、弁護士に限定せずに広く士業の受託者就任の可能性も含めて議論したと理解しているが、今後、法律が可決され施行されるに至った段階では、「公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する」ものについて、認可に際して、どのような基準によって判断するかは、実務的には大きな論点になりうる。

また、かかる受託者については、新法においては、信託業法との関係は何ら明文化されない。そのため、公益信託の受託者に信託業法の適用があるか、信託業法上違法となるかは、信託業法プロパーの論点となる。

現行法では、公益信託の受託者は信託銀行に限定されているが、軽量軽装備の公益信託が利用され、もって公益が促進されるためには、受託者が信託銀行に限定されるとコスト高となるから、公益信託の規模に応じて、自然人も受託者となる必要がある。そうした観点からは、信託業法による規制も、公益信託については、士業などの専門職が受託者とな

ることも想定して、一定程度緩和されたり柔軟な対応がなされること検討されてもよい。そのためには業法を改正するか、何等か緩和した明確な基準を設けるかなども考えられるが、少なくとも、現行法における解釈においてある程度柔軟に対応することも検討の余地はありうる。

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託においては、信託法第 29 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないものとする。
- (2) 公益信託においては、信託法第 35 条第 4 項の規律は適用しないものとする。
- (3) 公益信託の必要書類の備置き及び閲覧等については、公益法人与同等の仕組みとするものとする。

(1)は、公益信託の受託者に対するガバナンスの観点から、受託者の権限、義務及び責任は、信託法と同じとしたうえで、信託法第 29 条 2 項の適用を排除して、別段の定めによる善管注意義務の軽減はできないとした。

(2)は、信託事務の委任に関する法第 35 条第 3 項ただし書（受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときに必要な措置をとらなければならない旨の規定）について、信託行為において別段の定めを置くことができるとする同条 4 項の適用を排除して、受託者のガバナンスを図るものである。

(3)は、公益信託の情報開示に関し、公益信託の備え置き及び閲覧等については、公益法人与同等の仕組みとするものである。

3 公益信託の受託者の任務終了事由

3 公益信託の受託者の任務終了事由

公益信託の受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 受託者である個人の死亡
- (2) 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第13の1の規律による受託者の辞任
- (6) 第13の2の規律による受託者の解任
- (7) 公益信託の受託者の欠格事由（第4の1(2)（ア）を除く。）に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の受託者の任務終了事由には、信託法第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

法制審の最終段階において、任務終了事由の項目が追加されたが、法務省の提案に特に異論はなかった。

第5 公益信託の信託管理人（第5）

1 公益信託における信託管理人の必置

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

現行公益信託法では、信託管理人の設置は求められていないが、許可審査基準では必置とされている。

公益信託は受益者がいない信託であることから、受託者に対するガバナンス強化の観点からは、信託管理人を必置とすべきであり、法制審において異論がなかった。

そのため、改正法においても、現行実務とは変わらないこととなる。

中間試案においては、事務処理及び監査権限を有する者を指定する旨の定めを設けなければならないとする考え方³も示されたが、これは、軽量軽装備である公益信託の性質に反するものであり、要綱案では採用されなかった。

2 公益信託の信託管理人の資格

2 公益信託の信託管理人の資格

- (1) 公益信託の信託管理人は、公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものでなければならないものとする。

公益信託の信託管理人の資格を、「公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するもの」としている。

中間試案では、「当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者」とする考え方も提示されていたが、学識経験者であることを要求すると、行政庁において学識経験の有無を判断できない可能性もあり、また、信託管理人の候補者の範囲が狭まる可能性があり、採用されず、端的に「公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するもの」とした。

(2) 公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人になろうとする者が、次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 当該公益信託の受託者

イ 受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ 当該公益信託の委託者

エ 委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ 信託管理人になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第124条第1号に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員等

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

カ 信託管理人になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記オ(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

受託者と同様の欠格事由を信託管理人も設けるものである。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

(1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 信託管理人の権限、義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

公益信託のガバナンスの観点から、受託者と同様、公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任についても、受託者の定めのある信託の信託管理人と同様とするとともに、信託行為の定めによって制限できないものとした。

4 公益信託の信託管理人の任務終了事由

4 公益信託の信託管理人の任務終了事由

公益信託の信託管理人の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 信託管理人である個人の死亡
- (2) 信託管理人である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 信託管理人（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 信託管理人である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第14の1の規律による信託管理人の辞任
- (6) 第14の2の規律による信託管理人の解任
- (7) 公益信託の信託管理人の欠格事由（第5の2(2)（ア及びオ(ア)を除く。））に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の信託管理人の任務終了事由には、信託法第128条第1項において準用する第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

受託者と同様の任務終了事由を設けるものである。

第6 公益信託の委託者（第6）

1 公益信託の委託者の権限

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

委託者が公益信託に最も関心を持つことから、委託者にも一定の監督権限を持たせるとの観点はある。

一方、改正公益信託法では、公益信託には信託管理人を必置としており、目的信託と異なり、信託管理人により受託者の監督をするから、受益者の定めのある信託の委託者の権限と同様とした。ただし、委託者が自ら委託者としての権限を信託行為において制限することも禁止されない。

2 公益信託の委託者の地位の移転

2 公益信託の委託者の地位の移転

(1) 公益信託の委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができるものとする。

(2) 委託者が2人以上ある信託における上記(1)の規律の適用については、上記(1)中「受託者及び信託管理人」とあるのは、「他の委託者、受託者及び信託管理人」とするものとする。

3 公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。

公益信託の委託者の地位は、委託者の存命中は、受託者および信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転できる。

これに対して、公益信託の委託者の死亡においてその地位が相続により承継されるとすると、この地位を相続した相続人との利害対立が生じる可能性があり、それによって公益信託の信託事務の遂行が困難になることは避けるべきである。

そこで、原則として委託者の地位が相続される目的信託にかかる信託法 261 条、146 条及び 147 条とは異なり、改正公益信託法では、委託者の地位は相続しないものとするともに、別段の定めも許さないこととしている。

第7 行政庁（第7）

第7 行政庁

1 公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁

公益信託認可及び公益信託の監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁は、次に掲げる公益信託の区分に
応じ、国の行政庁又は都道府県知事とする。

(1) 次に掲げる公益信託 国の行政庁

ア 公益信託事務を2以上の都道府県の区域内において処理する旨を信託行為
で定めるもの

イ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定める
ものを処理するもの

(2) 上記(1)以外の公益信託 当該公益信託事務が処理される都道府県の知事

公益信託の認可及び監督は、公益法人に倣って、民間の有識者から構成される委員会の
意見に基づき、特定の行政庁が行うとした。

かかる特定の行政庁は、単一の都道府県内の公益信託については、都道府県知事、それ
以外の複数の都道府県にまたがる公益信託については、国の行政庁が行うものとされた。

国の行政庁をどの省庁が担うか問題であるが、公益認定法と同様内閣府が担うことと
なっている。

第8 公益信託の認可の申請（第8）

第8 公益信託認可の申請

1 公益信託認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託
認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託認可の申請手続

公益信託認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

公益信託の認可は、受託者（の候補者）が申請し、申請書を行政庁に提出して申請する⁴。但し、新公益信託法施行後の実務においては、申請書の記載事項・書式がどのようなものとなるかも課題といえる。

第9 公益信託の認可の基準（第9）

第9 公益信託認可の基準

（前注）本項1から4までの公益信託認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（後記第17の1(1)・(2)）

行政庁は、公益信託認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること。

2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

- (1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

- (2) 暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

1 公益信託の認可の基準

公益信託の認可の基準は、要綱案第9に記載されるもののほか、公益信託の受託者の資

格（第4の1）、公益信託の信託管理人の資格（第5の2）、公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（第17の1(1)・(2)）も、認可の基準となる。

改正公益信託法においては、主務官庁による許可制ではなく、認可制であるから、行政庁は、認可の申請がなされた場合には、認可の基準に該当する場合には、当該信託に対して、公益信託の認可をしなければならない。

2 公益信託の目的と公益信託事務

公益法人においては、公益目的事業のほか収益事業を行うことが可能であるが、これとは異なり、改正公益信託法においては、公益信託の目的は公益信託事務を処理することのみを目的とするものであることとされた。そのため、公益信託の目的とは別の事業等を行うことはできない。

そして、公益信託においては、受託者が処理する信託事務は公益目的達成のために必要な信託事務である必要がある。

そこでは、公益目的達成のために必要な信託事務であれば、後記のとおり信託財産が金銭に限定されないことを踏まえて、助成型のみならず、現行の許可審査基準では許容されていない事業型も可能である。事業型としては、例えば、美術館、子ども食堂の運営、学生寮の運営等が考えられる。

その際、公益信託の目的達成のために必要な事務であれば、収益を伴う事務も可能である。例えば、公益信託において運営する美術館においてミュージアムショップを運営することが考えられる。

ただし、公益目的に対して、どの範囲の収益事業が許されるかは、要綱案においては明確にされておらず、その基準や限界は今後の論点となりうる。

3 公益信託の信託財産に関する基準

3 公益信託の信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。
- (2) 公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがある

こと。

1) 信託財産の範囲

改正公益信託法では、信託財産は金銭に限定しないとされる。この点は、現行の許可審査基準においては信託財産は金銭に限定されているから、重要な改正点である。

改正公益信託法においては、金銭のほか、不動産、美術品、その他の財産も信託財産とすることが可能であり、事業型の公益信託も可能となる。

2) 公益信託事務遂行の見込み

当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務遂行の見込みのために必要な財産が確保されることが求められる。これは、公益信託遂行の見込みがあるのであれば、存続期間満了時に信託財産がゼロとなる公益信託の設定も可能である。また、事後的な増加も、公益信託事務の遂行の見込みの判断の考慮に入れることができる。

また、信託財産についての公益信託事務の遂行の見込みの判断には、信託財産の運用も考慮に入れられる。ただし、運用とは何かは問題であり、法制審でも議論されたが、結局は要綱案においては「運用」とされるのみである。その定義は明文化されないから、解釈によることとなる。もとより、信託財産の金銭を銀行口座に預金した際の預金利息を受領することは当然認められる。信託財産たる不動産で美術館を開業し収益を得ることは許されるとしても、当該不動産を（美術館の運営とは別に）賃貸し賃料収入を得ること（例えば、美術館の一部である会議室などを空いている時間に使用させて利用料を得ること）が許容されるか、また、収益不動産を取得して賃料収入を得ることは公益事務の範囲に含まれるかなどは論点となりうる。証券の売買、運用、その他投資を行うことについては、保有する株式・有価証券を売却して換価することが許されるのは当然としても、投資目的で有価証券を新たに取得したり、積極的に売買を繰り返して利益を得ようとするのが許容されるかも論点となりうる。

3) 他団体の意思決定に関与することができる株式等の保有の禁止

(3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の

団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないことが認可要件となる。これは、公益信託が、隠れ蓑となって、他の団体の支配のツールにならないようにするためのものである。

ただし、ただし書きにもあるとおり、そうした財産を保有することによって、他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがないければ、株式等を信託財産とすることも許容される。

しかしながら、「実質的に支配する恐れがない」との判断基準は論点となりうる。例えば株式会社の場合、当該会社の株式の50%以上を保有することが一つに目安にはなりそうではあるが、50%未満でも、支配している場合あることから、認可基準として、どのような基準を設けるか、公益認定法と同様としてよいかは、論点となりうる。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

(1) 信託行為の定めの内容が次に掲げる事項に適合するものであることとする。

ア その公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと。

イ その公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。

ただし、公益信託の受託者に対し、当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために又は公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、許容するものとする。

ウ 受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬（以下「報酬」という。）（注）について、主務省令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準（額又は算定方法）が定められていること。

- (注) 1 公益信託においては、上記ウの報酬の支払基準に従って、その受託者及び信託管理人に対する報酬が支給されなければならないものとする。
- 2 公益信託の受託者は、上記ウの報酬の支払基準を公表しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とするものとする。

1) 特別の利益供与の禁止

要綱案第9の4の(i)のア、及びイ本文は、公益認定法5条3号4号と同趣旨であり、公益信託事務を処理するに当たりの委託者、受託者、信託管理人などに対する特別の利益供与を禁止するとともに、株式会社その他の営利事業を営むもの等に対する寄付その他の特別の利益供与を禁止している。

ただし、同イのただし書のとおり、受託者は公益信託や公益法人への寄付などは、当該公益信託の信託目的の範囲で、公益信託事務のために行うことは許容される。

2) 受託者および信託管理人の報酬の基準

改正公益信託法においては、信託行為において、受託者の報酬について、不当に高額としない報酬の基準を定める必要がある。

現行実務においては、許可審査基準そった報酬では低額に過ぎ、信託銀行も相当の負担を負って公益信託の受託業務を行っている面はある。そのため法制審の議論としては、受託者の報酬は高すぎない妥当な金額となるべきではあるが、より受託者の担い手を確保する観点からも、許可審査基準による報酬よりも一定の範囲で高額となることも可能とすべきとの点において、相当程度一致していたところである。

もちろん、こうした基準に基づく受託者の報酬の支出も踏まえて、信託財産に関する公益信託事務遂行の見込みを要する。

エ 公益信託の会計について

- (ア) その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること (注)。

(注) 公益信託の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たり、当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはな

らないものとする。

- (イ) 公益信託の毎信託事務年度の末日における遊休財産額（注）が、当該信託事務年度に処理された公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務が翌信託事務年度においても引き続き処理されるために必要な額として、当該信託事務年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めるところにより算定した額を超えないものであること。

（注）遊休財産額とは、公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額をいうものとする。

- (ウ) その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれるものであること。

オ 信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していないものであること。

- (2) 公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令で定めるものを除く。）があることが予定されていない公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

3) 公益信託の会計

公益信託の会計に関する基準は、収支相償と遊休財産に関するものである。ただし、かかる基準は公益事務にかかる収入があること（すなわち収益事業）を予定していない公益信託には適用されない（要綱案第9の4の(2)）

もちろん、収益事業を予定していないとしても、預金利息等の受領が許されるのは当然であり、その旨を要綱案第9の4の(2)の括弧書で示している。

公益信託において、収益事業を行うことによって資産を内部留保することは許されないから、収支相償の原則が適用され、その収入は、公益信託事務に必要な費用を賄う程度までとされる。すなわち、認可時においては、収益事業による収入は、公益信託事務を実施に要する適正な費用を賄う額を超えないと見込まれることを要し、認可後も受託者は、当

該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

また、資産を内部留保することは許されないことから、過度に遊休財産を保有してはならない。

要綱案第9の4の(1)(イ)の(注)には、遊休財産の定義として、「公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額」とされるものの、今後政省令で定められる基準がどのようなものとなるかによる。単に資産として保有するだけのもののように見えても、適正な公益信託事務の遂行に必要な資産はありうる。たとえば、公益信託事務の規模に比して高額の預金を保有していたとしても、その預金利息によって信託事務の費用を賄っている場合には、そうした預金は遊休財産とすべきではない。

また、公益法人においても遊休財産にかかる判断基準はあるものの、公益目的の範囲内のみ公益信託事務しか行わず、かつ公益法人より軽量軽装備であるとの違いがある公益信託に、公益法人に関する基準をそのまま適用してよいかも、論点とはなりうる。

要綱案第9の4の(1)(ウ)は、公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれることを認可基準とする。その趣旨は妥当といえるが、適正な割合との基準は、単に何%と明示すればよいわけではないように思われ、どのように設定するかは課題となる。

第10 公益信託の名称

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、名称を付さなければならない。
- 2 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 3 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 4 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

5 4 に違反する名称又は商号の使用によって公益信託事務に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

現行公益信託法には、公益信託の名称に関する規定はないが、許可審査基準においては、公益信託に名称が付されることを前提に、一定の規律を設けている。

要綱案では、公益信託において、公益信託の文字を用いた名称を付さなければならぬとするとともに、その他公益認定法に倣った名称に関する規定を設けるものとする。

第 11 公益信託の情報公開（第 11）

第 11 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益法人と同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならないものとする。

- (1) 公益信託認可をしたとき。
- (2) 公益信託認可を取り消したとき。
- (3) 公益信託の受託者に対して勧告及び命令をしたとき。
- (4) 公益信託の新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）の選任の認可をしたとき。
- (5) 公益信託の変更及び併合・分割の認可をしたとき。
- (6) 受託者の辞任及び解任の届出があったとき。
- (7) 裁判所が新受託者を選任した旨の届出があったとき。
- (8) 信託管理人の辞任及び解任の届出があったとき。
- (9) 裁判所が新信託管理人を選任した旨の届出があったとき。
- (10) 裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命じた旨の

届出があったとき。

- (11) 公益信託の信託行為の定めの変更の届出があったとき。
- (12) 信託の終了の届出があったとき。
- (13) 清算の終了の届出があったとき。

現行公益信託法における情報公開については、第4条2項が毎年1回一定の時期に信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない旨を規定するのみである。

公益信託において、透明性の高い事務運営がなされるためには、公益信託の情報が広く公開されるべきであることから、公益信託の情報公開について公益認定法と同等の仕組みとすることとされた。

また、公益信託の成立の認可やその取消し等、行政庁が公示すべき事項を定めている。

第12 公益信託の監督（第12）

第12 公益信託の監督

1 報告及び検査

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 上記(1)の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 勧告、命令等

- (1) 行政庁は、公益信託認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。

(2) 行政庁は、上記(1)の勧告をしたときは、主務省令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。

(3) 行政庁は、上記(1)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(注) 行政庁は、上記(1)の勧告及び(3)の規律による命令をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど、公益法人認定法第 28 条第 5 項と同様の規律を設けるものとする。

3 寄附の募集に関する禁止行為

公益信託の受託者及び信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。

(2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。

(3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。

(4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

4 公益信託認可の取消し

(1) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならないものとする。

ア 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準（注 1）に適合しない状態に該当するに至ったとき。

イ 受託者が、偽りその他不正の手段により公益信託認可、新受託者又は新信託管理人の選任の認可、公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき。

ウ 受託者が、正当な理由がなく、上記 2(3)の命令に従わないとき。

(注 1) 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準第 9 の 2(2)

(2) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができるものとする。

ア 公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当するに至ったとき。

イ 公益信託の目的に関する基準，公益信託の信託財産に関する基準，公益信託の信託行為の定めに関する基準のいずれか（注 2）に適合しなくなったとき。

ウ 受託者が，公益信託の報酬・会計に関する基準（第 9 の 4(1)ウ及びエ），寄附の募集に関する禁止行為（第 12 の 3），公益信託の情報公開（第 11 の 1）の規律を遵守していないとき。

エ 受託者が，上記アからウまでのほか，法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

（注 2） ・公益信託の目的に関する基準

第 9 の 1

・公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準

第 4 の 1(1)，第 5 の 2(1)

・公益信託の信託財産に関する基準

第 9 の 3

・公益信託の信託行為の定めに関する基準

第 9 の 4(1)アからオまで

（注 3） 行政庁は，上記(1)及び(2)の公益信託認可の取消しをしようとするときは，他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど，公益法人認定法第 28 条第 5 項と同様の規律を設けるものとする。

（注 4） 他の行政機関の長は，公益信託について上記の各事由があると疑うに足りる相当な理由があるため，行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には，行政庁に対し，その旨の意見を述べるることができるものとするなど，公益法人認定法第 31 条と同様の規律を設けるものとする。

5 裁判所の権限

裁判所は，信託法が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

現行公益信託法

第四条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第八条 公益信託ニ付テハ信託法第二百五十八条第一項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限（次ニ掲グル裁判ニ関スルモノヲ除ク）ハ主務官庁ニ属ス但シ同法第五十八条第四項（同法第七十条（同法第七十四条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百二十八条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六十二条第四項（同法第二百二十九条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六十三条第一項、第七十四条第二項及第二百二十三条第四項ニ規定スル権限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

1 公益認可の取消し

信託法においては、主務官庁制を廃して、特定の行政庁による認可・監督をする制度としている。そのため、行政庁は、認可による後見的な監督を行うこととなる。

要綱案においては、行政庁は、認可後の公益信託に対して、①報告を求め → ②立ち入り検査 → ③勧告 → ④命令 → ⑤認可取り消しの順に監督権限を行使していくこととされた。

但し、改正公益信託法においては、公益信託の自律的ガバナンスに委ねることを前提に、行政庁は上記のとおり後見的な監督を行うのであるから、行政庁の監督のあり方は、公益信託の自律的なガバナンスを前提としつつ、「公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において」基準が維持されているかどうかの観点で行うこととなる。

2 裁判所の監督

現行公益信託法第8条は、公益信託については、受託者の定めのない信託の裁判所の権限は、法第46条の検査役の選任権限を含め、主務官庁に属するとしている。しかしながら、主務官庁制の廃止を前提とすると、検査役の選任権限は会社法第358条や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第86条においても裁判所の権限とされていることから、これらの権限は行政庁に付与すべきものとはいいたいところであり、現行信託法上裁判

所の権限とされている権限については、現行公益信託法第8条に規定するものも含め、裁判所の権限とするものとした。

3 寄付

寄付については、要綱案の内容に特に異論はなかったが、寄付の定義や法的性質は、特に明確にはしていない。

寄付を追加信託ととらえると寄付者を委託者と位置付けるかとの問題は生じるが、贈与とすればそのような論点は生じないこととなる。

第13 公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任（第13）

第13 公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

(1) 受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

(2) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に辞任した旨を届け出なければならぬものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の辞任には、信託法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により、受託者を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を

解任することができるものとする。委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に解任された旨を届け出なければならないものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の解任には、信託法第 58 条第 5 項から第 7 項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

3 公益信託の新受託者の選任

(1) 信託行為に新受託者となるべき者に関する定め (注 1) がある場合は、当該定めに従い、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(注 1) 新受託者となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

(2) 第 4 の 3 に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の場合における新受託者の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

(4) 上記(2)の場合において、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとする。

(5) 上記(4)の場合において、新受託者は、遅滞なく、行政庁に選任された旨を届け出なければならないものとする。(注 2)

(注 2) 受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

(6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律のうち「委託者及び信託管理人は、その合意により」とあるのは「信託管理人は」と、上記(4)の規律のうち「委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況」とあるのは「信託管理人の状況」

とするものとする。(注3)

(注3) 公益信託の新受託者の選任には、信託法第62条第2項及び第3項、同条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

1 はじめに

受託者の 辞任・解任・新受託者の選任は、信託成立後に生じる問題であり、認可の対象ではないことから、立法としては、誰に判断させるかの問題がある。考えられるのは、委託者・信託管理人か、裁判所か、行政庁かである。

裁判所に申し立てをして辞任ないし解任ができるとしても、さらに合わせて行政庁の認可も要するとするかも問題になる。すなわち、裁判所の判断に加えて行政庁の認可を要するか否かは、裁判所の判断を行政庁が覆すことを許すのかとの問題である。この点は、以下の通り、辞任・解任自体には行政庁の認可は不要であるが、行政庁に届け出を要求している。

2 公益信託の受託者の辞任

ア 受託者は、委託者および信託管理人の同意を得て、辞任することができる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

例えば、病気などのため自主的に辞任したい場合が考えられる。この場合、要綱案は、受託者が行政の認可なしに辞任できるようにしている。

イ そして、委託者および信託管理人両名の同意が得られない場合には、やむ得ない事由があるときは、行政庁ではなく、裁判所の許可を得て辞任できるものとした。この要件は、正当な事由とはされなかったが、やむを得ない事由のほうがより厳格な要件といえる。

ウ 受託者の辞任の手続きには行政庁の関与はないが、受託者は辞任したときには、行政庁に遅滞なく辞任した旨を届けなければならない。

エ 委託者がいない場合には、上記1)の適用はなく、受託者が辞任するには、裁判所の許可を得る必要がある。

3 公益信託の受託者の解任

ア 委託者および信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により受託者を解任できる。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。委託者および信託管理人の同意だけではならず、正当な理由の要件が必要である。ただし、正当な理由は、やむ得ない事由に比べてより緩やかな概念といえる。

これも、要綱案は、行政庁の許可なしに解任できるようにしている。

イ 解任について、委託者と信託管理人の意見が一致せず、合意できない場合には、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人の申立てにより、裁判所は、受託者を解任することができる。

ただし、委託者については、信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができる。

ウ 受託者の解任の手続きには行政庁の関与はないが、受託者が解任された場合には、受託者であったものは、遅滞なく、行政庁に解任された旨を届け出なければならない。

エ 委託者がいない場合には、上記1)の適用はなく、信託管理人が受託者が解任するには、裁判所の許可を得る必要がある。

4 公益信託の新受託者の選任

ア 受託者が辞任し又は解任された場合には、新たな受託者を選任する必要がある。

イ まず、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがある場合にはそれによる。

ウ 信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引き受けをせず、又はこれを行うことができないときは、委託者および信託管理人の合意によって新受託者を選任できる。

エ これらイおよびウの場合には、行政庁の認可がなければ、その効力を生じない。受託者の辞任及び解任の場合は、選任時に行政庁の認可があったものであり、受託者の任務を終えるかの問題であって、行政庁の関与は不要としたものであるが、新受託者の選任には、これから公益信託に関わるものであるから、行政庁の認可を要するものとしている。

オ さらに、上記ウの場合でも新受託者を選任できない場合に備えて、「委託者および信託管理人の合意にかかる協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、裁判所は新受託者を選任できるとされた。

この場合には、行政庁の認可は要せず、新受託者は遅滞なく行政庁に届ける必要がある。

カ 委託者が現に存しない場合には、上記ウについては、信託管理人単独で選任できる。また、裁判所による新受託者の選任の場合にも、信託管理人の状況その他の事情に照らして必要があると認められれば、裁判所は新受託者を選任できる。

第 14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任（第 14）

第 14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

1 公益信託の信託管理人の辞任

- (1) 信託管理人は、委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人）の同意を得て，辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の辞任には、信託法第 128 条第 2 項において準用する同法第 57 条第 3 項から第 5 項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

2 公益信託の信託管理人の解任

- (1) 委託者は、正当な理由があるときは、（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により）、信託管理人を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別

段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (2) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てにより、信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする(注1)。

(注1) 公益信託の信託管理人の解任には、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第5項及び第6項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(注2) 上記(2)の信託管理人の解任の裁判に対しては、委託者、信託管理人又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

3 公益信託の新信託管理人の選任

- (1) 信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定め(注1)がある場合は、当該定めに従い、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

(注1) 新信託管理人となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 第5の4に掲げる事由により信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者は(他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により)、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)の場合における新信託管理人の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

- (4) 上記(2)の場合において、委託者の状況その他の事情に照らして必要があると認

めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任することができるものとする。

- (5) 上記(4)の場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に新信託管理人が選任された旨を届け出なければならないものとする。(注2)

(注2) 受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

- (6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律は適用しないものとする(注3)。

(注3) 公益信託の新信託管理人の選任には、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第2項、第3項、第5項及び第7項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

(注4) 上記(4)の新信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

信託管理人の辞任・解任、新受託者の選任についても、概ね受託者と同様の規定が設けられる。

第15 公益信託の変更、併合及び分割 (第15)

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託の信託行為の定めの変更

- (1)ア 公益信託の信託行為の定めの変更(第15の2の場合を除く。)は、委託者、受託者及び信託管理人の合意(注1)がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(注1)

- 1 上記アにかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変更は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者

及び信託管理人に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 信託の目的に反しないことが明らかであるとき

受託者及び信託管理人の合意

(イ) 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき

受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 上記ア及び（注 1）1にかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変更は、次に掲げる者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において、次の(イ)に掲げるときは、受託者は委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

委託者及び信託管理人

(イ) 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

信託管理人

3 委託者が現に存しない場合においては、上記（注 1）2(ア)の規律は適用しないものとする。上記（注 1）1のうち「次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次の(イ)に掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2)ア 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが公益信託の目的及び信託の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずることができるものとする。（注 2）

イ 委託者については信託行為において公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 上記(2)アの場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に変更後の信託行為の定めの内容を届け出なければならないものとする。(注3)

(注2) 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には、信託法第150条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(注3) 受託者は、行政庁に上記(1)アの変更の認可と同様の書類を提出するものとする。

(3)ア 上記(1)アの例外として、主務省令で定める公益信託の信託行為の定めの軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者又は信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)アの規律は適用しないものとする。

2 公益信託の目的の変更

(1) 公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、類似の公益目的に変更することができるものとする。

(2) 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の公益目的に変更して、公益信託を継続することができるものとする。

ただし、当該公益信託の受託者が、当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から3箇月以内に、行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)の規律は適用しないものとする。また、上記(2)の規律のうち「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及

び信託管理人」とするものとする。

3 公益信託の併合・分割

- (1) 公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注1）がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。この場合においては、信託法第151条第1項各号、第155条第1項各号又は第159条第1項各号に掲げる事項（注2）を明らかにしてしなければならないものとする。

（注1）

- 1 上記(1)にかかわらず、公益信託の併合は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、上記(1)に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 信託の目的に反しないことが明らかであるとき

受託者及び信託管理人の合意

イ 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき

受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

- 2 委託者が現に存しない場合においては、上記（注1）1のうち「次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次のイに掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

（注2）公益信託の併合後及び分割後の信託行為の内容は類似の公益目的を定めるものでなければならないものとする。

- (2) 上記(1)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (3) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)の規律は適用しないものとする。
- (4) 公益信託の併合・分割は、信託法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

1 公益信託の信託行為の定めの変更

公益信託の信託行為の定めの変更は、原則として、委託者、受託者および信託管理人の合意があり、行政庁の認可を受けた場合になしうるとしている。また、三者の合意が不要な場合の例外を設けるほか、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情による場合の裁判所の変更命令や、軽微な変更については行政庁への届出で足りる旨を規定する。

2 公益信託目的の変更

委託者、受託者および信託管理人の三者の合意があれば、公益信託の目的を行政庁の認可を受けて類似の公益目的に変更でき、また、目的達成又は不達成の場合も類似の公益目的に変更して公益信託を存続できるものとした。

3 公益信託の分割・併合

委託者、受託者および信託管理人の三者の合意があれば、行政庁の認可を受けて公益信託の分割・併合ができるものとした。

第 16 公益信託の終了（第 16）

第 16 公益信託の終了

1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

(1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

(2) 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が 1 年間継続したとき。

ただし、新受託者の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。

(3) 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が 1 年間継続したとき。

ただし、新信託管理人の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。

- (4) 受託者が信託法第 52 条（同法第 53 条第 2 項及び第 54 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (5) 信託の併合がされたとき。
- (6) 信託法第 165 条又は第 166 条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (7) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (8) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第 53 条第 1 項、民事再生法第 49 条第 1 項又は会社更生法第 61 条第 1 項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 41 条第 1 項及び第 206 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- (9) 公益信託認可が取り消されたとき。
- (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、信託法第 259 条の規律は適用しないものとする。

3 合意による終了

公益信託は、合意によって終了することはできないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（受益者の定めのない信託の存続期間）

第二百五十九条

受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えることができない。

公益信託の終了事由を定めるとともに、存続期間については、目的信託と異なり、法 259 条の 20 年の存続期間の制限の規定の適用はない旨を明らかにしている。

また、信託行為に別段の定めがある場合を除き、公益信託は合意によって終了できないとした。

第 17 公益信託の清算（第 17）

第 17 公益信託の清算

1 残余財産の帰属

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（注 1）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。

（注 1）公益信託の残余財産の帰属すべき者については、信託法第 183 条及び第 184 条の規律のうち、同法第 183 条第 6 項及び第 184 条の規律は及ばさないものとする。

- (2) 上記(1)の定めの内容は、残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注 2）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定めるものでなければならないものとする。

（注 2）公益法人認定法第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。

- (3) 上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

現行公益信託法第 9 条は、公益信託が終了した場合における「帰属権利者ノ指定ニ関する定」を置くことができることを前提としているが、帰属権利者の範囲を限定する規定を置いていない。また、現行公益信託法では、信託法第 182 条 2 項の規定によっても残余財産の帰属が定まらない場合について、同条 3 項の残余財産が清算受託者に帰属するとの規定を除外する旨の規定もない。

公益信託の信託財産は、一旦公益に出た以上私益に戻ることは許容されないことから、公益信託が終了し清算の段階に入った段階において、その残余財産の帰属先は、公益信託の制度としては重要である。

そこで、改正公益信託法では、信託行為において残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないとした上、その定めの内容について類似の目的を有する他の公益信託の受託者若しくは公益法人、又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定め

るものとした。

さらに、かかる定めにおいても残余財産の帰属先が定まらないときは、残余財産は国庫に帰属するものとした。

国庫帰属となる前の帰属先、すなわち帰属権利者に関する定めの内容をどうするかは問題である。要綱案以外の選択肢はありうるか、他の公益信託・公益法人について類似の目的の制限は必要か（なくてもよいのではないか）との議論もあったが、最終的には、要綱案のとおりとなった。

上記のように指定された者が、終了後の公益信託の信託財産の受領を拒む場合も想定される。例えば、金銭以外の信託財産の場合のほか、残された財産は、誰も受領したくないような財産であることも考える。

そのような場合に備えて、少なくとも最終的には、信託終了後の公益信託の残余財産は、国庫に帰属しうる旨の規定を設けている。

ただし、実務的には、国庫としても負担の伴う財産はなるべく受領したくない面はある。そのため、現実に国庫帰属の処理がなされるか、国庫帰属がスムーズに行われるかは、今後の課題となる。相続財産管理における財産の国庫帰属や、民法・不動産登記法改正による相続土地国庫帰属制度の今後の運用状況にも影響を受けるところと考えられる。

第 18 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

第 18 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

1 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとする。

2 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

法制審においては、公益信託の利用の幅を広げるとの観点から、「公益信託から、私益信託への変更」と「私益信託から公益信託への変更」について議論された。

しかしながら、法 258 条 2 項、3 項との整合性の観点から、否定された。

特に、「公益信託から私益信託への変更」は、公益に出た財産が私益に戻ることで自体が許容されないとして、法制審の早い段階で否定された。「信託終了時に当初受託財産の範囲で信託財産が委託者に戻ることもあってよいのではないか」との考えは、受け入れられなかった

「私益信託から公益信託への変更」については、例えば、当初は、病気の自分の子のための私益信託を設定したが、その子が亡くなったのちは、同じ病気の子のための公益信託とする」という信託はあってもよいように思われる。これを一つの信託として、当初の信託設定時から、信託行為たる信託契約の中に「私益信託から公益信託への変更」を盛り込むことがあってもよいのではないかと考える。しかしながら、これについても、税務への考慮や、制度として複雑なものになること、私益信託を終了させたのちに新たに公益信託を設定すれば足りる等から、立法化は見送られた。

第 19 その他

第 19 その他

1 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に移行するための所要の措置を講ずるものとする。

2 罰則

罰則について所要の措置を講ずるものとする。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

新公益信託法が成立し施行された後には、新公益信託法が施行後に新たに設立される公益信託に適用されるのは当然であるが、新公益信託法施行以前に現行公益信託法に基づいて設立された公益信託を、新公益信託法施行後にどのように取り扱うかという問題がある。

その際考えられる方法は、①新公益信託法施行後も、施行以前に設立された公益信託は、引き続き、現行公益信託法の下で存続するとの考え方と、②新公益信託法施行後は、施行

以前に設立された公益信託は、新公益信託法に基づく公益信託に移行させる考え方がある。

この点、新公益信託法施行後も、現行公益信託法上の公益信託が存続するという事は、公益信託は、50年、100年と存続することも考えられるところから、50年後、100年後も主務官庁制の公益信託がなお存続することとなり、長期にわたり2種の公益信託が存続することは妥当ではない。そのため、改正信託法においては、①の方法は採用されず、②の新公益信託法施行後は、現行公益信託法上の公益信託は、新公益信託法の要件を充足するよう、移行の措置をとる必要があることとなった。

したがって、現行公益信託法による公益信託は400余りとされるどころ、これらについては、改正公益信託法施行後に新法への移行措置をとる必要がある。

改正公益信託法の施行に際して、一定期間の時限的措置が取られることが見込まれ、その間に、現行公益信託法下の公益信託の受託者である信託銀行において個々の公益信託ごとに、新法上の要件充足のための移行手続きを取る必要がある。

例えば、信託管理人が付されていないなど改正法上の要件を充足していない公益信託においては、信託の変更などの手続きを経て充足する必要がある。現行公益信託法に基づく公益信託の多くは、新法上の要件充足は問題ないと予想されるが、仮に、信託管理人がいない公益信託において信託管理人候補者がおらず、信託管理人を設置できない場合等、万一新法上の要件を充足できなければ、公益信託を終了させることとなるところであり、個々の信託銀行における対応が期待される。

IV おわりに

- 1 改正公益信託法においては、助成型のみではなく、事業型の公益信託も許容されることとなった。

また、固有の事務所や人的体制を求められる公益法人とは異なり、公益信託は、軽量軽装備なものであることが特徴である。そのため、改正公益信託法においては、より小規模・軽量軽装備のものから、重厚なものまで、設定が可能となる。

そのため、現行法下の実務においてはできなかったことも改正法の下で公益信託で実現可能となるから、これまでの公益信託の枠を超えた公益信託が積極的に活用されるこ

とが期待される。特に、小規模な公益信託や、事業型の公益信託の活用は期待したい。

2 具体的な立法に向けて

内閣府が所管官庁となって、2024年の通常国会における成立が見込まれているところであるが、成立後の施行に際しては、以下の論点があり、なお議論が期待される。

- ① 改正公益信託法施行は、現行法下の公益信託の移行措置がどのようなものとなるか、移行期間がどれくらいの期間となり、移行はスムーズに行われるか
- ② 税務の取り扱いはどのようなものとなるか。
- ③ 受託者・信託管理人の資格要件はどうなるか。その際の業法の適用はどうなるか。
- ④ その他、具体的な申請手続きは、書式も含めどのようなものとなるか。

3 将来に残された課題

さらには、信託法下の目的信託については、何ら改正はなされなかった。

目的信託が利用されないのは、実務的な要件のハードルが高いからであるが、目的信託を使えるものにするには、どのようなものとすればよいかについて、新法施行後も議論がなされることを期待したい。

[注]

- 1 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議のウェブサイトにも最終報告の概要と報告書が掲載されている
(https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html)
- 2 日本経済新聞 2023年2月14日
- 3 中間試案第5の1の(注)
- 4 記載事項については、中間試案の補足説明

追記

脱稿後に、要綱が示されたが、法制審での議論を経た改正法の基本的な内容を理解するとの観点では、要綱案に沿った整理がわかりやすいことから、本稿では、要綱案に沿って、改正法を概観した。

公益信託法の見直しに関する
要綱案第 15 の 2 「公益信託の目的の変更」
に係る審議過程の検討
——寄付の法的性質を考えるために——

金 井 憲 一 郎

目 次

- 1 章 はじめに
- 2 章 要綱案第 15 の 2
- 3 章 要綱案第 15 の 2 になるまでの審議過程
- 4 章 若干の検討——私見と残された課題

1章 はじめに

例えば、義捐金を寄付することを考えた場合、寄付者は、仲介者を通じて、被災者に金銭等の贈与をしており、その構造は委託者と受託者との間で公益目的のために信託を設定する公益信託と似ている。

そのような認識から、筆者は、公益信託法の見直しのための法制審議会信託法部会での議論が行われる前に中央大学に提出した博士論文において、いわゆる寄付と公益信託のそれぞれの概念は如何なるものかについて両者を比較しながら若干の考察を行った¹。その問題意識は、寄付の法的性質をどのように考えるべきかであった。同部会の中で、筆者の問題意識と同様の発言がなされていることに注目したい²。すなわち、「私の理解不足なら申し訳ないのですけれども、(中略)寄附という言葉が出てきています。これまで寄附ということばを特段に意識せずに使ってきたように思うのですけれども、特に収入の入る側について寄附という言葉在法律に設けるのだったら、寄附の概念というのをきちんと整理するなり、確定する必要があるのではないのかと思います。信託法にも公益信託法にも寄附という言葉はなくて、一方、公益法人認定法には公益法人の寄附という概念があります。公益法人ではそれで何らかの制度が完結しているのかもしれないのですけれども、公益信託の場合は、入ってくる側では、寄附以外に、追加信託という言葉もあるわけで、新たに入ったものが、委託者から新たに追加で入れたものなのか、それではない法概念として贈与のように入ってきたものなのかというのは、個々の場面によってあり得ると思うのです。委託者からではなくて、贈与であってもよいとは思いますが、それを否定するつもりではないのですが、寄付のことばを法として条文に入れるのだったら、広い意味なのか狭い意味の何なのか、きちんと確定した上で使う必要があるのではないかと思うからです。公益認定法にあるから全く一緒だといえるのかは、一応、検証が必要なのではないかという問題意識を持っています。」と。

本稿は、個別の論点として、公益信託法の見直しに関する要綱案（以下、「要綱案」という）第15の2の「公益信託の目的の変更」³につき検討することによりこの問題意識を深めることとしたい。公益信託の目的の変更は、類似の公益目的への変更、類似の公益目的への継続につき、当該公益信託関係当事者の手続き要件を規定しつつ、最終的には行政

庁の認可を要するとしている。とりわけ、本論点は、要綱案において委託者も合意権者としていることから、当該公益信託の委託者の権限をどこまでとするかという委託者の権限の範囲と関わる論点でもあると考える。

以下では、要綱案第15の2がなるにあたってどのような議論がなされてきたか、法制審議会信託法部会における審議過程を概観し、寄付の法的性質につき若干の検討をすることとしたい。

なお、本稿は、上記博士論文の補論、覚え書きの性格を有するものであることとお断りしておきたい。

2章 要綱案第15の2

公益信託法の見直しに関する要綱案第15の2は、次のように規定している。

「(1) 公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、類似の公益目的に変更することができるものとする。

(2) 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の公益目的に変更して、公益信託を継続することができるものとする。

ただし、当該公益信託の受託者が、当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から3箇月以内に、行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)の規律は適用しないものとする。また、上記(2)の規律のうち『委託者、受託者及び信託管理人』とあるのは、『受託者及び信託管理人』とするものとする。』。

それでは、本要綱案は、どのような議論を踏まえて策定されたものであろうか。その審議過程を概観してみよう。

3章 要綱案第15の2になるまでの審議過程

1. 信託法部会資料42の第1「公益信託の信託行為の定めの変更」の2

(1) 信託法部会資料42の第1「公益信託の信託行為の定めの変更」の2において、公益信託の目的の変更につき次のように論点が出されていた⁴。

「(1) 信託関係人の合意等のみによる公益信託の目的の変更はできないものとするかどうか。

(2) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、新たな公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意(注1)がある場合(注2)に、受託者からの申請を受けた行政庁が、公益信託の目的の変更の〔認可／認定〕を行うことによりできるものとするかどうか。

(3) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的の達成又は不達成の場合において、残余財産があるが帰属権利者が定まらないときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために当該信託を継続させることができるものとするかどうか。

(注1) 公益信託の目的の変更がされる場合は、『信託の目的に反しないことが明らかであるとき』(信託法第149条第2項第1号参照)、『信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき』(同項第2号参照)、『受託者の利益を害しないことが明らかであるとき』(同条第3項第1号参照)、『信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき』(同項第2号参照)には該当しないと考えられることから、『信託関係人の合意等』とはしていない。

(注2) 信託法第149条第4項は、同条第1項から第3項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる旨を規定しているが、公益信託については、受託者及び信託管理人の合意により信託の目的の変更を可能

とする信託行為の定めを置くことの可否等を含めて、同条第4項の適用を検討する必要があるものと考えられる。」

(2) 主な法制審議会信託法部会における議論

能見委員は次のように発言している⁵。

「第15の2(1)と(2)の関係、さらには、これらと第17⁶の帰属権利者の問題との関係が、少し私にはよく分からない部分があります。少なくともパブリックコメントを求める際に、もう少し説明が必要なのではないかというのが第1点であります。あわせて、私が十分理解できなかったことから来る私の疑問についてもお答えいただければと思います。

そこで私の疑問の第1は、信託終了事由発生前の変更と信託終了事由発生後の変更との関係についてです。第15の2(1)の公益信託事務の処理方法以外の信託行為の定めの変更ということで、公益信託事務の処理の方法に係るような目的の変更は、第15の1(1)によることになり、それに係らない目的の変更は第15の2(1)に含まれるという前提で理解しておりますが、あるいは、信託目的の変更は全て第15の1なのかもしれませんが、この点は私の質問にとってはどちらでもよいので、要は、第15の1や第15の2の(1)は信託終了事由発生前の変更を考えていると思いますが、それと(2)の関係についてです。第15の2の(1)は、一般的に公益信託の事務処理に係らない目的変更もこういう行政庁の認可を受ければできるということが書いてあるというふうに理解できますが、(2)は、信託終了事由が発生した後は、(1)で処理するのではなく、(2)によって処理する。公益信託の場合に、国や自治体以外の者が帰属権利者として定められているのかわかりませんが、また、その場合に帰属権利者にどの程度権利性があるのかわかりませんが、帰属権利者の定めがあるが、その定めでは具体的な帰属権利者が定まらないときに、(2)で公益信託の目的を類似の目的に変更して、行政庁の認可を受けて目的の変更された公益信託として継続できるという処理ができる。(2)も信託の変更なのですが、信託終了事由発生前には使えないが、信託終了事由が発生した後は、(2)が使える。そういう振り分けになっているというふうに理解したのですが、そういう理解でよろしいのでしょうかというのが第1であり

ます。

その上で、今の第15の2の(2)の意味なのですが、ここでは帰属権利者が定まらないときは当該公益信託の目的を類似の目的に変更できるということが書いてあるわけですが、信託終了事由発生前は、第15の1(1)なのか第15の2(1)なのかはともかく、委託者、受託者、信託管理人の合意があり、行政庁の認可があれば、ある意味ではどのようにでもできるというのと比較すると、第15の2の(2)はかなり制約されているというふうに思いました。

(2)はシプレー原則の考え方を具体化しているのだと思いますが、現在の公益信託法の9条ですと、帰属権利者の定めない場合についてのシプレー原則であり、それと(2)は余り中身としては違わないのだと思いますが、ただ、第17で必ず帰属権利者に関する定めを置かなければならないとなっていますので、それとの関係でいえば、今の第15の2の(2)というのは、帰属権利者の定めはあるが、帰属権利者が定まらない場合に適用される規律ということになりますが、具体的にどういう場合に(2)が使われるのかわかりにくいと思いました。

そこで、第17の方に話が飛ぶのですが、第17の方で帰属権利者に関する定めを置くというときに、これは、以前に議論したかもしれませんので繰り返しになるかもしれませんが、例えば、特定の団体に帰属させるとか、国に帰属させるとか、そういうふうに、具体的に決めなくてはいけないのか、もう少し抽象的に、国又は地方団体、又は同種の目的の公益信託ないし公益法人に帰属させるというような、抽象的な定めでもいいのかという質問が一つまずあります。

ここで抽象的な定めでよいとすると、終了事由が発生した後、いざ帰属権利者を具体的に決めようと思ったときに、受託者がいろいろ考えて、どうもどれもしっくりこないのが、結局選べないという状態が生じるのかどうか問題ですけれども、それもありうるとすると、第15の2の(2)のところに戻ってきて、帰属権利者が定まらないという場面が一つ考えられると思います。受託者からすると、一定の範囲の中から帰属権利者を選ぶという定めがあるが、受託者の考えではどうも適当な者がいないということで帰属権利者が定まらないということになり、当該公益信託の目的を類似目的に変更して、行政庁の認可を得て存続するということを認めるのか。それとも、この場合には、帰属権利者の定めがあり、かつ、それによって帰属権利者は定まるから、第

15の2(2)の問題にはならないと考えるのか、どちらの考え方をするのかという問題が2番目です。

このようなことは認めないとすると、帰属権利者の定めがあるが、帰属権利者が定まらないというのはどういう場合かという、一番考えられるのは、具体的に特定の帰属権利者が定まっているが、それらの帰属権利者が権利を放棄したときに、第15の2(2)のところに戻って来て、シプレ原則的な解決がされるのだと思います。そこら辺の関係が、すなわち第15と第17の関係ですけれども、これが少し分かりにくいように思いましたので、今述べた点についてどういう立場を採るにせよ、少し説明が必要であろうと思います。

私は、個人的には、実はこれを意見としては申し上げたいと思い、前提の理解となる部分をくどくど述べたのですが、第15の2の(2)のようなシプレ原則的処理がもう少し広く使えていいのではないかと考えています。第17で帰属権利者の定めを置かなくてもいけないというので、取りあえず国と地方自治体を帰属権利者として定めた。しかし、国と地方自治体に残余財産が行くよりは、類似の目的に公益信託の目的を変更して存続した方が、当初設定された公益信託の趣旨に合うと受託者が考えたときに、第15の2の(2)でそれができるとよいと思います。といいますのも、国や自治体は、帰属権利者として受け取る財産について必ずしも関心があるわけではなく、当該公益信託の公益目的と同じような目的で使うことは全く保障されてない。おそらくそのようには使わないでしょう。このように考えると、国や自治体が帰属権利者として定められていても、なお第15の2の(2)のルールが使えるとよいのではないかと思います。しかし、現在ここに書いてある第17、第15の案ですと、先ほど言いましたように、帰属権利者が定まらないということの解釈にもよりますが、国や自治体が帰属権利者として定められていると第15の2(2)は使えないことになりそうですが、私としては、第15の2(2)がもう少し緩い使い方ができるとよいと思います。」

能見委員の発言に対して、中辻幹事は次のように応答している⁷。

「・・・第15の2(1)と(2)の関係でございますけれども、ここは能見委員の御理解のとおり、時系列で整理しておりまして、公益信託の目的達成又は不達成の前は(1)の規

律を適用し、目的達成又は不達成の後は(2)の規律を適用するという趣旨で御提案しているものでございます。

それから、2点目、第17で挙げている当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託を帰属権利者とする場合の信託行為の定めにつきまして、具体的な類似目的の信託名の定めを置くことも、抽象的に『類似の目的を有する他の公益信託』という定めを置くことも、両方許容されるという整理をしておりますが、実務においては後者の記載が多いようでございます。そして、信託行為の定めが抽象的な場合には、能見委員がおっしゃられたように受託者の側で類似目的の公益信託を探したが見つからなかった、というケースもあり得ると考えていて、その場合にいつまでも探し続ける義務を受託者に負わせることは酷である、そのような場合も第15の2の(2)『帰属権利者が定まらないとき』に該当するという整理をしています。ただ、第17で帰属権利者として国又は地方公共団体を入れているので、結局これらの者が帰属権利者と定められていた場合には国や地方公共団体が残余財産の受領を拒否というのか放棄しなければ第15のシプレー原則は発動しないというのが現在の部会資料の作りです。私どもとしては、特に公益信託の当初の目的が達成されたような場合には、その信託を設定した委託者の意思は実現されているので、基本的には当該公益信託は終了させるべきものであり、シプレー原則については限定的に適用すべきであると考えておりました。

さはさりながら、能見委員のように、シプレー原則の間口を広くとり社会のために公益信託が生き残る可能性を増やす方が良いという考え方にも十分合理性はあると思います。』

2. 佐久間毅参考人意見⁸

佐久間毅参考人は、次のようにいう⁹。

「信託の運営への関与について、私は、委託者は信託の設定者であることから、一方で、信託行為の定めに表示された委託者の意思は最大限尊重されるべきである。他方で、それを超える関与は限定的なものにとどめるべきである、と考えています。

信託行為の定めに表示された委託者の意思の尊重は、とりわけ信託行為の変更、中でも信託の目的の変更につき、重要な意味を持ちます。信託行為の定めの変更は、委託者の意思に反しない限りで認められるべきであり、信託の目的の変更は、その変更を許容する信託行為の定めがなければ、事情変更の原則が妥当するような場合を除き、認められるべきでないということ考えます。

信託行為に許容の定めがないため、目的の変更ができないということには、目的の達成又は達成不能により、目的の変更をしなければ公益信託が終了する場合も含まれます。類似の公益目的に変更して信託を継続することも、それを許容する旨の信託行為の定めがなければ、例外的な場合を除き、認めるべきではないと考えています。これを認めることは、通常、そのときの受託者の意思を委託者の意思に優先させることになるからです。

やはり、公益信託の何たるかを分かっていないと思われるかもしれませんので、加えて3点申し上げます。

第1に、信託行為の定め次第とすることは、ほかの公益目的で信託を継続するかどうかを、受託者ではなく、委託者に判断させるということであり、その継続を阻もうとするものではありません。

第2に、公益信託において、信託の目的と目的事務とは、事実として同一であることもあり得ますが、概念的には区別されるものです。信託行為において定められた目的事務は、信託の目的の達成のための例示であることがあり、その場合、目的事務の変更は信託の目的の変更に当たらず、委託者の意思に反しなければ認められます。

第3に、財団法人の目的の変更は、原則として定款にその変更を許容する定めがあるときにすることができるとされており、それは公益財団法人でも同じです。公益信託の目的は、信託行為に許容の定めがあるときに変更することができることは、これに対応します。」

3. 信託法部会資料44「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台(2)」に対する平成29年11月7日付平川純子委員意見書¹⁰

平川委員の意見書は、次のようにいう。

「基本的に賛成。

なお、たたき台案は、いずれも委託者が関与できることとしているが、第6の委託者の権限の項で『信託行為の変更の合意』は、別表2の△（引き続き検討する）となっており、今後の検討如何によっては委託者の合意を要件としないことも考えられるので留意することとされたい。また、公益法人定款同様軽微な信託行為の変更は届出とすることとされたい。

また、『公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更』と『公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更』の相違は、・・・どこにあるのか一般人には依然として不分明であり、パブコメの際は両者の相違を一般でも理解できるよう明確にして頂きたい。

因みに公益法人制度の場合は、公益目的事業等事業を中心に法律構成され、①変更の認定を要するものは、ア. 公益目的事業を行う都道府県の区域および主たる事務所もしくは従たる事務所の所在場所の変更の他は、イ. 公益目的事業の種類又は内容の変更、ウ. 収益事業等の内容の変更のみであり（公益認定法 §11）、②ア. 名称又は代表者の氏名の変更、イ. 上記①の変更であっても軽微な変更ならびに、ウ. 定款の変更は、上記①の変更に係るものを除き届け出とされている（公益認定法 §13 ①）。

仮に『公益信託事務の処理の方法の変更』を『公益目的事業の変更』と、『公益目的の変更』を法人の『定款の目的の変更』等と読みかえるとすれば、以下のように整理できるとともに理解が容易になるのではないか。

①『公益信託事務の処理の方法の変更ならびに公益信託事務の範囲の変更』は、公益目的事業の種類又は内容の変更に当たり、その変更については認定を要すること。

②『公益信託の目的の変更』は、法人の定款の目的の変更に当たり、届出ですむこと（※）。

但し目的の変更が『公益信託事務の処理方法の変更や事務の範囲の変更』を伴う場合は上記①にも該当することから、その変更には認定を要することとなる。（このことは公益法人の場合と同様である。）

（※）但し、信託の特性から、信託の目的は重要事項であることから、これの変更については認定を必要とするという考えも十分にありうることではある。

③上記①の変更であっても、軽微なものについては、届け出で足り、その変更認定

は必要ないこと。」

4. 「公益信託法の見直しに関する中間試案」に対して寄せられた意見¹¹

(1) 中間試案第15の2

次のようである。

「(1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、

ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を他の公益目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。」

(2) 本文(1)の提案について

「【賛成】大阪弁、公法協、札幌弁、東弁、日弁連

● 本文(1)について、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。また、公益信託の目的の変更をする場合には、『信託の目的に反しないことが明らかである』等の信託法第149条第2項及び第3項の要件を満たすことは想定し難く、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合にのみ行われるとすべきことは妥当である。(大阪弁)

● 公益信託が公益性を有することからすれば、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによる自由な変更は認めるべきではないが、変更内容について行政庁が認

定基準に適合するとするのであれば、変更を認めない理由はない。また、公益信託の終了事由が発生した場合において、類似の目的のために公益信託を継続させることは、シ・プレ原則に沿う。(札幌弁)

- 本文(1)について、信託関係人の合意による変更を認めることに賛成する。ただし、行政庁には届出を原則として、例外的に認可を要することとすべきである。(東弁)

- 公益信託は公益性を有することから、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を必要とすることは妥当である。公益目的の達成又は不達成により、信託が終了して国や地方公共団体等に残余財産が移転するのではなく、委託者がいる場合は他の公益目的に、委託者が現に存しない場合は類似の目的に変更して公益信託を継続させるとすることは、民間による公益活動の促進という公益信託制度の目的に適合しており、そうした観点からは望ましい。もっとも、委託者として信託終了時に残余財産を帰属権利者に帰属させるという意思がある以上、シ・プレ原則の適用範囲を限定すべきではないかとの考え方もあり得る。帰属権利者への帰属の可否が決まる前の段階においてシ・プレ原則を適用する需要や必要の有無については、引き続き検討されるべきである。(日弁連)

【反対】 信託協会

- 信託目的の安易な変更がされないようにすべきである。信託目的の変更は、公益信託の認可手続をやり直すことにも等しい場合があることから、類似の信託目的への変更など軽微な変更以外については、安易に行われぬようにすべきである。また、委託者の合意により信託目的の変更をすることによって、委託者が公益信託事務の処理に介入しているかのような外観を与えないように、予め信託行為に信託目的の変更の手続に関する定めを入れるなどの措置を取るべきである。(信託協会)。

(3) 本文(2)の提案について

「【賛成】 大阪弁、東弁

- 本文(2)アについて、公益信託の目的を他の目的に変更し公益信託を継続することにつき、信託関係人の合意に加えて、認可・取消権限を有する行政庁の認可を

必要とすることは妥当である。また、現行公益信託法第9条では、類似の目的への変更との制約が課されているが、公益目的の達成又は不達成の前の時点では、信託の変更につき、類似の目的への変更との制約が課されない以上、同制約は不要である。公益目的と評価できるものであれば、委託者、受託者及び信託管理人が合意し、行政庁が認可する以上、他の公益目的であっても、信託の継続を認めることが妥当である。また、本文(2)イについて、委託者として信託終了時に残余財産を帰属権利者に帰属させるという意思がある以上、シ・プレ原則の適用範囲を限定すべきではないかと考えるが、需要や必要があるのであれば、帰属権利者への帰属の可否が決まる前の段階においてシ・プレ原則を適用することにあえて反対するものではない。

また、委託者が現に存しない場合には、当初の公益目的のために信託財産を拠出した委託者の意思を尊重する必要があることから、類似の目的の公益信託への変更のみを許容することも相当といえる。(大阪弁)

● 本文(2)について、公益目的の達成又は不達成により、信託が終了して国や地方公共団体等に残余財産が移転するよりも、委託者がいる場合は他の公益目的に、委託者が現に存しない場合は類似の目的に変更して公益信託を継続させる方が望ましい。(東弁)

【反対】なし。

5. 信託法部会資料47「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)」

(1) 同資料は、次のようにいう¹²。

〔2 公益信託の目的の変更〕

(1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、[他の公益目的／類似の目的]に変更することができるものとする。

(2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を

達成することができなくなったときは、

ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を〔他の公益目的／類似の目的〕に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続することができるものとする。

イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続することができるものとする。

(3) 信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

○ 中間試案第 15 の 2 「公益信託の目的の変更」

(1) 現行公益信託法第 6 条を廃止又は改正し、公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(2) 現行公益信託法第 9 条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、

ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を他の公益目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

(補足説明)

中間試案第 15 の 2(1) 及び(2) アの本文では、委託者、受託者及び信託管理人の合意があることを前提として、公益信託の目的を他の公益目的へ変更することができることを提案していた。もっとも、公益信託の目的について、当初の公益目的と全く異なる他の公益目的へ変更することまで許容することとした場合には、特定の公益目的の達成のために設定された信託であることを前提として当該信託に寄附をした者の期待に反し、公益信託制度の信頼性が害されるおそれがある。

そこで、公益信託制度の信頼性をより一層確保する観点から、例えば、公益信託の目的の変更が可能な範囲を『類似の目的』とすることも考えられるため、本文では、公益信託の目的の変更が可能な範囲について、従来に加え、新たに『類似の目的』と限定することも提案しているが、これらの考え方について、どのように考えるか。

また、公益信託の目的の変更が可能な範囲を『他の公益目的』とした場合、寄附者の期待を害しないようにするため、他の公益目的への変更の可能性をあらかじめ排除したいとのニーズも考えられることから、公益信託の目的の変更が可能な範囲を『類似の目的』に限定する旨の信託行為の定めは許容されるべきであると考えられる。そこで、本文では、信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとするを追加して提案しているが、公益信託の目的の変更が可能な範囲を『類似の目的』とした場合に、それを公益信託の目的の変更が可能な範囲の上限とし、信託行為の定めにより『他の公益目的』に拡大することを許容しないとすべきかどうかも含め、更に検討する必要がある。」

(2) 主な法制審議会信託法部会における議論¹³

「○新井委員 ……公益信託の目的変更について発言をします。

まず、(1)の信託類型というのは、まだ公益信託が存続している状態で、その目的を変更できるかという事例です。そうすると、この場合は、寄附者の期待というものも考慮しないといけないと思いますので、ここについては他の公益目的は必要とせず、類似の目的のみに限定すべきだと思います。他方、その下の(2)のアですけれども、こちらの場合は公益信託の目的が達成したり、あるいは終了しているということですので、こちらは類似の目的だけではなくて他の目的も、両方あっていいのではないかと。そのことによって寄附者の期待というものを害することもありますので、そのように整理したらどうでしょうか。

○中田部会長 ありがとうございます。

後半については、他の公益目的又は類似の目的ということなのか、他の公益目的の中に、多分、類似の目的というのは入るのかなと思うんですけれども。

○新井委員 他の公益目的又は類似の目的の範囲に関する質問ですね。

○中田部会長 他の公益目的というのは広いですよ、類似ではなくても。

○新井委員 表現をどうするかは別として、両方とも公益目的と理解しています。

○中田部会長 分かりました。

後半のところについては、寄附は問題とならないという御指摘だったわけですが、既になされている寄附は、別に考えなくてもよいということでしょうか。

○新井委員 私としては、既になされた寄附についても、一応、信託目的は達成しているというふうに理解しました。

○中田部会長 既に信託目的が達成しているから、その寄附の趣旨は、もう実現されているのではないかと。それで、その残りについてはまた広げても構わないのではないかと、こういうことですね。

○新井委員 はい。

○中田部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 (中略)

2の公益信託の目的の変更につきましては、類似の目的に変更するという方に賛成します。やはり委託者の意思の尊重という基本を考えますと、類似の目的に限定したほうがよいと思いますし、また実務的にも類似目的を見いだすということは、十分実務的に可能だと考えます。

○中田部会長 ありがとうございます。

○新井委員 先ほどの追加ですけれども、『類似の目的』というのは、先ほどの指摘もあって今気付いたのですけれども、『類似の公益目的』としたほうが明確になるのではないのでしょうか。他の公益目的、類似の公益目的としたら、より明確になると思います。

○中田部会長 公益目的ということは、多分、前提となっていたのだと思いますが、御指摘のとおり、これだけ見ますと、それが外れているから明確にしたほうがよいということですね。ありがとうございます。(中略)

それで、他の公益目的なのか、類似の公益目的なのかについては、2の(1)、(2)とも類似の目的でいいんだという御意見と、それから(1)については類似の公益目的で

いいけれども、(2)については他の公益目的、広いほうでいいのではないかという御意見と両方ございますが、この辺りについてほかにございませんでしょうか。

○林幹事 2の他の公益目的か、類似の目的かについてですが、大阪弁護士会は、他の公益目的の方が広くていいと従前からの意見でしたが、今回、別段の定めがある場合ということで、信託法に合わせた形で書かれていて、こうされたという前提でいうと、別段の定めができるのであれば、当面、基本的な規定としては類似の目的でもいいという考えも一応ありました。ただ、それは裏では、要するに類似の目的から別段の定めを広げられるという選択があるのであればということでもあるので、その限りでは、補足説明のところと若干違っているかと思います。

それから、もう一点は、ここの記載に反しないのだと思いますけれども、いずれにしても、類似の目的にせよ、現行の公益信託法だと信託の本旨という言葉が付いていますので、それもあつたほうがなお分かりやすいという意見もありましたので申し上げます。

○中田部会長 ありがとうございます。

○能見委員 先ほどの公益目的の考え方について、基本的に新井委員がおっしゃったのに賛成でございます。そういう意味では、(1)のところは類似の目的への変更に限定されるということでよい。ここは公益信託が存続している場合であり、それに対して寄付した寄附者の利害関係も保護されるべきですので、他の公益目的への変更というは適当でなく、類似の目的に限定すべきだと思います。しかし、当該公益信託が一応目的達成した、あるいは達成することはできないという場合には、寄附者の寄付目的もそれなりに一応実現しているので、この場面では、広く、できるだけ公益信託が存続させるという観点から、他の公益目的への変更でいいと思います。

以上を前提として、私がちょっと誤解しているのかもしれませんが、質問したいのは、公益目的の変更と次の併合・分割との関係なんです。併合と分割とでは、そもそもいろいろ違う観点があると思うんですけども、分割の方は基本的に元の信託と同じ信託目的でもって分割すると考えられますので、信託目的が変更されるという事態は生じないと思いますけれども、併合の方は、違う信託が二つ併合しますので、こちらはある意味で目的の変更というのが加わる場合があるのではないかと思います。そうしますと、公益信託の目的の変更のところの(1)の規律との関係ですが、仮に関係

者の合意で併合するにしても、(1)の規律との整合性がどうなるのかというのがちょっと気になった点でございます。(以下略)

○吉谷委員 目的の変更につきましては、(1)、(2)とも類似の目的に賛成いたします。寄附者の利益というものを考えますと、やはり当初の目的と類似した目的に使われるということを目指すべきであろうと思います。類似の目的が存在しなければ信託が終わってしまうのではないかということかとは思いますが、それはやむを得ないのではないかと思います。

任意規定について、(3)の別段の定めを認めるということになっておるんですけども、ここにおいても、やはり実際には類似の目的に変更する場合の手續というのが定められるということではないかというふうに考えておきまして、類似の目的に変更する場合には委託者の同意がなくてもできますよとかいうようなことであれば、よろしいのではないかと思いますけれども、全く違う目的に変更することがありますよということを最初から定めておくというのは、余りちょっと想定し難いのではないかと思いますし、やはり目的が全く違うものになったときに、では、財産として寄附者から受け入れたものをどう区分するのかとか、そういうことまで考え出してしまうと、非常に信託の仕組みが複雑になってしましまして、余り有益ではないのではないかとこのように考えております。

○中田部会長 ありがとうございます。

○樋口委員 ……公益信託の目的の変更について三つ申し上げますが、まず、類似の目的という表現、感覚はわかりますね、ほかの公益目的の方が広くて類似の目的は狭い。しかし、類似の目的が何かというのは、それはまた解釈論で、でも、傾向としては、類似の目的と書いてしまうと、やはり限定的に解釈して、もうほかにはないのではないかとこのように終了という話になりやすいだろうと思います。これが1点です。

二つ目は、アメリカ法の変遷は、昔はやはり委託者が設定した個別の目的というのを非常に重んじていて、例えばある女子大学を応援する。その女子大学がなくなったときどうするかというと、やはり女子大学であれば類似なのか、あるいは大学であれば類似なのか、いやいや、もうその女子大学はなくなったんだからもう駄目なのかという話で、シ・プレの適用なんかも比較的厳格だったんですね。今日も何人かがおっしゃった委託者の意思というか、その方が何か委託者の意思にかなうものだという話

になったんですが、その後、やはりそれは狭すぎるという話になって、特に(2)の公益信託の目的を達成したときとか、もう達成不能になったような場合は、ゼネラル・パブリック・パーパスというものが、委託者の一般的な意思であるというふうに推定するということのかな、そっちを原則にするという方向になってきているんです。実務で本当にどこまでそれが動いているのかというのまでは、ちょっと私も確信は持ってはいないんですけども、方向はそういうものです。その目的、類似の目的、一般的にほかの公益目的で、やはりできるだけ公益信託を広げようという意味で、こっち側へ流れてきていると言っていいのが第2点。

それから第3点は、ちょっと今、能見先生がおっしゃったことで思い付いたような話ですけども、併合のことを考えたら、類似の目的なんていう限定を掛けたら併合はできないですね。やはり公益目的という、他の公益目的にもなれるんだという話にしておかないと併合のチャンスを失う。そういう意味でも、もう少し——それから、大体(2)のイのところだけが類似の目的ってはっきりしているんですけども、委託者が現にいないのに類似の目的に何だか固執しているというのは、ここだけは何か意味があるんですかね。解説のところに書いてあるのかもしれないんだけども。ほかのところは他の公益目的か類似の目的かという話になっているのに、私の読み違いではないといいんだけども、読み違いではないですよ。類似の目的としか書いていないですよ。これはきちんと意味がありますよね、その意味がちょっと理解できないんですけども。

でも、とにかく全て、類似の目的というのは私なんかにも分かりやすく、原則はそうだなと思っているんですけども、でも、もう一回思い直すと、そういうふうにまとめてしまわないほうが、むしろ今回の改正ではいいのかなと思直しているところ。だから、信託行為に別段の定めがある場合はというので、よほどやはり思い込みがあるというなら、もうそこへ書いておいてくださいという、そういう立て付けの方がいいのではないかと思うということですね。

○中田部会長 分かりました。

そうしますと、2の(2)だけではなくて(1)についても、他の公益目的という広いほうにしておいたほうがよからうと。それで、委託者の意思を強く維持したければ、信託行為の中に書いておけばそれでいいのではないかと、こういうことですね。

○樋口委員 (1)も委託者の合意が入っているんでしょう、これは。だから、何ら問題がないような気がするんですね。

○中田部会長 ですので、(1)については寄附者の期待、あるいは利益を考慮して。

○樋口委員 これ以外の人のということですか。

○中田部会長 はい。

○樋口委員 なるほど。

○中田部会長 2の(2)のイについて、ここだけ『類似の目的』となっているのはなぜかというのは、これは中間試案の段階から類似の目的ということになっていただけですけども、これについて何かありましたらお願いします。

○館野関係官 ここは、委託者がいるのであれば、委託者の意思を直接的に確認できますので、他の公益目的でいいのではないかと。ただ、いないのであれば、もう確認ができませんので、正に委託者の意思を尊重するというで類似の目的に限られるのではないかという、正に(2)のイだけがシ・プレ的な発想になっていたということです。

○松元関係官 今回、類似の目的という案を検討した経緯の中で出てきた例なんですが、アメリカの裁判例で、傍論なんですけれども、動物保護のためのシェルターのための公益の組織があったとして、そこに対してお金を出した人がいた場合に、後からその組織が、動物を使った生体実験をして科学の技術の発展をするというふうに目的を変えてしまったら、そこに寄附をした人は怒るのではないかと、というようなことを述べた裁判例がありまして、そういう事案を考えると、何にでも変えてもいいと、何の制限もないと、正反対のものにまで変えてもいいというのはちょっとまずいのではないかと、やはりある程度、親和性があるものでなければいけないのではないかと、ということを考えました。

あと、それから、樋口先生が御指摘の、アメリカではゼネラル・チャリタブル・パーパスがあることを推定する方向に動いているというのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、ゼネラル・チャリタブル・パーパスがあるかどうかというのを確認した上で、変更できる範囲は類似の目的にしか変えられないというところの結論は変わっていないというふうに認識しています。委託者にゼネラル・チャリタブル・パーパスというものがあるのであれば、その場合にだけ類似の目的に変えていいとい

うルールだったと思います。

○吉谷委員 目的の変更というのが、今ほとんど行われておりませんで、そういう全く実務家的な感覚なんですけれども、今、目的変更が行われていないようなところで、いきなりどんな目的にでも変わっていいというところまで飛躍してしまうと、受託者をやる立場としては、ちょっとついていけないなというのが実感としてはありますね。

あともう一つ、信託の終了のところ、ほかの公益信託に対して引き渡すということも、次回はまた議論されると思いますので、そういったやり方でも対応できるのではないかと思いますので、いろいろなやり方が一杯あったほうがいいというふうには、実際やる人間としては思っていないんですね。それほど一杯あっても迷うだけなので、有効な方法があれば、その中で一番いい選択肢を選ぶことができるのではないかと思いますので、そういうことも御考慮いただければと思います。

○中田部会長 ありがとうございます。

何人かの方から併合との関係で、余りその目的を絞ると併合ができないのではないかと御指摘があるわけですが、実務では併合という例は余りないということをございましょうか。

○吉谷委員 私の方では聞いたことはありません。

○中田部会長 そうすると、新しい制度の下でどう考えていくかという議論になるわけですね。ありがとうございます」。

4章 若干の検討——私見と残された課題

審議過程の検討という特殊性から引用が多く、単なる資料の概観になってしまったが、本稿1章で述べた筆者の問題意識は、寄付の法的性質をどのように考えるべきかであった。法制審議会信託法部会においては、信託行為における委託者の意思の尊重とそれを超える関与は限定することとのバランスを重くみる佐久間参考人意見を考慮しつつも、委託者と寄付者が別の場合を念頭においた議論がなされてきているように見えるが、その見方で良いのだろうか。さらに、実務では、すでに設定されている公益信託に寄付をするケースは少ないとのことであった（委託者は、寄付者に寄付されることを敬遠する傾向にあるとい

う¹⁴。加えて、吉谷委員によれば、目的の変更もほとんど行われていないという¹⁵。

他方で、審議過程においては、公益信託と寄付との関係を考えさせる発言もあり、寄付者の期待を保護するという観点から詳細に議論されているとはいえ、委託者以外の当該公益信託の目的に賛成した第三者が出捐することを寄付といい、委託者が自身の設定した公益信託に出捐することを追加信託とすることが前提とされていたのであろうか。寄付や追加的信託のそれぞれの概念や法的性質については十分な議論がなされないまま、本要綱案が策定されたことは否めないように思われる。

公益信託の目的の変更の論点を掘り下げることで考えてみると、寄付文化の醸成を図りながら、公益信託の活用を考える観点からは「シプレー原則の間口を広くとり社会のために公益信託が生き残る可能性を増やす方が良いという考え方にも十分合理性はある」¹⁶という価値判断は妥当だと考えるが、公益信託と寄付との関係や、寄付の法的性質は十分に明らかになったとはいえないように思う。

したがって、これまでの審議過程を概観して明らかなように、今後の課題としては、本論点は、委託者の権限の範囲のみならず、要綱案「第16 公益信託の終了」、同「第17の1 残余財産の帰属」の問題とも相互に関連していることから、別稿でさらにそれら二つの論点の審議過程も詳細に分析しつつ、検討を深めていくことが課題となろう。その作業により寄付の法的性質についてまで遡って考えていくこととしたい。寄付文化を醸成するためには、すなわち公益信託を普及させるためにはその財源である寄付と公益信託の関係を明確にすることが寄付者の増加にもつながると考えるべきではなかろうか。寄付の法的構造が明確でなければ寄付がより多くなされることはないのではないか。

[注]

- 1 金井憲一郎「三者間贈与の法的構造とその特質——英米法からみた寄付と公益信託に関する一考察——」(中央大学博士論文、2015年)[中央大学学術リポジトリ] 1-296頁。
- 2 法制審議会信託法部会第52回(2018年9月18日開催)における林邦彦幹事発言、同部会議事録36-37頁。
- 3 アメリカ法におけるシ・プレ原則との関連から検討を深めるものとして、木村仁「公益信託の変更について——アメリカ法におけるシ・プレ原則を中心に——」法と政治68巻4号(2018年)1-47頁。
- 4 法制審議会信託法部会資料42「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討(5)」9-10頁。
- 5 第45回法制審議会信託法部会(2017年10月10日開催)における能見善久発言、同部会議事録14-16頁。
- 6 信託法部会資料43「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台(1)」において、「第17公益信託の終了時の残余財産の処理」につき次のように述べられている。

「1 残余財産の帰属権利者の指定

(1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者(以下「帰属権利者」という。)の指定に関する定めを置かなければならないものとする。

(2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産が、国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄附することを定めたものでなければならないものとする。

【乙案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等(公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。)又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならないものとする(注)。

(注)公益信託の成立後の寄付等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については【乙案】で掲げた者を指定するものでなければならないとした上で、公益信託の成立時に拠出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、

【甲案】清算受託者に帰属するものとする。

【乙案】国庫に帰属するものとする。」

- 7 第45回法制審議会信託法部会(2017年10月10日開催)における中辻幹事発言、同部会議事録16-17頁。
- 8 第43回法制審議会信託法部会(2017年7月4日開催)に提出された、佐久間毅「公益信託法の改正における幾つかの論点について」10頁には、「公益信託の運営への委託者の関与」につき次のような記述がある。

1. 委託者は、信託の設定者であることから、一方で、信託行為の定めに表示された委託者の意思は最大限尊重されるべきである。他方で、それを超える関与は限定的なものにとどめるべきである。

2. 信託行為の定めの変更は、委託者の意思に反しない（ことが明らかである）ときに限り、認められるべきである。

3. 信託の目的の変更は、その変更を許容する定めがあるのでなければ、事情変更の原則が妥当するような場合を除き、認められるべきでない。なお、信託の目的の変更は、公益信託認定の前提を変えることになるため、行政庁の承認が必要になる。

4. 3には、信託の目的の達成又は達成不能により、信託の目的を変更しなければ公益信託が終了する場合も含まれる。これによると、信託の目的の達成又は達成不能の場合に類似の公益目的に変更して信託を継続すること（部会資料40の第1の4参照）は、信託行為に信託の目的の変更を許容する定めがなければ、目的達成の不能が信託行為の当時予見することができなかった事情によるものであるときを除き、認められないことになる。このように考える理由は、次のとおり。

(a) 信託行為に信託の目的の変更を許容する定めがない場合に類似目的での信託の継続を認めることは、その時の受託者の意思を委託者の意思に優先させることになる。

(b) 信託行為の定め次第とすることは、他の公益目的での信託の継続の可否を受託者ではなく委託者に判断させるということであり、公益信託の継続を阻もうとするものではない。

(c) 公益信託において、信託の目的と目的事務とは、事実として同一であることもあるが、概念的には区別される。信託行為において定められた目的事務は、信託の目的の達成のための例示であることがある（たとえば、難病治療に寄与するという信託の目的の下で、ある特定の難病の治療薬開発研究者への助成が目的事務〔の一つ〕として挙げられている場合。）。その場合、目的事務の変更は、信託の目的の変更にあらず、委託者の意思に反しないならば、認められる。

(d) (公益)財団法人の目的の変更は、原則として定款にその変更を許容する定めがあるときにのみ行うことができるとされている（一般法人法200条）。公益信託の目的は信託行為に許容の定めがあるときにのみ変更することができることは、これに対応する」。

- 9 第43回法制審議会信託法部会（2017年7月4日開催）における佐久間毅発言、同部会議事録9-10頁。なお、佐久間毅「公益信託法改正の論点」信託271号（2017年）16頁。
- 10 第46回法制審議会信託法部会（2017年11月7日開催）に提出された平川純子委員意見書6-7頁参照。
- 11 第48回法制審議会信託法部会（2018年3月20日開催）資料「公益信託法の見直しに関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要60-62頁。
- 12 第50回法制審議会信託法部会（2018年6月19日開催）資料47 13-14頁参照。
- 13 第50回法制審議会信託法部会（2018年6月19日開催）議事録28-33頁参照。
- 14 公益財団法人トラスト未来フォーラム自主研究「今後の公益信託等の普及に対する展望に関する研究」に係る本研究会における、三井住友信託銀行津留誠氏のご教授による。

- 15 第 50 回法制審議会信託法部会（2018 年 6 月 19 日開催）における吉谷委員発言、同部会議事録 33 頁。
- 16 第 45 回法制審議会信託法部会（2017 年 10 月 10 日開催）能見善久発言に対する中辻幹事応答、同部会議事録 17 頁。

新公益信託に対する監督について
(信託管理人及び委託者の権限等に着目して)

関 貴 志

目 次

第1章 本稿の構成

第2章 新公益信託に対する監督の検討にあたっての前提

第3章 信託管理人に関する規律

1. 要綱における信託管理人の権限・義務・責任
2. 論点と検討

第4章 委託者に関する規律

1. 要綱における委託者の権限
2. 論点と検討
3. 補足

第5章 新公益信託法下の公益信託の設計実務

1. 事案ごとの設計の必要性
2. 監督体制強化の例

第1章 本稿の構成

「公益信託法の見直しに関する要綱」（平成31年2月14日開催法制審議会第183回会議にて採択。以下「要綱」という。）において、新公益信託法（要綱にしたがって改正された場合に想定される改正後の公益信託法を指す。以下同じ。）の規律が示されている。

それらの規律のうち、新公益信託法にしたがって設定される公益信託（以下「新公益信託」という。）に対する監督に関して、信託管理人及び委託者の権限等に着目のうえ論点を提示し（第2～4章）、最後に新公益信託法の下での新公益信託の設計実務に関して若干の私見を述べる（第5章）。

第2章 新公益信託に対する監督の検討にあたっての前提

まず、新公益信託に対する監督の規律に対する検討にあたり、法制審議会信託法部会（第31回会議以降）において前提としておかれていた事項を確認する。それは以下のとおりであったと考えられる。

第一に、主務官庁による許可・監督制を廃止すること。平成18年の法改正の際に主務官庁制を廃止した公益法人与整合性をとって、公益信託も主務官庁制を廃止し、その成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて特定の行政庁が行うこととすること。すなわち、新公益信託では主務官庁による後見的な監督がなく、新公益信託の関係者による内部統制により運営の適正性を確保する必要があること。

第二に、新公益信託に受給者は存在するが、それは受益者ではなく、受益者は存在しない。すなわち新公益信託は、現行の公益信託と同様に受益者の定めのない信託であり、したがって受益者による監督は、それが存在しない以上、想定できないこと。

第三に、新公益信託は、民間の資金を活用して公益活動を行うという点で公益法人と並んで社会的な機能を果たす制度である。しかしながら、公益法人と異なり、一般的には迅速かつ多額の費用を要しないで設定できる特徴があり、こうした特徴を失わせるような監督の仕組みを導入することは相当ではないこと。

第四に、現行の公益信託の受託者は、税法上の規定等の間接的な影響から信託兼営金融機関に事実上限定されているが、民間資金の多様な活用が求められている状況下において、新公益信託の受託者として自然人や規制法上の認可・許可を受けていない法人も許容することが相当であること。

第五に、現行の公益信託は、その大半が金銭を信託財産とし、奨学金や研究助成金などの金銭の給付が受託者の信託事務であるが、公益法人において事業範囲に限定がないことと同様に、信託事務の範囲は助成事務に限定されず、また、信託財産も金銭に限定されない取扱いとなること。

第3章 信託管理人に関する規律

1. 要綱における信託管理人の権限・義務・責任

(1) 現行の規律

まず、現行の公益信託における信託管理人に関する規律について確認する。

現行の公益信託法においては、信託管理人の設置に関する定めはない。また、受益者の定めのない信託として信託法の適用があると考えた場合には、信託法 258 条 4 項により遺言により公益信託を設定する場合に信託管理人が必置となり、契約により設定する場合には、設置が任意となる。一方、許可審査基準では信託管理人は必置とされ、税法でも、特定公益信託及び認定特定公益信託として取扱われる要件として信託管理人の必置が定められている。

次に信託管理人を設置した場合の信託管理人の権限については、公益信託法 7 条の適用により、受託者の辞任の同意権はない。信託法 261 条による読み替え後の同法 125 条 1 項により、信託行為に別段の定めがあるときを除き、信託の目的の達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。なお、遺言により設定された場合には、信託法 258 条 4 項第二文により、同法 145 条 2 項各号（6 号を除く）の権限を必ず有することとなる。

信託管理人の義務については、善管注意義務を負うほか、信託法 261 条による読み替え後の同法 126 条 2 項により、信託の目的の達成のために誠実かつ公平に権限を行使す

る義務を負い、責任を負担する。

(2) 新公益信託の規律

要綱から想定される新公益信託の信託管理人に関する規律は、以下のとおりと考えられる。

新公益信託法では、主務官庁による許可・監督制が廃止されることを受け、信託関係者による自律的な監督・内部統制により公益信託の運営の適正性を確保すべきであること、新公益信託法上の委託者の権限について受益者の定めのない信託の委託者の権限より狭めること、また、運営委員会は、設置が任意とされ新公益信託法上の定めは設けられないことから、信託管理人に期待される役割は大きくなっている。

具体的には、信託管理人を必置とするとともに（要綱第5の1）、権限・義務・責任は受益者の定めのある信託の信託管理人のそれと同様とし、かつ信託行為の定めにより制限できないものとした（要綱第5の3）。

このうち権限については、法制審議会信託法部会で受託者の解任に関する権限等について議論があったが、一定の条件の下で、受託者の解任について委託者と合意をする権限や裁判所に対して解任の申立てをする権限も与えられている（ただし、前者は信託行為の定めにより制限できる。要綱第13の2）。したがって、信託管理人は、受託者に対する監督、信託に関する意思決定のいずれの権限も、一般の信託での受益者の権限と同様の範囲で有することとなり、それを制限されることはほぼない。

新公益信託法における信託管理人の義務としては、これらの権限行使に際して善管注意義務を負い、また、信託目的の達成のために誠実かつ公平に行使する義務を負うこととなる（要綱第5の3）。

2. 論点と検討

新公益信託法における信託管理人に関する規律に対して、実務上の論点となりそうな事項について大小を問わず列挙し、若干の検討を加える。

(1) 信託管理人に求められる行為の範囲

ア. 論点

要綱第5の3においては、信託法29条2項ただし書きのような規定は想定されていないことから、信託行為の定めによって信託管理人が負う善管注意義務を免除し、あるいはその注意水準を軽減できないことは明らかである¹。それでは、信託管理人が行う行為の範囲を制限することは可能か。この点に関し、たとえば信託業法においては、同法28条2項により受託者に課せられる善管注意義務が強行規定とされているが、合理的な範囲内であれば信託会社が行う信託業務の範囲を限定でき、その範囲の信託業務について善管注意義務が課せられるとされている²。

イ. 検討

要綱においては、信託管理人の権限について信託行為による別段の定めが許容されていないし、仮に信託業法と同様と取扱われた場合には、新公益信託では信託内部での統制を重視し、かつその中でも特に信託管理人の役割を重視するという趣旨と反することとなるので、信託管理人としての行為の範囲を制限できないと解することが相当との考え方があると思われる。

一方、信託管理人の権限は受託者のあらゆる行為に対して及ぶとしても、受託者のすべての行為に対して監督を行い、義務を履行する必要があるのかという問題は、特に実務上の観点からはあるように思われる（なお、新公益信託法に信託管理人の職務内容に関する定めが具体的に設けられれば、監督を行うべき範囲にかかる判断の指針になると思われるが、そうした規定が予定されているかどうかは不明である）。

助成型の公益信託でいえば、たとえば個々の受給者の選定の妥当性まで判断する義務が一般的にあるのか。それは、もっぱら受託者の裁量の範囲に属するものではないのか。また、信託管理人として通常想定される程度の注意をもって監督していたとき、受託者の義務違反行為に気付かず、かつ気付くべき特段の事情がない場合にまで、善管注意義務を負担することとなるのか。

このような懸念から、信託行為で特約を設け、信託管理人が行う行為の範囲を画定することについて、特に信託管理人に就職する者を確保するために検討されることがあると考えられる。

(2) 信託管理人の義務の程度（水準）

ア. 論点

信託法上の信託管理人の注意義務について、「受託者の善管注意義務に比べて、その義務が具体的に問題となる場合が限られており（信託管理人については権限を行使する場合、受託者は信託事務を処理する場合全般）、かつ義務の程度（水準）も、それほど高度なものではないと思われる。」との見解がある³。新公益信託では信託内部での統制が重視され、かつその中でも信託管理人の役割を重要視しているが、こうした見解を踏まえ、信託管理人の義務の程度についてどのように考えればよいか。

イ. 検討

受託者は、委託者との契約等に基づき信託財産の管理処分権のすべてが与えられることを原則としており、その義務が及ぶ範囲も「その裁量により実施した信託財産の管理・処分全般」となる。これに対し信託管理人は、「受託者に対する監督」と「信託に関する意思決定への関与」の局面において、受益者に代わり義務を果たす必要がある。したがって、一般的には、信託管理人の義務の程度は受託者のそれと比較すれば高度なものではないとも考えられよう。

しかしながら新公益信託については、新公益信託法で信託管理人の設置を必置とした趣旨と、個々の信託行為で期待される信託管理人の役割とを勘案して、義務の程度が決せられることとなると考えられるのではないか。

(3) 信託管理人の調査権限

ア. 論点

平成 29 年 7 月 4 日開催の法制審議会信託法部会第 43 回会議では、佐久間毅参考人より資料「公益信託法の改正における幾つかの論点について」に基づいた意見陳述がなされている。その中で、第一に、信託法上、信託管理人には、各種の報告、書類の閲覧等を通じて情報収集の権利はあるが、本格的な調査は裁判所に検査役の選任を求め、その検査役が行うことになっているのではないか、第二に、公益信託では、検査役による調査を裁判所の関与がなければできないとすることが適切か、第三に、検査役選任の要件も厳格に過ぎるのではないか、第四に、一方で、信託管理人に調査権を

与えることは、信託管理人の負担や、信託管理人による判断の客観性確保、牽制・監督体制の実効性確保の観点から、適当ではないのではないかと、以上より、第五に、信託管理人のほかに、事務処理と会計につき監査をする権利のみを有する者を必要とすることがよいとの見解が述べられている^{4 5}。

イ. 検討

上記の意見は、新公益信託の受託者の監督について、一般の信託には設けられていない新しい機関（法人の監事や会社の監査役のような機関）の配置が必要との考え方と理解される。

新公益信託における信託管理人は一般の信託における信託管理人と共通する制度である以上、前者の信託管理人のみに検査役のような調査権を付与することは、受益者以上の権利を付与することになることもあり、立法上、困難のようにも思われる。したがって、仮に監督を行う者に事務処理と会計に関する調査権の付与が必要であれば、上記見解のとおり、それを職務とする新たな機関を法定する必要があることになる。

一方で、新公益信託の信託管理人は受託者が実施する事務処理と会計に対して帳簿等の閲覧等の請求権などの権限を積極的に行使して調査すべきであること、受託者はその請求を拒絶できず、信託管理人からの質問に対して真摯に回答しなければならないこと、受託者は公益信託の運営に関して信託管理人の求めに応じて協議しなければならないことなどを信託行為に定めれば、新たな機関の設置がなくても足りるようにも思われる。また、新公益信託のみに監事ないし監査役に類似する機関を創設するためには、なぜ公益信託に限ってそのような措置が必要なのかについて、(実証的な)答えが必要なのかもしれない。

そうすると、新公益信託において、信託管理人と別の者に調査権を付与することは、安定した監督・統制の確保のために有効であるが、現状では立法は難しく、必要に応じて上記のように契約上の手当てで対処すべき事項のようにも思える。

(4) 「誠実」「公平」義務の内容

ア. 論点

要綱第5の3で、新公益信託法における信託管理人の義務について、受益者の定め

がある信託と同様とすることが記載されていることから、信託法 126 条 2 項が適用される結果、「誠実かつ公平な権限行使義務」が課せられることとなると思われる。ここで、「誠実」「公平」とはどのような意味と考えればよいか。

イ. 検討

信託法 126 条 2 項の「誠実な権利行使義務」については、信託管理人は自己または第三者の利益を図ってはならないという忠実義務と同様の内容とする考え方と、未存在の受益者の利益と信託管理人を含むそれ以外の者の利益が対立することはあまり想定されないことから、利益の対立状況の存在を想起させる「忠実に」ではなく、「誠実に」とし、受益者の利益をもっぱら考えて事務を処理すべきことが表されたとする考え方がある⁶。

また、受益者の利益を犠牲にして自己または第三者の利益を図ってはならないというものであり、受託者の負う忠実義務と基本的に異なるものではないとする考え方もある⁷。

いずれの考え方に基づいても、信託管理人に求められる具体的な行為に大きな差異は生じないと思われる。新公益信託法における信託管理人についても同様であり、信託目的の達成をもっぱら考えて事務を処理すべきことが表されたと理解すればよいと考えられる。

一方、「公平な権利行使義務」に関しては、信託目的の達成のための信託管理人としての権限行使のあり方を示すものであるから、信託関係者や受給者のうちの特定期に利益が偏ることがないように事務を処理すべきことが表されたと理解すればよいと考えられる。新公益信託の信託管理人に関し、これと異なる理解とすべき要素はないと考えられる（その結果、上記の「誠実な権利行使義務」と大きな差異はないと思われる）。

(5) 義務違反の効果、損害回復の方法

ア. 論点

義務違反の効果については、信託管理人の解任事由になることは明らかであるし(要綱第 14 の 2 (1))、裁判所への解任申立事由となることもあり得る (同 (2))。

一方、信託管理人の義務違反により損害が生じた場合に、どのようにその損害の回復がなされるかについては、受益者の定めがある信託においても必ずしも明確ではなく、したがって公益信託や目的信託についても明確ではない。

イ. 検討

まず受益者の定めがある信託について検討すると、信託管理人の義務の相手方は信託法 125 条 1 項の定めから受益者であるから、受益者が信託管理人に対して損害賠償を請求できる。ただし、未存在の受益者は確定的に受益権を取得していないから損害を観念できず、受益権を取得したときに民法 709 条に基づく損害賠償を請求できる。その請求できる範囲は、信託管理人が受託者に対して損失填補請求を行わないまま消滅時効が経過したために受益債権に係る給付が減じた分となるとされる⁸。

これに対して新公益信託の場合、目的信託と同様に信託法 261 条の読み替え規定が適用されるとすると、信託管理人は信託の目的の達成のための権限について善管注意義務をもって行使するが、その行使または不行使により信託財産に損害が生じた場合の損害賠償の請求権者が不明である。信託管理人が単数であるとする、委託者や非行があった受託者の後任の受託者に、請求権があると考えのだろうか。信託管理人が複数である場合には、信託財産に生じた損害の発生に関与していない信託管理人に請求権があるということだろうか。

その責任の範囲については、受益者の定めがある信託の場合には信託管理人の任務懈怠によって請求権者に生じた損害額と考えられるが、新公益信託の場合、信託管理人が信託の目的達成のために権限を行使する点に着目すれば、信託管理人が受託者に対して損失填補請求を行わないまま消滅時効が経過したために、信託の目的達成のために必要な額が減じられた分となるのだろうか。その際、「信託の目的達成のために必要な額」とは、どのように考えるのが相当なのであろうか。

なお、法制審議会信託法部会での議論では、信託管理人に信託法 40 条のような信託財産に対する損失填補責任を負担させることも検討されたが、信託財産の管理処分権限がなく、単に受託者を監督する役割である信託管理人に対してそのような責任を負担させることは相当ではないと考えられ、特段の規律を設けることはなかった（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 111 条 1 項や 118 条 1 項、会社法 423 条 1

項や 429 条 1 項のような規律は想定されていない)。

第 4 章 委託者に関する規律

1. 要綱における委託者の権限

(1) 現行の規律

まず、現行の公益信託法における委託者の権限については、公益信託法 7 条により受託者の辞任の同意権はない。

次に信託法に定められている委託者の権限に関する規定の適用の有無に関しては、目的信託における規定が公益信託に適用されるか否かにより、公益信託の委託者は目的信託の委託者が有するものと同じの権限を有するという考え方と、適用がないので権限を有しないという考え方とがあり得る。前者の考え方に立った場合には、信託法 145 条 2 項の権限(6 号を除く。これらは、目的信託以外の信託では受益者の権限である)を有し、それらについては変更することができない(信託法 260 条 1 項)。

なお、当然に、利害関係人としての権利を有すると考えられる。

(2) 新公益信託法の規律

新公益信託法では、委託者の権限について、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様としたうえで、信託行為により制限できるものとするものとされた(要綱第 6 の 1)。

これは、公益性を確保する観点や税制優遇を受けることを視野に入れる観点から、委託者の関与によって公益信託の運営が左右されることはできるだけ回避することが望ましいこと、信託財産を拠出した者として一定の監督権限が行使できることは望ましい一方、自然人の委託者は信託設定後に死亡する可能性があるから、過度な期待の下に受託者の監督の役割を負わせることは妥当ではないとの考え方⁹によるものである。

また、受託者や信託管理人の解任の合意や裁判所に対する解任申立ての権利についても一定条件の下で行使が可能であるが、信託行為により制限できるものとするものとされた(要綱第 13 の 2、14 の 2)。

なお、利害関係人としての権利については、要綱で特に言及はないので、公益信託の委託者も有することとなるとともに、それぞれの信託法の規定において信託行為による別段の定めが許容される場合には、それにしたがうこととなる（結果としては、信託行為の定めによる制限が可能である）。

2. 論点と検討

(1) 論点

受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様としたうえで、信託行為の定めにより制限できるとする規律は相当か。

(2) 検討

委託者の権限の一部については信託行為の定めによっても制限できないものとし、委託者の権限行使による公益信託の監督にも一定程度期待するという考え方も、成り立つところではないか。

委託者の権限を信託行為により制限できるとする規律の論拠について検討する。挙げられている論拠のうち、特に委託者が自然人の場合には、その監督権限行使について、信託管理人のような役割の履行を継続的に期待できない場合（委託者の死亡等）が想定される。また、税法上の優遇を視野に入れる必要も理解できる。さらに、公益目的に費消するために財産を拠出した以上、公益信託の運営に参加する、あるいは影響を与える、信託終了時の財産が委託者やその関係者に帰属するという可能性は、適正な運営の継続的な維持の観点から、厳しく排除される必要があるとの考え方もあり得ると考える（なお現に、現行の公益信託の信託契約の多くでは、委託者に権限を付与していないようである）。

しかしながら、委託者は信託財産を拠出した者として、公益信託設定後の趨勢に最も関心を持つと想定される立場であり、その点に着目して、信託の運営に関する決定権限ではなく、監督権限を与えることは自然のここのように理解される^{10 11}。委託者による権限行使が常に信託の目的の達成のためになされるとは限らないが、それに対しては、受託者が適正に判断すればよいと整理されればよいのではないか（なお信託管理人に与

えられる権限をどのように評価するかによって、委託者に与えるべき監督権限に対する見解も変わる面があるかもしれない)。

そうでないにしても、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限のうち、受託者や信託管理人の解任申立権の取扱いのように、救済のための最終的な手段に該当する権限は、少なくとも信託行為によっても制限されないものとされてもよいように思われる。

3. 補足

上記で若干言及したが(「第3章 2.(3)イ」)、信託管理人や委託者以外に、たとえば株式会社や法人のような機関の設置を義務付け、当該機関に受託者の監督の役割を与えることについては、以下のとおりに考えられないか。

すなわち、信託は、対象財産の管理及び処分に係る権限を原則として受託者に集中させる制度であり、受託者に対する信認関係を基礎とするプライベートな財産管理制度が原型である。このため、投資信託のように投資家保護のために画一的な規律が求められる場合は格別、そうでない場合には、法人等の制度に類似した監督体制はその性質上なじみづらいし、さらに監督の必要の程度は公益信託において一律ではないことを勘案すれば、法制度上は簡便な仕組みとならざるを得ないのではないか¹²。

第5章 新公益信託法下の公益信託の設計実務

1. 事案ごとの設計の必要性

新公益信託においては、受託者の範囲が拡大することに加え、金銭の給付以外も可能となること、引受けできる信託財産の範囲も拡大することから、公益信託事務の内容や委託者の意向、受託者の能力等を勘案し、個別案件ごとに、必要となる内部統制を実現するための設計を検討していく必要が高まると考えられる。

そこで、以上の考察の中でもふれたように、実務上の工夫で法令上の監督機能を補充し、新公益信託の内部統制を強化することが相当な場合があると考えられる。

2. 監督体制強化の例

実務上の工夫としては、信託管理人を複数選任し、信託管理人間の相互牽制により任務懈怠を回避する方法や、新公益信託の受託者における事務プロセス（統制手段）を記述したうえで、その統制手段が合理的であり、受託者において当該統制手段に従った運用がなされていることを第三者が保証するという取扱いを活用することも考えられる（その実現可能性は検討が必要だが、監査法人等から内部統制保証報告書を取得する）。また、信託法理や信託事務に習熟していない個人が受託者に就任する場合には、信託財産の保管や記帳等の信託事務に関して、信託業法や兼営法の規制を受けている受託者に委託する（再信託やこれらの受託者との共同受託を含む）方法も考えられる。ただしこれらについては、公益信託で一般的に想定される財産規模からすると、その費用負担が過重なものとなる可能性がある。

これに対し、より実務対応として想定されるのは、信託行為で信託管理人の役割と責任を明確に定めることを通じて信託管理人にしっかりとした職務執行を義務付ける方法ではないか。具体的には、たとえば以下のような対処ではないかと考えられる（ただし、これらのいずれについても、信託管理人の権限、義務及び責任は「受益者の定めのある信託の信託管理人のそれと同様」、かつ「信託行為の定めによって制限することはできない」（要綱第5の3）とする規律との関係で、許容されるかどうかの問題はあると思われる）。

その第一は、運営委員会の設置であり、信託行為の定めにより、受託者の公益信託事務のうち受給者や助成内容の決定といった具体的な授益行為に係る受託者の判断の妥当性の検証については運営委員会の職務や責任に委ね、信託管理人は、たとえばその決定プロセスの正当性の確認に限り責任を負担する設計とすることが考えられる¹³。

第二としては、受託者から信託管理人に対する信託財産の管理処分の状況報告について、その内容や頻度、方法を委託者・受託者・信託管理人の三者間で具体的に定め、それにより信託管理人が受託者の行為内容や信託財産の状況を定期的に確認する義務を負担することが考えられる¹⁴。そして、その約定が合理的なものであり、信託管理人がその定めのとおり情報の提供を受け、当該情報に基づく判断や権限行使の内容が妥当であれば、信託管理人としては十分な注意義務を果たしたとして取扱い、逆に信託管理人の任務懈怠が認められる場合には、信託財産に対する填補責任を負担する取扱いとすることが考えられる。

〔注〕

- 1 信託一般の信託管理人の善管注意義務について、道垣内弘人「信託法第2版（現代民法別巻）」391～392頁（有斐閣、2022年）。
- 2 小出卓哉「逐条解説信託業法」143頁（清文社、2008年）。
- 3 道垣内弘人編「条解信託法」580頁〔佐久間毅〕（弘文堂、2017年）。
- 4 法制審議会信託法部会第43回会議（平成29年7月4日）議事録3～4頁〔佐久間参考人発言〕。
- 5 佐久間毅「公益信託法改正の論点」（信託271号9～10頁）（2017年）。
- 6 道垣内編・前掲注3）479頁〔佐久間毅〕。
- 7 道垣内・前掲注1）392頁。
- 8 道垣内編・前掲注3）581頁〔佐久間毅〕。
- 9 「公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明」（平成29年12月12日）第6の1（補足説明）を要約。
- 10 佐久間・前掲注5）15頁では、「信託行為の定めに表示された委託者の意思（これは、公益信託認定の手続きにおいて、その許容性が事実上判断される。）は最大限尊重する一方、信託の運営に対する委託者の個別の関与は限定的なものにとどめることが適当である。」としている。
- 11 法制審議会信託法部会第35回会議議事録33頁〔神田委員発言〕。
- 12 佐久間・前掲注5）10頁では、「公益信託の「軽量・軽装備」性は、金融庁の監督を受ける信託銀行が信託財産たる金銭を安全に管理運用して助成事務を行うという現状を前提として認められている面がある。受託者、信託財産の種類と運用方法、信託事務の範囲のいずれか、または全部について、程度はともあれ自由化する方向で考えるのであれば、内部牽制・監督体制の充実・強化は避けられない。」としている。
- 13 現行の公益信託の契約では、運営委員会を必置としつつも、信託管理人の職務範囲の限定までは定めていないと思われる。
- 14 なお、現行の公益信託の契約では、①事業計画及び収支予算に関する事項（その変更を含む）、②関連諸規程の制定及び改廃に関する事項、③受託者の辞任に関する事項の3点について、受託者からの報告を受ける義務を信託管理人に課していることが多い。

新公益信託法のための、
措置法 40 条特例の信託適用の要望

星 田 寛

目 次

1. はじめに
2. 現行の公益信託法制・税制では活用が制限される立法事実
3. 骨太 2022 の有識者会議が公益信託の改正を促す
4. 信託にも適用できる、できない税制特例等の取扱い
5. 租税特別措置法 40 条を公益信託に適用する可能性はある
6. おわりに際して

1. はじめに

ますます増える社会的課題にどう政官民が対処するか。社会制度の足りない未来に備えるには、多様な地道な活動も身近に必要としている。活動する組織・人材が、また必要な財源を確保する仕組みが喫緊の課題である。

2008年に施行された公益法人法制、監督指導にも前向きさが足りないと思料するが、それでも公益信託に比べれば事業の公益性の判断、多様な資産活用等の法人自治を認めるなどの改革を得て15年目を迎える。さらに今骨太2022による有識者会議にて見直される。公益法人法制の改正のほかに、公益信託法の抜本改正も動くようである。時代遅れの現行の公益信託の引受許可基準、その審査および税制等が見直される。

財政赤字が増える中で税金確保も重要であるが、富の再分配方式としての公益法人、公益信託の一層の活性化の仕組みを構築して、税金を含めた民間の資産の公益への活用貢献は、日本経済、雇用の一翼に寄与すると思料する。

英知を結集してできた公益信託要綱の信託らしさが発揮するよう、見直される公益法人法制とともに相乗効果が生じるよう、要綱が法案およびその施行令・施行規則案に反映されることを注視する必要がある。併せて、要綱の趣旨が格段の飛躍につながる業法、税制の改正が望まれる。

後述の公益法人の統計では、助成事業、小規模の法人が相当数ある。公益信託の強みの一つは軽装備で、少額でもできることが強調されている。奨学・研究助成ならば財団を設立する必要も少なく、公益信託にて効率的に対応できるといわれている。

また、社会課題解決には事業型の要請は高く求められているが、多いとはいえない。そもそも事業型の運営が大変である。有限責任となる法人が選択される。それゆえ、人材・運営のためには一層の資金が集まる仕組みを増やすことが大切である。このことは公益法人と公益信託が連携できれば、新たな財源確保の仕組みができることを示している。

熱い想いを前提に事業遂行能力があること、そのマネジメント経営ができること、つまり経験・ノウハウのある人材でなければならない。それも持続的に、また社会変化に柔軟に対応できる体制が前提である。優れた人材を得るには相当の対価を継続的に提供しなければならない。副業・兼業が認められる社会になりつつあるが、優秀な人材確保が事業型

にとって不可欠であり、勤務が安定するように事業運営が求められ、やはり財源問題となる。

そのためには資源を効率的に活かせるようその運用能力も求められる。公益信託の仕組みとして、要綱では収益事業はできないのであるが、資産の運用・投資は可能なことから、つまり株式・不動産等を投資対象とするファンドまたは信託受益権を取得する、若しくは独自に有価証券運用をする機能があれば、より持続性が確保できる。そのためには公益法人、非営利徹底型の一般法人に認められている税制が、多様な財産を信託財産として受け入れることができる公益信託にも適用されることが望まれる。

本稿では、期待する税改正の一つとして、租税特別措置法（以下、本稿では「措置法」という）40条の公益信託への適用要件について信託ならばどのように対処、解釈すれば適用可能となりうるかを検討する。なお、本稿での下線は筆者が注目したい事項である。

2. 現行の公益信託法制・税制では活用が制限される立法事実

法改正に向けて、現行の引受許可基準、税制の状況を確認し、その活用がいかに制限されている現況を確認する。

（1）現行公益信託に係る引受許可基準の確認

公益信託の許可基準が策定される前の昭和40年後半から50年初めの当時は、公益法人の不祥事が問題となり代替機能として公益信託が注目された。

その公益法人の認定数は公益法人改革実施後14年を経るも毎年少なく（元年から令和2年の1年では都道府県では減少）、解散・取消しもあり、制度のいくつかの問題点も組上にあげられ、後述3.のように、内閣府は「有識者会議」を立上げ見直しの検討がなされた。

公益信託については、機関の違い、信託の特徴を活用した民による公益の担い方が要綱にて明らかになり、上述の「有識者会議」において、公益法人法制の見直しとともに、一元・一体で監督する体制を構築する旨が示されている。現行の最大の課題は、各省庁・都

道府県の引受許可基準が、抽象的で行政裁量が大きい定めをしていることである。一方、公益法人制度では法が明示した公益性に基づき、その運営は法人自治・自主性が尊重されていることである（公益法人制度改革の理由の一つが許可の「透明性がない」ことであった）。要綱では運営の柔軟性、自主性を考慮されたものとなっている。

現行の各省庁・都道府県の引受許可基準¹は、おおむね次のことが信託行為の範囲を制限している。

㊦ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金または物品の給付であること

㊧ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産または過大な負担付財産が、（引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みであること） 財産の中の相当部分を占めていないこと

目的事務は授権行為に限っている。さらに、「不特定多数の者の利益の実現を目的」の助成等の対象基準として都道府県単位を求め、公益性・不特定多数性について公益法人制度の判断基準と大幅な乖離がある。

信託財産は、金銭しかダメとは言っていない。文科省の省令²では有価証券も想定されている。しかし、次の（２）の課税の制度（委託者課税の仕組み）から現実的に出捐できないものとなっている。

（２）現行公益信託に係る税制における諸要件の確認

現行の公益信託に係る税制がどのような要件を定めて制約しているかを確認する。

特定公益信託とは、公益信託のうち、信託終了時の財産の帰属、財産の種類・運用方法などいくつかの要件（後述）を満たすものとして主務大臣の証明を受けたものをいい、法人がこの特定公益信託の財産とするため支出した金銭については、一般寄附金としての損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められる。認定特定公益信託とは、特定公益信託のうち、後述のような学校教育への助成、文化財の保存活用に関する業務への助成など12の事業目的のいずれかに合致し、かつ主務大臣の認定を受けたものをいう。認定特定公益信託に対する寄附金は、個人の場合は特定寄附金として所得控除が認められ、法人の場合は特定公益増進法人に対する寄附金と同様、別枠で損金算入ができる（所法78③、同令

217の2①～③、法法37⑥、同令77の4①～③)。

また、相続または遺贈により取得した財産に属する金銭を信託財産にするため支出した場合は、その支出金額には相続税が課されない(措法70③、同令40の4)。等々の定めがある。

上述(1)に記載の引受許可基準よりも税制の認定特定の要件、特定の信託財産、運用範囲、助成等の対象地域・公益分野の定めは、所得税法78条2項(公益法人の公益目的事業として認める事業には認定法の別表に23分野を定め助成型のほかには事業型がある)、同条3項および措置法70条(公益信託)の規定を概観すると、昨今の社会経済状況から、公益性の判断枠組みも含め相当の乖離があると考える。

措置法70条3項では、取得した遺産等のうち所定の要件を満たす金銭を公益信託に贈与・寄附した場合に限り、相続税の課税価格に算入されない。特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合(措法70③の法令解釈通達70-3-3)には、同通達70-3-2(「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲)に掲げる相続税の課税価格に算入しない金銭の額は、従前の財産の一部であると認められる場合には、当該金銭に対応する部分)の価額によると記載されている。しかし、公益法人等への場合には、現物を含め相続財産そのものを贈与・寄附すれば、相続税の課税価格に算入されない(同条①)、と規定している。

また、遺言にて遺産である不動産を遺言執行者が換価してその(経費差引後)対価全部をもって特定公益信託の要件を満たす公益信託を設定する場合には相続人が特定委託者とみなされるが、権利の価額は相続税の課税価格に算入されない。しかし、換価に伴う譲渡所得課税については、換価行為は相続人に効力が生じる行為(民1015)と解されることから、相続人に法定相続分に応じて課され、申告しなければならない³。この取扱いは、公益法人に対する清算型遺贈と同じである。

所得税法施行令217条の2の第1項各号の特定公益信託の次の要件を満たすときには、証明を得ていなくても権利の価額を「零」として取り扱われる(相基通9の2-6)⁴。もっとも、寄附金控除が適用できるのは特定寄附金の大臣の証明を受けたもの(所法78③)に限定されている。

特定公益信託の要件の概要は次のア～ウである。特に注目すべきことは、謝金、信託報酬についてである。信託報酬の規律に至った経緯は信託財産の運用報酬との関係と推測されるが、現在の状況下では想像しがたい信託業法の営利性からはかけ離れた、税制として

は特異的な制約である。

ア 次に掲げる事項が信託行為において明らかであること

㊦ 公益信託の終了（信託の併合による終了を除く）の場合、信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、または当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続する。

㊧ 合意による終了ができない。

㊨ 信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られる。

㊩ 信託財産の運用は、預金または貯金、国債、地方債、特別の法律による法人が発行する債券、準ずるものとして財務省令で定める方法（合同金銭信託（一般口））に限られる。

㊪ 信託管理人を指定する。

㊫ 信託財産の処分を行う場合には、公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

㊬ 信託管理人および学識経験を有する者に支払われる報酬額は、通常必要な費用の額を超えない。

㊭ 受託者が受ける報酬額は、信託事務処理に要する経費として通常必要な額を超えない。

イ 受託者が信託会社（信託業務を兼営する金融機関を含む。）であること

ウ さらに、認定特定公益信託の認定を得るには、主務大臣の認定を受ける（認定の翌日から五年に限る。）場合には、次の表の12の分野の助成金等の給付事業に限定され、大臣以外に財務大臣との協議が必要としている。

（認定特定公益信託の事務分野と公益法人の公益目的事業分野の比較）

所得税法施行令 217 条の 2、租税特別措置法施行令 40 条の 4 に規定の 12 分野	公益法人認定法別表（第二条関係）に規定する 23 分野
㊰ 人文科学の優れた研究を行う者への助成金の支給	一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
㊱ 芸術の普及向上業務（助成金支給に限る。）	二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
㊲ 文化財保護法第二条第一項の文化財の保存・活用の業務（助成金の支給に限る。）	
㊳ 社会福祉を目的とする事業への助成	三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
	四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
	五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目

<p>⑦学校教育法第一条の学校教育への助成</p> <p>⑧学生又は生徒の学資の支給又は貸与</p> <p>⑨就学前の子どもの教育・保育等の総合的提供の推進の法律第二条第七項の幼保連携型認定こども園の教育・保育への助成</p> <p>⑩開発途上の海外地域への経済協力（技術協力を含む。）の資金贈与</p> <p>⑪自然環境の保全の野生動植物の保護繁殖業務を主目的とする法人で国又は地方公共団体の委託を受けているもの（準ずる財務省令規定を含む。）への助成金の支給</p> <p>⑫すぐれた自然環境の保全と自然環境の保存・活用の業務（助成金の支給に限る。）</p> <p>⑬国土の緑化事業の推進(助成金の支給に限る。)</p>	<p>的とする事業</p> <p>六 公衆衛生の向上を目的とする事業</p> <p>七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業</p> <p>八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業</p> <p>九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業</p> <p>十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業</p> <p>十一 事故又は災害の防止を目的とする事業</p> <p>十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業</p> <p>十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業</p> <p>十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業</p> <p>十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業</p> <p>十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業</p> <p>十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業</p> <p>十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業</p> <p>十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業</p> <p>二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業</p> <p>二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業</p> <p>二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業</p> <p>二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令*で定めるもの *ない</p>
---	---

少子化、多様化・グローバル化、デジタル化・世界政情不安等々、以前の20世紀の時代の日本ではもはやないことを認識する時であり、法制、税制ともにあまりにも活用の幅が限定的すぎる。民の資源を効率的に活かされない事実が改正の立法事実である。

後述 3. のように、やっと公益法人法制の見直しに伴い公益信託の改革も併せて法制化が令和 6 年に動こうとしている。

(3) 公益信託税制の動向と展望

ア 公益信託税制の改正の動向

公益信託にかかる税制の学術的解釈、明定された税法の制定の経緯については、多くの文献があるが、その 1 つに谷口勢津夫教授の信託税制の体系的研究として「公益課税信託」⁵がある。同教授の論考によると、昭和 15 年改正について、「公益法人の所得には所得税を課せないから、公益信託の利益にも課税しない」、もう一つが「従来の受託者課税から委託者課税に変更され、……、委託者をもって受益者と看做すこととなってゐるから、公益信託の利益は、これを非課税所得とするのでなければ、委託者に所得税を課することと為って不都合を生ずる」、また昭和 40 年全文改正において第 3 章 課税所得の範囲に公益信託非課税規定、第 4 章 所得の帰属に関する通則が規定され、「章立ての変更の結果、所得税法上は、委託者帰属前提説の立場が明らかにされたとみてよからう」、そして、平成 19 年度改正について、「公益法人との類似性を考慮して、受託者に対する公益法人課税への道を開くための制度的基盤が整備されたともみることができよう」、「平成 19 年度税制改正によって導入された法人課税信託は、…、信託実体理論に基づき、かつ、公益法人課税と同様に、構成する制度的基盤となるとみることができよう」、と記述されている。

上述のように、昭和の早い段階から委託者課税を基本としている。公益信託に係る信託税制について、改正に際して当時の信託協会は公益法人等とみなす、準ずる措置を求めていたが、信託財産を独立の法人格扱いすることについて信託法上の構成などから判断された模様である。しかし、平成 18 年の信託法改正に伴い平成 19 年の税制改正⁶で、新たな類型の信託等への対応の一つとして、受益者等の存在しない信託で遺言設定された、または委託者の地位承継者がいない目的信託に係る税制が大きく改正され、受託者に対し信託財産に係る所得について受託者の固有財産に係る所得とは区別して法人税が課税される（受託者に対しその信託財産の価額の額に受贈益課税が行われる）扱いとなった。委託者には信託財産の価額の額による譲渡があったとして取り扱われる。

しかし、公益信託については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることを

考慮して、公益法人制度改革の趣旨を踏まえながら公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、公益信託の法制・税制の改正は見送られた（信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案附帯決議・五（衆議院・参議院））。現行の法制と税制の取扱いが維持されている。

イ 公益信託税制の改正の展望

公益法人と同様の機能、法人制度との整合性をどの程度斟酌されるかは不明であるが、従前の委託者課税から平成 19 年度の受託者課税に大きく舵が切られたことから、「信託実体論に基づく」、「公益法人と同様の税の取扱い」としての公益信託課税のスタンスが確立されることが望まれる。

公益信託の要綱には、主務官庁制の廃止のほか、受託者の範囲、委託者の権限等ガバナンスの問題も整理されているが、公益目的・信託財産の範囲も公益法人改革で可能となった社会が認める範囲で大幅に広げることを要綱は示している。

公益信託を契約または遺言により設定する委託者に対する課税はどう変わるだろうか。（2）にて確認したように、今は金銭の出捐だけが、特定公益信託の要件を満たして、相続税の課税価格は零となるが、不動産、有価証券等であれば委託者がいまだ信託財産を有するものとして相続税法では課税されることから、委託者には設定前の換価処分を要請する実務であった。

委託者課税は、今後の改正により受託者課税として新たな公益信託税制に変更されるものと考えられる。改正に際して、現行の租税特別措置法の税制特例の適用が期待される。公益信託だけでなく受益者のいない目的信託にも適用する旨の「みなし規定」の定めを設けられることが望まれる。

後述するように、公益財団法人の 40% 以上が助成を事業としており、株式のみなし譲渡の特例を毎年活用している。公益信託要綱では、不動産、有価証券等も信託財産とすることを念頭に置いているので、委託者がこのような財産を出捐した場合の課税の取扱いを明確化することを期待しており、制度が活かせるよう政策的に改正されることが望まれる。

ぜひとも適用ができるように望むのは租税特別措置法 40 条の特例であり、信託財産の場合の取扱いについての明確な規定、つまり「信託財産においても適用する旨のみなし規定」である。ついては、目的信託、公益信託について法人課税信託が適用される場合、特例の要件を満たすことができるか、その合理的解釈が可能かについて 5. にて検証する。

またシンプルなガバナンスの仕組みを持つ公益信託の活用を妨げる税制は、社会経済全体の骨太の喫緊の改革のため、課税の公平、中立性からも、またビジョン型の税制改革⁷からも、信託の活用に合理的な理由があるので、適用されるための要件の見直しをあわせて述べる。

3. 骨太 2022 の有識者会議が公益信託の改正を促す

(1) 政治、行政の動向

内閣府の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」⁸が、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）および「経済財政運営と改革の基本方針 2022」⁹（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、民間による社会的課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し「新しい資本主義」の実現に資する観点から、公益認定の基準を始め現行の公益法人制度の在り方を見直し、制度改正および運用改善の方向性について検討を行うため、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下、令和4年10月4日に第1回を開催し、精力的に短期間で8回にわたり議論を重ねられ、令和4年12月26日付の中間報告¹⁰がなされた。令和5年4月27日には具体的な最終報告書案が審議される。今後の法令等の具体化に向けて法人等と対話されることを強く望む。現況の分析、規制の基準と税制の精緻な検証を再度行い、明日の日本のために社会の逼迫した状況認識に基づく抜本的な民間資源の活用の促進の視点から異次元の改革を期待する。

(2) 公益信託法制の改正の動き

上述の中間報告の最後7頁には、「『新しい資本主義』が目指す民間公益活動の活性化という観点から、平成31年法制審議会答申を踏まえつつ、公益信託の公益認定制度への一元化に向けて検討する。」との記述がある。事務局である内閣府大臣官房公益法人行政担当室の北川室長の発言があり、第2回の議事録24頁には「さらに応用的な話をいたしますと、300万円をそろえて、評議員も呼んできて、財団法人として店を開いてやっていくにはコストがかかり過ぎるといときに公益信託という方法もあります。もうちょっと手

軽な方法もあるところであって、今回、「新しい資本主義」のもと、民間公益をより推進していこうという中で、小さな公益財団みたいな機能を果たす公益信託も、この先、頭の片隅に置いていきたいと思っています。』。また令和4年11月16日の「第5回 新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 事務局説明資料 法人の自律的ガバナンス・公益法人行政の在り方について」（資料4）の32頁¹¹には、「「公益信託」と公益認定制度との関連性について」と題して、「・公益財団法人は、財産を公益目的に活用してほしいという財産拠出者の意向を「法人形態」で実現しようとするものであり、公益信託は、財産拠出者の意向を「契約形態」で実現しようとするもの。どちらも社会的に同じ機能を担っている。」、またその下に「1. 民間公益活動の活性化 ・公益財団法人の活動を活性化させる観点からの制度改革を検討する中で、同様の機能を有する公益信託も法制審議会の答申に基づき、整合的に検討することにより、『新しい資本主義』が目指す民間公益活動の活性化の実現に資する。（例えば、公益信託の「公益性」の判断基準と、現在議論中の公益財団における新たな判断基準など）」、「2. 国民の利便性向上 ・財産拠出者にとって、公益財団と公益信託のどちらを選ぶかの相談先府省が統一され、どちらの形態の方が財産拠出者の思いを実現できるか等について比較検討できるようにした方が、利用者・国民の利便性が向上する。 ・公益信託の受託者等にとっても、審査・監督府省が複数かつ審査・監督基準がまちまちであるより、一元化され統一的対応がなされることのほうが利便性は向上。」との記述がなされている。そして、同議事概要¹²においては、「（2）法務省からのヒアリング「公益信託の現状について」法務省から資料3に沿って、公益信託の概要及び見直しの経緯、法制審議会の答申である公益信託法の見直しに関する要綱について説明があった。また、当該見直しは、新しい資本主義の趣旨にも沿うものであり、統一的な行政庁を内閣府で担うことも検討していただきたいとの発言があった。（3）法人の自律的ガバナンス・公益法人行政の在り方について 事務局から資料4に沿って、新しい資本主義における公益法人のガバナンス検討の方向性として「法人運営の徹底した透明化と法人の自律的ガバナンスを前提」として「行政による厳正な事後チェック」が必要との説明を行った。また、公益信託について、公益信託と公益財団法人に共通する機能に触れた上で、公益信託制度の見直しは、新しい資本主義の実現に資する方向性であり、公益認定等委員会が設置されている内閣府で担っていくことは効率的であるとの説明を行った。」の記載がある。

なお、法人が原則有限責任であることを考えれば、限定責任信託（信 216 条以下）の選択も念頭に認可の審査も検討が望まれる。

（3）今後のスケジュール

有識者会議の最終報告は、記述の中間報告の概要¹³を経て令和 5 年 4 月 27 日に取りまとめられ、その公益信託制度改革¹⁴も示される。公益認定制度に一元化し共有の枠組みで、信託制度としての特殊性を考慮して認可を行い、公益法人制度の見直しに整合させ、適した税制改正要望を検討する、と記載されている。今後はパブコメを経て、2023 年夏の「新しい資本主義実行計画・骨太方針、予算要求・税制改正要望」に示され、令和 6 年の通常国会に改正法案の提出、関係法令等の整備、関係者への周知を経て令和 8 年度施行、令和 10 年 3 月までに移行申請を目指している。公益法人改正案とともに新公益信託法令も関連法案として併せて提出されるものと考えられる。業法と税制が施行日を踏まえて改正されると見込まれることから、今年において要綱の内容をさらに実務的に詰める必要があること、併せて業法の見直しおよび税制改正の要望を急ぎ詰める必要がある。

新たな公益信託法令の所管を内閣府が担っていく方針が法務省と合意されている。今までの経験則から不安はあるがまずは一步議論を進めることができそうである。

4. 信託にも適用できる、できない税制特例等の取扱い

（1）所得税法、相続税法、措置法が信託の場合にも適用を認める規定

譲渡所得税、相続税法の個々の特例等のうち、信託（特に受益者等課税信託）にも適用されると法令にて明確に定めているものと、適用できるとの法令の解釈を示す通達とがある。つまり、所得税法 13 条（「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなし、…この法律の規定を適用する。」）と規定している。しかし、帰属権利者についての直接的な定めはない。

また、相続税法 9 条の 2 の 6 項「第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈によ

り取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。」）また4項の終了時にも、「みなし贈与」、「みなし遺贈」として課税する旨の定めにより（この他、3条から9条の6）、みなし規定を明確化されている。

しかし、措置法にはみなし規定の定めがなく適用されるかは不明の条項がある。「信託財産を有するとみなし」、「受益者の収益・費用とみなし」、「みなし贈与」「みなし遺贈」がその特例等に適用する旨が明記されるもの、または読み取れるとの公権解釈ができる場合に、その特例等が信託（受益者等）にも適用できるとの解釈が示されている。しかし、いずれも「受益者」に対してであり、「帰属権利者」、また「受託者」ではない。所得税においては帰属権利者に「みなし規定」が適用されるか否かは、当然と解すると考えられるが文言から議論がある。

ア 相続税法（関係措置法）上、適用される特例等の例

上述のように相続税法9条の2の6項の規定から、受益者等に対して「みなし贈与・相続」により相続税法の各条項が適用される旨を明確化している。帰属権利者に対しての規定は見つからない。

なお、措置法の一部には、次のような条項「相続税法第九条の二第六項の規定を準用する。」旨の規定がある。

- ㊦ 配偶者の相続税の税額軽減の特例（相法19の2）
- ㊧ 配偶者の居住用不動産の贈与（配偶者控除）の特例（相法21の6）
- ㊨ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4）

たとえば、措置法施行令第40条の2第27項では、「法第六十九条の四の規定の適用については、相続税法第九条の二第六項の規定を準用する。」と規定されている。

イ 所得税法（関係措置法）上、適用される特例等の例

上述のように所得税法13条（受益者等がいる場合の課税について）では、受益者等へのみなし規定により、所得税法の各条項が適用される旨を明確化している。しかし、帰属権利者（みなし受益者）に対する所得課税の規定は見つからない。また、措置法の一部において、「相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む」とのみなし規定が次のような条項に規定されている。

㉗ 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例（所法 58）

所得税基本通達 58-10（交換費用の区分）¹⁵にも記述がある。

㉘ 贈与等により取得した資産の取得費等（所法 60）

取得費等の解釈について、令和 4 年 11 月発出された質疑応答事例「信託が終了し帰属権利者が残余財産を相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合の取得費」¹⁶が示されている。法令の規定はないが、相続税法 9 条の 2 第 4 項、所得税法の 60 条の趣旨からみなし受益者（信 183 ⑥）である帰属権利者に適用するのが妥当と解釈された例である。

㉙ 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（措法 9 の 7 ①、措令 5 の 2）

同条の 1 項に、「相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき・・・」と規定されている。

また、相続財産に係る譲渡所得の課税（取得費加算）の特例（措法 39）では、「相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の五、第七十条の六の九、第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。第六項において同じ。）」と規定されている。法律に「みなし」も含む旨が明定している。

㉚ 譲渡所得課税の長期譲渡、居住用不動産等の特例等の例（譲渡資産、買換資産の扱い。措法 31、32、33、34 ほか）

平成 19 年度改正後の新たな法令解釈通達として、「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」昭和 46 年 8 月 26 日（令和 4 年 6 月 22 日付改正分まで更新（平成 14 年 6 月 24 日）（令和 4 年 6 月 22 日付改正分まで更新）、また「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて一部改正通達（令和 4 年 6 月 22 日付通達まで掲載）¹⁷が発出されている。

その中に、「31・32 共-1 の 3 受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等」には「信託財産に属する資産が 31・32 共-1 に掲げる分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として分離課税とされる譲

渡所得となり、措置法第 31 条又は第 32 条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。」、また政策により設けられた優良住宅地の造成、収用交換等、土地区画整理事業、住宅地造成事業など¹⁸にも同様の記述がある。

しかしながら、措置法 35 条および 36 条の居住用建物に係る特例において信託スキームについての記述は見当たらない。

(2) 信託には適用されないと考えられる特例

ア 税制改正に伴う「土地信託通達」の廃止と新たな法令解釈の通達

信託法改正に伴い平成 19 年に税制改正がなされ、税法が整備されたことから、土地信託通達が信託法の施行の日をもって廃止¹⁹された。また、上述の新たな法令解釈が発出された。

廃止された土地信託通達において、基本的には相続税法の債務控除、配偶者控除、延納・物納、および措置法の取得費加算、住宅取得資金の贈与、また譲渡所得の課税の特例、たとえば居住用不動産の譲渡所得に関わる特例についても信託スキームが適用できる旨の留意点が示されていた²⁰。

イ 信託には適用されない特例

措置法では、信託スキームを活用した場合にも適用する旨を明確に定めていない措置が相当ある。課税の公平から税制の明確化の改正要望を働き掛ける必要がある。

信託スキームがそのまま措置法等の適用を認めるとの検討がなされず、また、特別な政策趣旨からその要件が信託スキームにそのまま当てはまらないもの、想定していないものがある。

しかしながら、信託スキームが活用されることが予想されるものとして、次のような特例の適用が望まれる。

- ㊦ 信託不動産の使用収益の権利相当を受益債権とする収益受益権の場合の相続税評価の特例（たとえば相法 23 条の 2（配偶者居住権等の評価）の適用）
- ㊧ 中小企業の事業承継、事業資産の承継の納税猶予等の特例（いわゆる事業承継税制、措法 70 の 7、70 の 7 の 2 ～ の 8 ほか）
- ㊨ 相続税の延納の特例、物納の譲渡特例など（同法 40 の 3、70 の 10）

㊦ 特定口座、NISA の活用など（同法 37 の 11 の 2（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）、同法 37 条の 11 の 3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）等）

㊧ 公益法人等への譲渡所得の起因となる資産の寄附の非課税（課税繰延）の特例（同法 40）

ウ 取扱いが最近明確化された事例

東京国税局の文書回答事例（令和 4 年 12 月 20 日審理課長回答）に「信託契約における残余財産の帰属権利者として取得した土地等の譲渡に係る租税特別措置法第 35 条第 3 項に規定する被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用可否について」（いわゆる「空き家住宅の譲渡」の特例）が公表され、適用できない旨回答している²¹。

この特例は、相続税法の規定により遺贈等による財産の取得とみなされる場合を対象に含む旨は規定していないこと、さらに、相続人が相続によりその意思の如何にかかわらず、被相続人居住用家屋等の適正管理の責任を負うこととなることを踏まえた趣旨の下、放棄できる帰属権利者は趣旨に整合しない、と回答している。法令では死因贈与も対象と認めていること、相続人は帰属権利者になる（信託 182 ②）こと等々から、相続人は『意思の如何にかかわらず』責任を負うとの回答の説明は理解できない。しかし、受益者ならどうか、特例の法文には「みなし遺贈」を含むことを明確に規定されていないので、改正を望む。

5. 租税特別措置法 40 条を公益信託に適用する可能性はある （改正要望したい）

公益信託の改正の要綱では、事業活動を行うが法人税が特掲する 34 業種の収益事業は信託事務として取り扱わない。改正要望として公益法人税制に準じた税制を踏まえて、また目的信託ならば法人課税扱いが想定されていることから、法人税については非営利活動の事務のみゆえ公益法人等の非課税扱い（法令 5 ②）に準じて適用されることが合理的であり、改正が望まれる。

信託財産として引き受ける財産として譲渡所得の基因となる資産も想定していることから、委託者・出捐者には譲渡所得課税がありうる（所法 59）。もし、公益信託にも措置法 40 条が適用できれば、将来受託者が要件違反で納税する場合も生じうる。

本稿では、改正される公益信託また受益者の定めのない信託にも税制改正により措置法 40 条の適用可能性を検証する。

（１）措置法 40 条が利用されている事績と信託ニーズ

措置法 40 条を活用している一般財団法人または公益財団法人が相当数ある。

国税庁の第 70 回事務年報「令和 2 年度第 2 部税務行政の現況」²²の 22 頁によれば、「表 3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況」に、財団法人のうち公益財団法人（内 7）90、一般財団法人 3 で、社団法人等 17、合計（内 31）302 件が処理されている。（注：1 内書きは、租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項の規定による承認申請（承認特例）に係る件数である。2 省略。3 社団法人等とは、公益社団法人及び一般社団法人である。）

また、第 69 回、68 回の年報では、令和元年 357（うち承認特例 44）件（うち公益財団法人 162 うち承認特例 8、一般財団法人 8）、平成 30 年 291 件（財団法人 55）である。

なお、申請は所轄国税局の審査を経て、国税庁長官の判断を仰ぐため、申請事案が「進達」により国税庁に届けられる。

	新規進達件数	処理件数
令和 3 事務年度	343 件	305 件
令和 2 事務年度	277 件	302 件
令和 1 事務年度	359 件	370 件
平成 30 事務年度	357 件（不承認 3 件）	290 件（不承認 1 件）

また、詳しい統計とは言えないが、サイト公益法人インフォメーションの令和 5 年 12 月 19 日公表の令和 4 年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」²³では、表 1-3-3 公益目的事業の事業類型別（18 類型）の公益財団法人（5,466 法人）では、第 2 位

が「助成（応募型）」で2,563法人（46.9%）である。第1位は「講座、セミナー、育成」で2,943法人（53.8%）である。表1-2-16 職員数規模別の公益法人数（社団・財団別）では、公益財団法人の職員数が「0」は347（6.3%）法人、「1」は649（11.9%）法人である。表1-4-8 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）では、公益財団5,407法人では1千万円未満が1,027法人（19.0%）、同額以上で5千万円未満が1,514法人（28.0%）である。

推測の域を出ないがこのデータから奨学金・研究助成等の助成事業が多く見受けられる。公益財団法人等を設立する個別の事情は確認していないが、評議員会のない公益信託でも十分に事務処理できる事案と推察できる。措置法40条が公益信託にも適用できれば、要綱が改正しようとする公益信託事務が飛躍的に拡大できるものと考えられる。

措置法40条の特例が公益信託に活用されるニーズが多いと推察している。自然保護等、歴史的建造物の保存、文化等の施設運営、街づくり等のための不動産、動産等の信託（既に法人が不可欠な財産（認定法5十六、18六）として所有する方法もあるが、信託財産として分別管理され引き受けることが寄附者の意思が明確化され相応しい）、またコミュニティー財団のように、多様な寄附資産を整理統合して効率的な仕組みを組成すればその資産および運用益を活用して助成事務のための公益信託など、筆者には想像力が乏しいが活用の可能性は広いと考えられる。

また、インパクト、成果を説明・評価すべき時代の動きがある。奨学・研究助成も測定が難しいが、事業型もしかりである。さらに、公益財団法人には（役員選解任、重要な事項の意思機能がある）評議員会の組織が必須である。公益信託にはそのような機関は必要がなく、効率的な運営と簡便なガバナンス態勢が可能なので活動の数値化・可視化のしやすさがある。

万一の弊害を慮っての規制を前提にする閉塞的な視野では将来は語れない。課税の公平、公金は大切であるが、社会制度では補えない分野の現況を打破して未来の課税の公平、効果を多大に求められている現実をまずは考えたい。

（2）公益信託の要綱に基づく課税の基本的取扱い

公益信託は、原則として受益者不存在ゆえ特定公益信託を除き法人課税信託ではある（法

法二十九の二口、同12③④、所法2①八の三、13①)。しかし、今は従前どおり委託者課税が適用される(法附則19の3①②)。また、相続税法では委託者(または相続人)が特定委託者に該当するとして扱われる(相法9の2⑤、同附則24)。公益信託が、公益法人法制の改革との整合性のある制度とする観点から見直されるとの付帯決議があり、改正は今日までもちこされた²⁴。

また、平成19年改正では受益者が現に存しない信託ごとに、法人課税信託と扱われ、つまり受託者課税と呼んで、受託者が納税者(信託財産ではなく)となり、信託ごとに個人であっても受託法人とみなされて申告する規定が置かれた(法2の2、同4の6、同4の7、所法6の2、同6の3)。委託者が信託財産を有するものとみなして課税することは、信託に関する何らの権利もない場合の委託者を課税の対象とすることが課税のあり方から疑問の指摘もあり、税制改正により、課税対象となる者は権利を有する者、変更権限と財産給付を受ける権利を有する者がいる受益者等課税信託と整理されるとともに、また信託収益の帰属者たる受益者等が存しない信託など、私法上の信託収益の帰属者たる受託者の段階で課税(法人課税信託という)することが適当であるとの考えが示された。

公益信託の要綱が法案化すれば、従前に許可を受けた、また新たな公益信託法により設定される公益信託も、もし認可が得られなければ目的信託として設定できることから、原則として受益者がいない目的信託に対する法人課税を前提とするものと考えられる。平成19年度改正が委託者に課すことの合理性はないとして受託者課税が創設されたのであるから、公益目的事業に供してからは受託者課税を踏まえた信託設定ごとに法人とみなして課税関係を整理するものと考えられる。

要綱による新たな公益信託には、信託税制の視点から検討されるとの考え方もあるが、上述の公益法人等の制度との整合性、利用選択肢として社会的課題解決の更なる促進の視点から検討されることが望まれる。

つまり、もし改正要望するならば、措置法40条が規定する「公益法人等」に相当するのは公益信託の「受託者」についての検証であり、「受給者」についてはないと考えることが相当と解して、以下、措置法40条が適用されるための受託者の課税について検討し、受給者等にも触れることにする。

(3) 措置法 40 条を公益信託にも適用するために検討すべき要件

措置法 40 条の特例（以下、この章では本特例という）とは、公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（「公益法人等」という）に対する財産（略）の贈与または遺贈（設立するためにする財産の提供を含む）で、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、贈与または遺贈があった日から 2 年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、または供される見込みであること、について国税庁長官の承認を受けた財産（略）の場合には、所得税法 59 条 1 項 1 号の規定の適用については、当該財産の贈与または遺贈がなかったものとみなす規定である。

本特例の非課税制度には「一般特例」と「承認特例」の 2 つが有り、対象となる法人の種類や承認要件が異なる。いずれも既に法人が設立運営されていることを前提に、寄附財産がどのように使われるかの見込みにより本特例の申請をする。公益信託の場合は、引受の認可時において、また認可後の申請の二通りが考えられ、いずれも認められるよう要望することは制度の趣旨から可能と解される。

ア 「公益法人等への寄附（贈与または遺贈）」を目的信託、公益信託ならば「受託者が信託財産として引き受ける場合」と読み替えられるか否かについて

公益信託は受益者がいない信託である。本特例の適用を受けるためには、贈与または遺贈の先を公益法人等と規定している。この贈与の相手先の趣旨から信託に当てはめると、公益法人等に相当する者は受託者ではなく、受益者のようにも考えられる。

しかしながら、公益信託には受益者は存在しないとして課税上整理されている信託である。また、公益法人のように実体的に認識されるとの理解もあり、受託者課税の法人課税信託にかじを切ったのである。しかし、受益者に相当する者として信託の利益を受ける受給者と解することも合理的とも考えられる。一方、公益法人が事業をする、助成先へ給付する事実から、また公益信託の課税のルールを受託者課税とするならば、受託者への贈与等、すなわち引受財産としてその要件を検証することが相当、適切であると解される。また、後述の「承認特例」の場合に、申請する行政庁の視点からも認可される受託者とするものが整合的である。

本特例が公益信託スキームにおいても受託者への適用の余地があるかについて、本特例

の要件の公益法人の場合と比較して、本稿では以下のイからオについて検討する。

イ 本特例の対象となる「公益法人等」の定めについて

公益法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人およびその他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人や特定非営利活動法人など）をいう（措法 40 ①）。「特定一般法人」とは、一般社団法人および一般財団法人のうち法人税法に掲げる一定の要件を満たすものをいう。公益法人等のうち、国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人および認定 NPO 法人等を「承認特例対象法人」という。「認定 NPO 法人等」とは、特定非営利活動促進法 2 条 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。

要件である、㉗対象が公益法人等であること、㉘贈与または遺贈であること、㉙公益目的事業に直接供することの 3 つが検証すべきキーワードと考える。また、本特例の条文 3 項の「承認特例」には、㉚法人の役員等に該当しないこと、㉛基金を設置することも、要件なので検証する。

㉗から㉙は、一般特例、後述の承認特例のいずれにも求められる要件である。

㉗の公益法人等に該当するかについて、公益信託の場合に引き直すと、上述アのように、信託の利益を受ける受給者を検証するのではなく、受託者が引き受けることが、公益法人等相当の権能、あるいは相当の機能を有することが、本特例の趣旨に適うものと解される。もっとも、後述エの用途の要件を満たすかについては、受給者の確認が受託者にとって必要となる。受託者は、認可基準からも公益法人等に相当する機能を有すると解するのが合理的であり、その認可審査には、公益信託の目的、給付先、用途が特例の趣旨に整合する定めであること、要綱には受託者としての職能、つまり技術的能力の審査があることから、認可された公益信託はこの要件を満たしていると考えられる。

本特例では、寄附が公益の増進に著しく寄与することが要件で、該当するものとして次の 4 つを満たす必要がある（措令 25 の 17 ⑤一）。

i 社会的存在として認識される程度の規模を有し、ii 公益の分配が適正で、iii 営利企業的に行われている事実がなく、iv 法令違反の事実がないこと。

本特例の条文 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについての例規通達（昭和 55 年 4 月 23 日直資 2-181（以下、「40 条通達」という。)) では、㉗の公益目的事業

の規模について、事業の内容に応じ、その事業を営む地域または分野において社会的存在として認識される程度の規模を有すること、とし、例えばとして30人以上の学生等に対して学資の支給若しくは貸与を行う事業、または科学技術その他の学術に関する研究者に助成金を支給する事業が示されている（40条通達12（1））。そして、公益の分配について、特定の者に限られることなく、適正に行われていること（40条通達12（2））、事業の営利性について、公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大でないこと（40条通達12（3））、法令の遵守等について、法令に違反する事実、公益に反する事実がないこと（40条通達12（4））が求められている。公益信託の運営の適正性は、認可後の行政庁への基金明細書等の提出により監督されると考えられる。

また、社会的存在として認識される「程度の規模」とは、公益法人等に置き換える受託者か、それとも給付する助成先等かについては、公益目的事業の規模はその寄附された財産ごとに申請・審査される趣旨と解されるから、事業規模その他の後述の課税要件は行政庁の認可の基準と整合的であることが合理的である。

現行の取扱いがどれほどの規模で承認されているか不明であるが、仄聞するところでは申請される公益法人等では奨学金では30人を目安に申請・運営しているようである。もっともなぜ30人であるかは不明である（他の助成事業の規模が判然とせず、奨学金の例示があるためか本特例申請には奨学金事業が多いようである）。課税要件ならば明らかに定める事項の1つとして考えられる。

しかし、行政庁が認定されている公益法人の活動規模としてはもう少し小さい法人も認定されている²⁵。公益信託の公益性については選択肢として公益法人法制に準じた基準が要綱に認可基準として示している。規模について特に言及されていないが、課税の中立性から、公益信託においても同等の規模と考えられる。また、昨今の社会情勢・変容、地域の状況等に対応できる柔軟な基準が求められる。改めて考え方、基準の明確化が求められる。

本特例の趣旨・政策的要素から何をもって「著しく寄与」なのか不明であるが、適正な運営がなされること、その財産を最大限に活用して公益活動に寄与することを担保する仕組みが求められる。公益信託ならば軽量装備なので経済効率はより大きくなると考えられる。受託者が経理的基礎と技術的能力の認可基準を適正に担えれば、きめ細かさが求められることから、一地域の小規模でも不特定性さえ担保できれば非効率とはいえない²⁶。

また、寄附により、寄附をした者の所得税または寄附をした者の親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められる（措令 25 の 17 ⑤三）要件として、具体的な判定基準として次の 5 つ全てを満たしているときに認めると示している（措令 25 の 17 ⑥、40 条通達 17 ただし書き）。

i 公益法人等の運営組織が適正である（理事、監事及び評議員のうち親族関係がある人、これらの人と特殊の関係がある人の数が各役員等の占める割合はいずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること等）、 ii 寄附をした人、寄附を受けた公益法人等の役員若しくは社員またはこれらの人の親族等に対し役員等の選任その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、 iii 寄附を受けた公益法人等の定款において、その公益法人等が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体または他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること、 iv 寄附を受けた公益法人等につき公益に反する事実が無いこと、 v 寄附により公益法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の保有することとなるその株式の発行人の株式（寄附前から保有する株式を含む。）が、その発行済株式の総数の 2 分の 1 を越えないこと（議決権行使方法を定めること）

i および ii の要件は、公益事業等に恣意の余地なく適正に運営されることを求めている。受託者に置き換えると「受託者の役員」、「役員親族等の 3 分の 1 規制」は、受託する法人の役員等でなく、「受託者の信託事務執行決定機関」の要件と考えられる。特に運営委員会の委員について要件が求める人的制約を認可基準に定めることにより客観性・透明性について説明できる。事務の委託先についても考慮が必要である。公益法人または認定 NPO 法人が受託者ならば所管行政庁が同様の要件を監督している。公益信託の認可に際しての技術的能力等の基準は、事務の種類、規模、組織に応じた公益法人と同様に諸要素を考慮されるものと解される。

また、利益相反、特別な利益提供をチェックできる仕組み・体制・機能として、公益信託には信託管理人（信託法 123 以下）が要綱において必置としており、かつ技術的能力として信託事務に造詣の深い有識者で構成する大なり小なりの規模の運営委員会の設置を信託行為に定めて、信託事務の執行決定の運営の透明性を担保している。さらに、株式の議決権行使については、公益法人の定款において、理事会の特別決議または行使しない旨の定めを置いて行政庁の認定を受けている。公益信託では、受託者の強制法規としての善管注意義務および忠実義務、信託財産の原状回復義務等、信託管理人の監督機能、加えて、

運営委員会等による透明性のある合理的な行使がガバナンスを高めるものと考えられる。

iii、ivおよびvの要件は、認可基準として、公益信託の要綱においても明確に要件とされている。

ウ 本特例の対象となる「贈与または遺贈」の定めについて

上述イの④の贈与または遺贈といえるかについて検証する。本特例は「公益法人等に対する財産の贈与又は遺贈（設立時の提供を含む）」と規定している（措法40①）。条文には「みなし贈与またはみなし遺贈」を含む旨の規定が明定されていない。公益信託の場合の本特例の改正要望は、受益者課税信託の場合の受益者等に対するみなし規定（所法13、相法9の2⑥）でなく、受給者に対するみなし規定でもなく、受益者がいない信託の「受託者」に対する（受託者として信託財産を引き受ける場合も含む旨の）贈与または遺贈の「みなし規定」の定めが必要と考えられる。

エ 本特例の対象となる「公益目的事業に直接供する」の定めについて

上述イの⑦の公益目的事業に直接供するといえるかについて検証する。

「寄附財産が、寄附日から2年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込であること」と規定している（措法40①、措令25の17⑤二）。

株式、著作権などのように、財産の性質上その財産を直接公益事業に供されないものは、毎年の配当金、印税収入などその財産から生ずる果実の全部がその公益事業の用に直接供されるかどうかにより、その財産がその公益事業の用に供されるかどうかを判定して差し支えないものとされている。各年の配当金、印税収入などの果実の全部がその公益事業の用に供されるかどうかは、たとえば、学資として支給され、研究助成金として支給されるなど、果実の全部が直接、かつ、継続して、公益事業の用に供されることを求めている（40条通達13）。大変厳しく（事業経費に2割は充当可能と仄聞する）、管理活動費には充当できないので、別途他の財源によって運営する必要がある。また、配当金などの果実が毎年安定的に生じない株式等では、寄贈された財産が公益事業に使われるとはいえないと判断（同注書き）され、承認が得られない。

しかし、株式の寄附を受けた場合、自然の維持のために配当金を信託不動産の直接管理に必要な人件費、物件費に充当すること、また助成事務であれば、得られた配当金の全部を数年間にわたり交付および交付事務に充当することは、直接に供するとの要件を満たす

ものと解すべきである。自然という、助成という公益に対して法定果実が直接今日することの認識が難しいが、自然の維持のための行為、助成のための行為も公益と解すべきである。直接供するかは認可基準と整合すべきであり、明確化が求められる。

株式配当等の果実が直接供しているとの判断基準は、公益信託の場合も、公益法人等の場合と同じと解されるが、「直接供する」の通達解説が見当たらない。また公益法人等の場合の受給者・助成先の用途等についての規定はない。公益法人等と同様に、受託者が助成先に給付しさらにその団体が助成する場合も想定される。公益目的に使われる資金であることが明確に確認できる程度に直接であることを求められると解するのが制度として合理的である。そうであれば、管理のための事務所経費および事務経費ならびに信託報酬には使わないことを受託者の責任の下に定める用途の基準を認可審査とすることが合理的であり、要件を満たしていると解される。

なお、無体財産権（著作権、特許権等）が適用対象とされているが、これらの財産に係る所得は収益事業と解される。本特例は譲渡所得の特例であるが、収益事業（法令5）の解釈において実費弁償事業と解することも可能と考えられる。改めて法人課税の明確化が望まれる。

オ 法人の役員等に該当しないこと、基金を設置することについて

承認特例は自動承認制度ゆえか、そのためのさらなる要件がある。承認特例に係る非課税承認を受けるには、次の3つの要件を満たす必要がある（措令25の17⑦一、二、三）。

i 寄附をした者が寄附を受けた法人の役員等および社員ならびにこれらの人の親族等に該当しないこと。ii 寄附財産について、一定の基金もしくは基本金に組み入れる方法「基金明細書」により管理されていること、または不可欠特定財産（認定法5十六、十八）に係る必要な事項が定款で定められていること。iii 法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れることおよび決定されていること。なお、iの「社員」とは、公益社団法人などにおける社員総会を構成する人等をいい、いわゆる従業員ではない。

本特例の承認申請書²⁷には、「贈与又は遺贈をした寄附者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」、「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」を求めている。また、添付書類として、寄附の申出を受け入れることを決定した旨、寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること等を決定した旨およびその決定に係る財産の種

類、所在地、数量などの事項の記載のある寄附を受けた法人の理事会等の議事録等の写しが求められている。

これらの書類は、受託者が作成・準備して納税者が申請することが相当であり、引き受けを決定した旨の書類は理事会議事録に限らず、理事会に相当する執行決定権限を有する者または機関組織の書面が相当であり、受託者の組織によって異なるものと解される。信託組成後であれば、受託者組織の意思決定機関ではなく、組成後の具体的執行機関である例えば運営委員会等の執行決定権限を有する機関・委員等²⁸に係る書面等が合理的であり妥当と解される。

次にiiiの「一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること」を明らかにするため、本特例の申請には、事前に公益法人等を所管する行政庁が寄附財産を組み入れる「基金」開設・管理に必要な規程等の体制整備を認定（措令25の17⑦）した旨の「証明書の写し」を本特例の申請に添付しなければならない。その際には基金について定款の定めを求めている。公益信託に置き換えると、定款に相当するものとして信託契約書、遺言書または所定の信託行為の変更手続きにより明確化するとともに、公益目的事務に係る重要な意思決定機関として運営委員会等が基金設置とその運営方針を決議し、その管理実務を受託者が担うことから、このような組織の機関決定の書面を行政庁に、また税務署にその証明書、受入れ報告書を提出することが適切と解される。

補助簿「基金明細書」（元本の運用替え、毎年の収支の動きの明細を記載するもの）を作成して管理され定期的な報告が必要となるが、「基金」は受託者が独立した信託会計において特別な「基金」勘定科目の設置により要件を満たすことができると解される。

なお、設立・認可に際して承認特例の申請が認められるならば、いまだ組織が認可されていない状況での本特例の申請となり、認可を条件とした書類の提出が妥当と考えられる。

また、「承認特例」に係る非課税承認を受けた寄附者は、その寄附をした日の属する事業年度において、寄附財産について、基金に組み入れる方法により管理されたことが確認できる基金明細書の写しを、その事業年度終了の日から3ヶ月以内（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に、所得税の納税地を所轄する税務署に提出する必要がある（措令25の17⑨）。

この他にも、公益法人等の「合併・解散・認定取消しによる移転・引渡しの場合」等々について、さらには、委託者・寄附者の目線からの公益信託会計、情報開示について、公

益信託の場合はどのような場合までを想定・配慮するかなども検証する必要がある（信託財産の公益法人等への、他の公益信託への移転・併合など政策的要素、また財産が信託受益権の場合の本特例の適用の可能性も含め検証すべきである）。

6. おわりに際して

5. にて検討したように、公益法人等を公益信託の受託者に置き換え / 読み替えることで本特例が簡単に適用できるものではない。適用対象を受託者とし、寄附とは信託財産の引渡しである。適合できること、合理的に趣旨にそうことについて、5. (3) にて述べ、またニーズについて同 (1) にて述べた。

受託者が公益法人等とは限らない。しかし、信託は法人ではないが、受益者が存在しない信託に係る適切な課税制度として法人とみなした受託者課税が構築された。

措置法（譲渡所得課税、相続税法に関わる）が信託にも適用するには、その政策的意義に適合するとともに、みなし規定が必要となる。公益信託ならばその経費負担が少ないことから、本特例をもっと有効にかつ効率的に活用できるものと考えられる。

受益者が存在しない信託の中でも、もし要綱に基づき規定される新たな公益信託法の要件を満たした公益信託として認可されたならば、公益法人与同等の税制措置を講ずることが合理的で政策的にも中立的と解される。

もっとも受託者は、法人課税信託税制の取扱いのための管理体制の構築が必要となり、要件違反は受託者の注意義務違反であり固有の責任となりうる。

増えている社会問題の解決のためには、市民の財産、市民の行動が不可欠である。その努力を税制が支援する仕組みが求められる。ぜひ、公益信託の法制化に際して、社会活動の拡大のための税制の構築を強く望むものである。

要綱ができて後に時代はとて大きく変容している。現在・未来の我が国のために、国民の浄財でもって身近な小規模な社会活動にも活かせる透明性のある公益信託は気軽にできる。課税の公平は未来の公平も考慮すべきであり、人・モノ（情報）・金が動けば経済は発展する。そのための業法も含めた抜本的な行革を待ち望んでいる。この改正の機会に税制の要件と認可の要件の整合性を望む。悪い事態ばかりを想像する消極的な認可よりも

人心を動かすポジティブにトラストな未来社会を目指したい。

要綱は、税制、業法²⁹の議論なく検討が進められた。併せて前提条件・認可実務の検証が伴っていない。これらについても改めて議論を進める必要がある。

付記

論考を寄稿する機会を与えていただいた公財) トラスト未来フォーラムに感謝するとともに、貴法人の信託の研究・啓発等の活動と更なる発展を祈念する。

追記

なお、有識者会議が令和5年6月2日に最終報告を発表され、その後に令和6年度税制大綱に、公益法人等への金銭以外の財産の寄附に係る非課税措置に、公益信託の受託者が追加（措法40①二）等、公益信託法の改正に関連する税法も整備する改正が、閣議決定を経て税制改正法案として2月2日に国会に提出され、3月28日成立し30日に公布された。

また、要綱に基づく「公益信託に関する法律案」は令和6年3月5日に閣議決定を経て国会に提出され、6つの附帯決議とともに参議院にて4月4日内閣委員会にて全会一致で可決、5日に本会議にて「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」とともに可決されたが、その後に衆議院に送付されたが審議日程未定である（令和6年4月15日現在）。附帯決議のうち、4つ目の財務情報の開示、5つ目の国民からの意見聴取については、公益信託の記載がないのが気になる。

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f063_040401.pdf (R6.4.15 確認)

[注]

- 1 「公益信託の引受け許可審査基準等について」平成6年9月13日 公益法人等指導監督連絡会議決定
<https://www.moj.go.jp/content/001187487.pdf> (部会資料)
https://www.koeki-info.go.jp/pdf_tokurei/2004_2_04.PDF (制度改革資料)「厚生大臣の所管に属する公益信託の引受け許可審査等の基準について(昭和五三年九月四日)」(厚生省総第二四二号)(各内部部局の長あて厚生大臣官房長通知)
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta0035&dataType=1&pageNo=1
滋賀県の審査基準「公益信託の引受けの許可(信託法)(総務部総務課)2015.9.28付」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/308809/308802/14075.html>
- 2 平成十九年文部科学省令第二十八号「文部科学大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」(引受けの許可の申請)第2条8号「預金、有価証券等の財産の権利及び価格を証する書類」の記述がある。
https://elaws.e-gov.go.jp/document?law_unique_id=419M60000080028_20161001_000000000000000
- 3 国税庁の質疑応答集「遺言に基づき遺産の換価代金で特定公益信託を設定した場合の相続税及び譲渡所得の課税関係」
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/03/11.htm>
- 4 https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/sisan/sozoku2/01/07.htm#a-9-2_6、
藤谷武史「公益信託と税制」信託法研究第37号(2012)、信託協会パンフ「公益信託制度のあらまし」
https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/045/data04_01-5.pdf
- 5 公財)日本税務研究センターの日税研論集第62号「信託税制の体系的研究—制度と解釈—」(平成23年12月20日)125頁以下151、154頁、157頁および160頁から163頁他
- 6 平成19年度税制改正の解説、「法人税法の改正」
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P247-P378.pdf 295頁
- 7 内閣府平成20年6月23日『『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査』
<https://www5.cao.go.jp/keizai2/2008/0623yutakanaooyake/index.html>
藤谷武史「非営利公益法人の所得課税」租税法研究会115回ジュリスト1265(2004.4.1)128、130頁では、「税制優遇は「公益性」を評価する政策的判断に基づく免税として理解される」、「内部留保拡大に一定の上限を設ける必要がある」、「2つの異なる税制優遇—公益活動支出の免税と内部留保の免税—to分解されること」と述べられている。
- 8 公益法人インフォメーションの法律・制度関連に、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の会議の資料
https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/20221226_houkoku.pdf、
https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画には、「民間にとっての利便性向上の観点から、財

団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」との記述がある。

- 9 先立っての「新しい資本主義実現会議」の第6回会議で、経済団体連合会の戸倉雅和会長から「民間による公益活動を活性化する観点からの公益法人制度改革」が提言された。
- 10 注14の有識者会議 中間報告 2022（令和4年12月26日）報告
- 11 https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/04%20shiryo4_221116.pdf
- 12 注14 https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/05_gijigaiyo5_20221116.pdf
- 13 注14 概要 https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/20221226_gaiyo.pdf
- 14 後日追記
- 15 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/12/01.htm>
- 16 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/joto/05/16.htm>
- 17 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/020624/sanrin/01.htm>、
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/710826/sanrin/sanjyou/01.htm>、
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/sotihou.htm>
- 18 33の4-1の2 受益者等課税信託の信託財産に属する資産について取用交換等があった場合の「買取り等の申出のあった日」等 37の10・37の11 共-8 受益者等課税信託の信託財産に属する株式等と同一銘柄の株式等を有している場合の取得価額の計算 37の10・37の11 共-21 受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡等 などがある。
- 19 法令解釈通達平成19年6月22日「土地信託に関する所得税、法人税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」及び「信託受益権が分割される土地信託に関する所得税、法人税、消費税並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」の廃止について
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/070622-1/01.htm>
- 20 廃止された土地信託通達（昭和61年7月9日付）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/853/00.htm>
（居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用）2-54
（居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用）2-55 ほか
- 21 <https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/joto-sanrin/221220/index.htm>
- 22 <https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/jimunenpo/70/pdf/00.pdf>
- 23 https://www.koeki-info.go.jp/outline/pdf/2022_01_houkoku.pdf
- 24 平成19年度改正の解説「法人税法の改正」290、291及び295頁
- 25 認定法2条では「公益の増進及び活力ある社会の実現に資する」と規定している。
- 26 加毛明『信託法・信託業法の百年』に、「営業としての信託の引受けを包括的に規制する立法の在り方が望ましいのかについて、再検討の余地があるように思われます。」「信託の適切な運営のためにいかなる法的枠組みが必要とされるのかが問題となります。」との記述がある（信託290号15、16頁）。公益信託の法改正に際して、検討される事項として信託業法適用の問題がある。公益信託を所管する行政庁があること、金融庁が監督すべき金融のケースは限られると考えられ、また、所轄署の異なる基準は混乱をまねくので行政庁の認可基準に合わせるのが合理的ではなかろうか。

27 措置法 40 条申請の手続

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/joto/annai/23300007.htm>

28 あたかも「指図権者（信託業法 65、66）」と解することが合理的と考えられる。

29 公益信託の認可審査では、受託者の組織の信用リスク、元本毀損リスクが一般的に小さくなり、適合性・適切性の説明義務、運営委員会等の指図による信託事務遂行等の技術的能力が審査される。委託者保護に欠ける恐れが少ないことから、業法は適用すべきでない。

公益信託の活用案
——公益信託を活かすための私益信託との連携——

伊 庭 潔

目次

- 1 はじめに
- 2 ペット（主に犬、猫）を巡る状況
 - (1) 飼育数・世帯数
 - (2) ペットに関するニュース
 - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正
 - (4) 課題
- 3 ペットに関する主なニーズ
 - (1) 終生ペットを飼いたいとの希望
 - (2) ペットを保護するために資金が不足している状況
- 4 ペットに対する取組み
 - (1) 三井住友信託銀行のペット安心特約付き遺言信託
 - (2) ペットのための信託
 - (3) ペットの保護活動をしている公益法人や動物保護のための公益信託
 - (4) SDGsの視点
- 5 信託を活用した新たなペットのための仕組みの構築
 - (1) 資金を集めるための仕組みの必要性
 - (2) 目的 1——私益
 - (3) 目的 2——公益
 - (4) スキーム案
- 6 協力者の確保の必要
- 7 最後に

1 はじめに

全世界的に SDGs が推進されている今日では、私益よりも公益、つまり個人の利益よりも社会全体の利益を優先する考え方が社会に浸透し始めている。公益信託は、信託により公益目的を実現するための制度であり、今後さらに注目を浴び、また、活用されることが期待されている。

本稿では、特定の社会のニーズに応えるため、どのようにして公益信託を活用することができるかを検討したい。具体的には、私が常日頃から強い関心を持っているペットを保護するための公益信託の活用を考えてみたい。

2 ペット（主に犬、猫）を巡る状況

(1) 飼育数・世帯数

我が国における 2021 年の犬の飼育数は 710 万 6000 頭、世帯数は 565 万 6000 世帯、猫の飼育数は 894 万 6000 頭、世帯数は 517 万 2000 世帯と言われている¹。この統計によると、飼育数は猫の方が多いが、飼育している世帯数は犬の方が多くなる。つまり、猫は多頭飼いが多いということである。ちなみに、同年度における我が国の世帯数は 5785 万世帯であり²、全世帯の 10 パーセントは犬又は猫を飼っているということになる。

この数字から、我が国において犬や猫を飼育している世帯は、非常に多いといえる。

(2) ペットに関するニュース

犬や猫を飼育する世帯数が多いということは、我々の生活に占めるペットの役割も増しているということになる。例えば、経済産業省の経済分析室による 2022 年 3 月 11 日付けの「ペット産業の動向―コロナ禍でも堅調なペット関連産業―」という記事があり、その中では、①コロナ禍でもペット・ペット用品の販売額は堅調（売上高約 2850 億円（2021

年は前年比約3%増)、②家計のペット向け支出額も拡大傾向、③受診控えなどの影響はわずかで、高水準維持のペットクリニックとされ、その結果、ペット関連産業はコロナ禍でも堅調な動きが伺え、今後も単身世帯の増加や、世帯人数の減少により生活のなかでペットの存在が重要な位置を占め、家族同様の存在となる傾向が一段と強まると分析されている。

この経済産業省の分析のように、我が国において、今後も、犬や猫を始めとするペットの重要性が増すことが予想されている。

(3) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正

このようなペットの役割が増していることは、法律の改正にも表れている。動物の愛護及び管理に関する法律は、令和元年に大きな改正が行われた。その主な内容は、①マイクロチップの義務化、②ペットショップやブリーダーの規制（適正飼育のための頭数制限など）及び③罰則強化であった。

この法改正が行われた背景には、ペットに対する社会的意識の変化が見て取れる。以前は、ペットはあくまでも人間が飼育する対象であった。つまり、ペットは単なる客体として扱われていたが³、現在は、「かけがえのないパートナー」として認められるようになってきた。

例えば、ペットを対象とした保険を扱っている会社は10社以上にもなっており、ペット保険は普及してきている。また、ペット同伴で利用できる飲食店や宿泊施設は、観光地だけではなく都心にも増えてきている。さらに、以前はペットと共に飛行機で移動する際にはペットを荷物としてバルクカーゴルームに載せるしかなかったが⁴、現在は、客室までペットを同伴できるペット同伴搭乗サービスも登場している⁵。

(4) 課題

しかし、このようにペットを巡る環境は劇的に変化しているものの、まだ多くの課題も残っている。例えば、①飼い主が病気になった際又は死亡した際の保護先や引取先が不足している。ペットを飼育している一人暮らしの高齢者が病気で入院したり、亡くなった場

合に、そのペットの飼育をどうするかは大きな問題である。また、②現在でも犬や猫の殺処分数は、未だにかなりの数に上っている。環境省の統計によれば、2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の殺処分数は、犬が2739頭、猫が1万1718頭であった。これは平成16年度における犬15万5870頭、猫の23万8929頭に比べれば大幅に改善しているが、まだ絶対数は多いと言わざるを得ない。さらに、③災害時のペットの処遇にも課題がある。今後予想される大地震が発生したときには、多くの市民が避難することになるが、避難所にペットを連れていけないと想定されている。飼い主にとってペットは「かけがえのないパートナー」であるため、災害時にも家族と同様に避難できるようにしておく必要がある。

3 ペットに関する主なニーズ

(1) 終生ペットを飼いたいとの希望

前記のとおり、一人暮らしの高齢者が入院したり、亡くなった際のペットの処遇に問題があるため、ペットを飼いたいとそれを諦めている高齢者は非常に多い⁶。しかし、一人暮らしの高齢者にとって、犬や猫と過ごすことは精神的な安定をもたらすだけでなく、犬や猫を世話することで生活にメリハリを付けることができる。犬を飼っていれば、毎日散歩をする必要があり、高齢者の健康維持にも役に立つ。高齢者がペットを飼育することは、超高齢社会において、社会としてもメリットが大きい。

この高齢者の終生ペットを飼いたいというニーズを満たすことができないかを考えなければならない。

(2) ペットを保護するために資金が不足している状況

未だに絶対数が多い犬や猫の殺処分数を減らすためには、今まで以上に、ペットを保護する仕組みを充実させる必要があるが、そのためには資金が必要になる。経済状況が悪化する中で税金を利用することは国民の理解が得られないため、民間の資金を上手く活用することが求められる。それも、ペットの保護に関心がある層から広く浅く資金を募り、そ

れをペットの保護に役立てるための仕組みが求められている。

このペットを保護するための資金を確保するための仕組みを作ることも必要になる。

4 ペットに対する取組み

(1) 三井住友信託銀行のペット安心特約付き遺言信託

三井住友信託銀行は、遺言信託にペット安心特約を付ける商品を販売している。このペット安心特約とは、相続が発生した際に、一般社団法人安心サポート⁷がペットの無事及び所在を確認し、ペットを保護した上で、世話をしてくれる人への引き渡しを行うサービスである⁸。このサービスではペットの世話をしてくれる人として、個人、老犬ホームや動物愛護団体等を想定している。

信託銀行が提供するサービスで、死後事務の一環としてペットの保護を目的していることは注目に値する。

(2) ペットのための信託⁹

ア スキーム1 (受益者の定めのない信託¹⁰の活用)

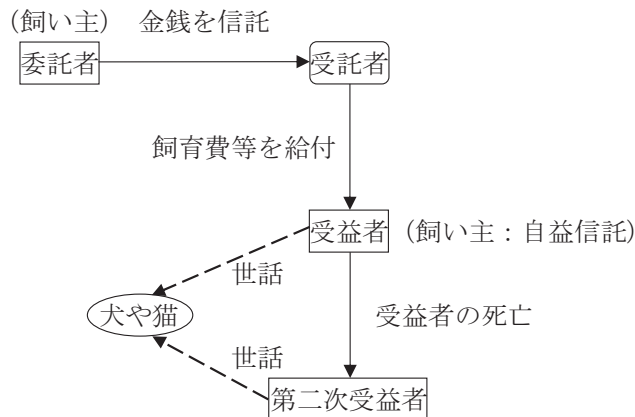
法的にはペットはあくまでも動産であるため、ペット自身が財産権の保有主体となることはできない。そのため、ペットは受益者となれないため、受益者の定めのない信託（信託法258条以下）を活用することが考えられる¹¹。

ただし、この受益者の定めのない信託における受託者は、純資産額が5000万円を超える法人等に限定されるほか（信託法附則3項、信託法施行令3条）、法人課税信託が適用され（法人税法2条29号の2口）、信託を法人とみなして法人税や法人住民税等が課税されるなど、非常に使いにくい制度となっている。そのため、現在我が国では、受益者の定めのない信託は利用されていない。

イ スキーム2 (自益信託の活用)

次に、ペットのための仕組みとして自益信託を活用する方法もある。飼い主が委託者となり、ペットの飼育に必要な資金を受託者に託し、ペットの飼育のために金銭の給付を受

ける。委託者兼当初受益者が亡くなった後は、第二次受益者としてペットの世話を任された友人や保護団体が金銭の給付を受け、ペットが亡くなった時点で信託を終了させる。この自益信託を活用したスキームでは、ペットを信託財産とするケースと、ペットを信託財産とせず、委託者兼当初受益者が遺言により第二次受益者に遺贈するケースが考えられる。



ウ 上記イに関する費用例

では、ペットのための信託を利用する場合に、どの程度の費用が掛かるのかも見ていきたい。

飼育を依頼する先が兄弟や友人の場合には、犬や猫1匹当たり総額50～150万円が多く、施設に預ける場合には犬の場合には総額300万円、猫は総額200万円程度必要との報告がある¹²。このケースでは、信託設定時に金銭を一括で受託者に預けることを想定しているようである。

その他では、年間の飼育費として、犬の場合25万円程度を、猫の場合には20万円程度を想定しているケースもある。

いずれの場合も、これらの飼育費のほか、信託設定時に、公正証書信託契約書の作成手数料や、同時に作成することが想定される公正証書遺言の作成手数料などが掛かる。

(3) ペットの保護活動をしている公益法人や動物保護のための公益信託

次に、ペットの保護活動等を行っている公益法人や動物保護のための公益信託をいくつか紹介したい。

① 公益財団法人動物愛護協会

同法人は、1948年に発足した（当時、社団法人）¹³、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、日本の風土・文化に根ざした動物愛護活動を推進することにより、動物愛護の精神を広く社会に普及啓発し、人と動物の調和ある共生社会の実現を目指す団体である。

具体的には、動物の命を守る活動（譲渡会の開催等）、命の大切さを知ってもらう活動（広報誌の発行）、社会への提言活動（高齢のペットに長寿表彰など）を行っている。

② 公益財団法人どうぶつ基金

同法人は、1988年に発足した¹⁴、犬や猫の不妊手術奨励事業や動物愛護思想の普及啓発事業を行う団体である。

行政による犬猫の団体等譲渡事業推進のための助成金の給付、犬や猫の無料去勢・不妊手術事業、多頭飼育救済支援活動などを行っている。去勢・避妊手術を行った猫を指す「さくらねこ¹⁵」は、同団体の活動から生まれた呼称である。

③ 公益財団法人日本アニマルトラスト

同法人は、1990年に発足した¹⁶、行き場のなくなった犬や猫などの動物の保護施設や動物診療所等を運営する団体である。

保護した犬や猫などは、里親を募集し、新たな飼い主のもとへ送り出す活動を行っている。

④ 公益社団法人アニマル・ドネーション

同法人は、2011年に発足した¹⁷、動物福祉向上のために活動している人（活動団体）と支援したい人（寄付者）とを繋ぐ、動物専門の寄付サイトを運営する中間支援組織である。

動物の保護や福祉のために寄付をしたいが寄付先が分からないという人のために、アドバイスなどを行っている。この法人自体が動物の保護活動を行うのではなく、動物の保護

活動を行う団体への寄付を募る点に特徴がある。

⑤ 公益財団法人ヒューマニティ財団

同法人は、2014年に発足した¹⁸、社会的殺処分の対象となる犬猫の保護を行い、新しい飼主（オーナー）に譲渡することにより「人とペットが幸福な共生社会」を推進する団体である。

保護犬や保護猫の飼育・トレーニング・里親への譲渡や貸与、保護犬を活用した教育・福祉・医療分野における動物介在活動、動物愛護福祉やペット犬の適正飼養の教育・啓発活動などを行っている。

⑥ サントリー世界愛鳥基金

株式会社サントリーは、野鳥が「環境のバロメーター」であると考えて、1973年から野鳥が住める環境を守る活動を始め、1989年、公益信託の仕組みを利用して同基金を創設した。

同基金は、鳥類保護団体への活動助成、地域愛鳥活動への助成や水辺の大型鳥類保護活動への助成などを行っている。

このほかにも、動物愛護のための活動をしている団体は多数存在する。

(4) SDGs の視点

ペット関連企業の中には、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会を作る」¹⁹、「人とペットの共生社会の推進」²⁰など、SDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に関連した目標を掲げている企業が多い。

5 信託を活用した新たなペットのための仕組みの構築

(1) 資金を集めるための仕組みの必要性

前記4(3)で紹介した各団体は、活動資金を得るため、常時、寄付を募っている。活動団体は常に資金が不足しており、もっと資金があれば、有効な活動を上げられるはずである。

しかし、我が国には寄付文化が根付いていないと言われるように、純粋な寄付を集めることは容易ではない。余程の理由がないと、多くの寄付を集めることはできないのが現状である。そのため、寄付を集めるには訴求力ある動機が必要になる。ところで、前記のとおり、我が国ではペットの飼育数は増え続け、その結果、ペット産業も盛んになっている。このことから、自分のペットのためには、資金を出すことに躊躇しない一定の層が存在していることが分かる。

そこで、ペットのために資金を拠出することが期待できる層と動物保護のための動機とを結びつけることができないかを検討したい。

(2) 目的 1 —— 私益

まず、ペットを家族と考え、終生ペットを飼いたいという飼い主の希望を実現するための仕組みを考えてみたい。このときの想定するペットの飼い主像は、子どもがいないか又は子どもは既に独立し、ペットが好きであり、多額の資産を保有している高齢者である。

ここで検討するのは、ペットを飼う者の私益のための仕組みであり、具体的には、前記のペットのための信託を活用することが考えられる。

この目的 1 の仕組みはペットが亡くなった時点で終了することになるが、その際に残った財産（残余財産）を誰に給付するかという問題がある。この残余財産を、①委託者の相続人に給付する、②ペットの飼育先（第二次受益者）に贈与する、③動物保護のために活動する団体へ寄付するという方法などが考えられる。

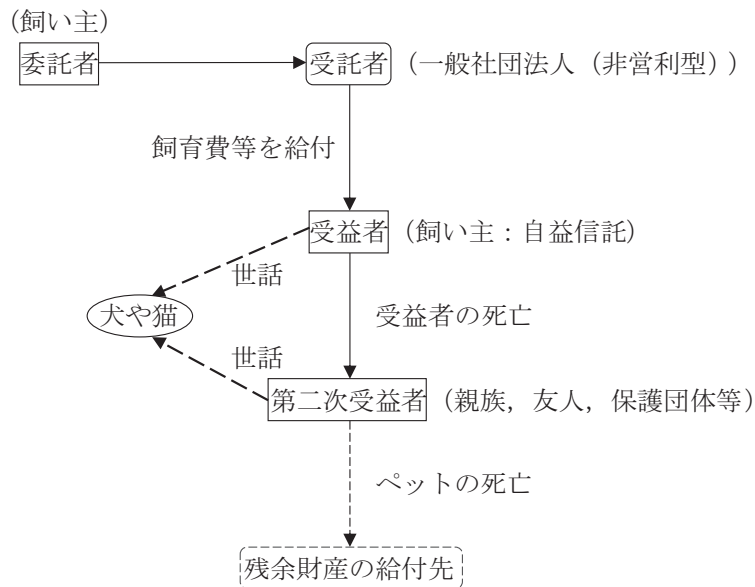
このスキームの普及を通じて、この中から③の動物保護のために活動する団体への寄付を推進するように国民へ意識付けられないかと考えている。自分のペットを保護するために拠出した資金が余った場合には、その資金を他のペットのために利用してもらいたいと考えることは自然であり、合理性のある考えであろう。また、余った財産を全部寄付してもらうことが望ましいが、その一部だけでも寄付してもらえれば動物保護としては十分である。

なお、私益信託の受託者には、現時点では、一般社団法人を活用することを想定している²¹。そうすることによって、信託活用のための費用負担をミニマムに抑えることができ

る。仮に、信託業法との関係で、一般社団法人を受託者とすることができない場合には、信託会社又は信託銀行に受託者を任せることになる。

【目的1—私益】

終生ペットを飼育したい飼い主のニーズに応えるための私益信託



- 給付先の候補 ① 委託者の相続人へ給付
② ペット飼育の委託先 (第二次受益者) へ贈与
③ 保護団体等へ寄付
→ ③へ全部又は一部の寄付を推進する。

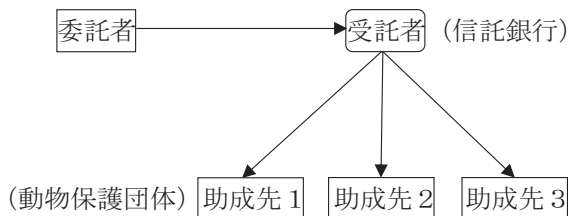
(3) 目的2—公益

もう一つ、集めた資金を動物保護のために活動している団体へ供給する仕組みも考える必要がある。国民から広く資金を集め、前記4(3)で紹介した法人や基金などへ寄付を行うための仕組みである。

これには、動物の保護や福祉という公益のための仕組みになる。具体的には、サントリー世界愛鳥基金のように公益信託を活用することができるであろう。

【目的2—公益】

動物保護に係る団体へ継続的な助成するための公益信託



(4) スキーム案

前記(2)と(3)の両方の目的を実現するために、ペットの飼い主には安心して終生ペットを飼う仕組みを提供すると共に、動物保護のために活動する団体には必要な資金を供給する仕組みを連携させる。つまり、私益目的から出発し、それを公益目的に繋げるスキームの構築を目指すのである。

具体的には、ペットのための信託を活用し、ペットの飼い主に終生ペットを飼うための仕組みを提供し、ペットが亡くなった時点で残余財産があれば、公益信託を活用して、そのうちの全部又は一部を動物保護のために活動する団体へ寄付できるという仕組みを提案したい。

また、公益信託には、並行して、ペットのための信託を利用していない国民からも広く寄付を募ることも想定している。

(5) 組み合わせる意義及びメリット

このように私益目的の信託と公益目的の信託を組み合わせることの意義やメリットを考えてみたい。

終生ペットを飼育したいという飼い主のニーズを満たすためには私益信託を活用せざるを得ないが、私益信託だけでは信頼性のある仕組みを作ることができない。信頼性が十分ではない仕組みでは、資金を募ることが難しい。公益信託は、社会貢献への訴求力があり、運営委員会による助成先の選考など公平性を担保する仕組みになっており、その信頼性は高い。この公益信託の信頼性を活用することにより、広く国民に訴えることが可能となる。

しかし、公益信託だけではその知名度も、国民に対する訴求力も高くないため、広く寄付を集めることは難しいのも現実である。公益活動の社会的な意義は高いが、一般の国民には馴染みがなく、寄付する動機としては弱いと言わざるを得ない。そこで、入り口を私益信託（つまり、自分のペットの終生飼育）とすることで、多くの国民に関心を持ってもらえるというメリットがある。

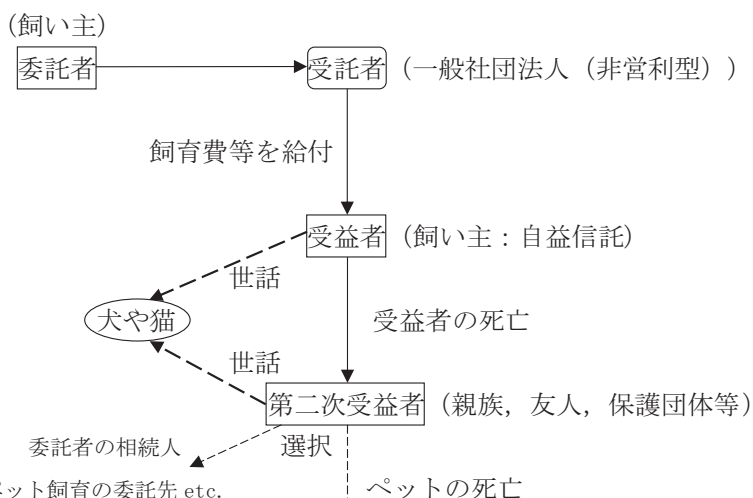
また、私益と公益では、それぞれ目的に応じて受託者が行う信託事務は異なる。そのため、別々の仕組みを用意することで、それぞれの受託者が行う信託事務を限定することができる。すなわち、私益信託では、受託者は受益者によるペットの飼育をサポートすることに特化し、公益信託では、適切な動物保護団体等へ助成することに専念できることになる。

【イメージ】

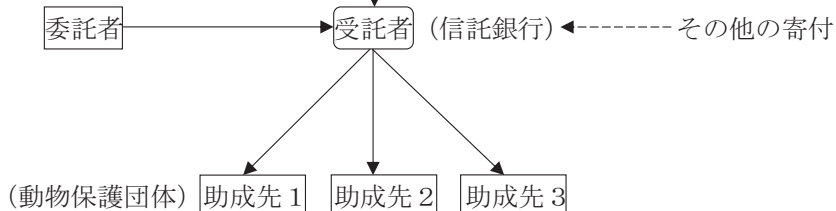
私益から出発し → 公益活動へ繋げる
 飼い主が自分のペットを通じ、動物保護の活動に参加する仕組み

【スキーム案】

① ペットのための信託



② 公益信託



公益信託へ継続的に広く寄付を募るという仕組みを作ることにより、公益信託は信託財産を取り崩して終わりになるのではなく、永続的な動物愛護の活動を続けられるようになる。このような仕組みによって、国民に終生ペットを飼育できる環境を整えると共に、動物愛護のために継続的な資金の供給も行えるようになる。つまり、信託を活用し、我が国における“動物愛護のインフラ”を作ることを目指すことになるのである。

6 協力者の確保の必要

公益信託を利用するには、信託設定時に当初信託財産が必要になる。この当初信託財産の規模（平成28年3月末現在）は、1000万円未満から5億円以上まで様々である²²。永続的かつ確実に活動するには、公益信託の設定時に、一定程度の当初信託財産が必要になる。

また、前記のとおり、私益信託の受託者として一般社団法人が利用できない場合には、受託者として信託会社又は信託銀行を活用するとした。しかし、一般社団法人の活用が難しい場合には、このスキームに特化した信託会社を設立することも検討の余地がある。その場合には、信託会社を設立するための資金も必要になる。

いずれにせよ、このような活動を行うためには、スタート時点においてに一定の資金が必要になる。そのために、資金力がある会社に、このような取り組みに対し理解を得て、協力を仰ぐことが必要となってくる。その協力会社の候補としては、ペットの保護に対して理解があるペットフードメーカー、ペット薬メーカー、ペット保険を扱っている会社やペットと共に宿泊できるホテルチェーンなどが考えられる。

また、このような取り組みを広く社会に知らせるためには、動物病院、獣医師会や動物愛護センターなどにも協力を仰ぎたい。

このように、信託を活用した“動物愛護のためのインフラ”を構築することは、限られた者だけで実現することはできず、多くの賛同者の協力を得られなければならないと考えている。

7 最後に

以前からペットを始めとした動物の保護に関心があり、信託を活用しペット及び動物を保護する仕組みを作ることができないか考えてきた。個々のペットの保護も重要であるが、犬や猫の殺処分の問題など、個々のペットの問題を越えた社会的な課題があり、社会全体の課題を解決するための仕組みが必要であると考えていた。

当初は、公益信託のみを活用し、動物愛護のための仕組みを作ること検討した。しかし、動物愛護という目的だけを掲げても、既に存在する公益法人と違いはないのではないか、十分な資金を集めることができるのか、また、当初信託財産を取り崩すだけであれば、仕組みとして十分ではないのではないかなどの疑問が生じた。そこで、公益信託に継続的に財産を追加できる仕組みができないかと考えたところ、ペットを終生飼いたいという高齢者のニーズと組み合わせることはできないかとのアイデアが浮かんだ。ただ、ペットを終生飼いたいという目的は私益に分類されるため、公益信託の枠組みに組み込むことができなかった。そこで、私益信託であるペットのための信託と公益信託を組み合わせることになった。

この報告は現時点での試案であり、今後、さらにブラッシュアップしていきたいと考えている。信託を活用してペットを始めとした動物の保護のためのインフラを作ることが信託法の勉強を始めて以来の私の目標であり、この分野の研究をライフワークにしたいと考えている。

〔注〕

- 1 一般社団法人日本ペットフード協会（2021年）
- 2 総務省自治行政局『住民基本台帳人口要覧』（2021年）
- 3 私法の世界では、ペットは未だに客体であり、単なる動産として扱われている。例えば、ペットが交通事故に遭ったとしても、動産として扱われるため、その賠償額は驚くほど少額になる。
- 4 航空各社から、バルクカーゴルームに載せられたペットが死亡する事例が報告されている。日本航空では、2017年から2021年までの5年間で、犬6匹、猫2匹、鳥1羽が死亡した（同社ウェブサイト）また、全日空では、2015年から2023年までの9年間に犬13匹、猫2匹が死亡している（同社ウェブサイト）。これらの数字から、バルクカーゴルームでのペットの移動はリスクが高いことが分かる。
- 5 株式会社スターフライヤーによる「FLY WITH PET!」というサービスである。まだ1便につきペットは2頭までという制限はあるが、客室までペットを同伴できるということはペットの飼い主にとって画期的な取組みと評価できる。
- 6 犬の平均寿命は14.76歳、猫の平均寿命は15.62歳との調査がある（2022年、日本ペットフード協会）。そのため、高齢者は、自分が先に亡くなることを慮って、ペットを飼うことを躊躇してしまう。
- 7 高齢者に関連する福祉の増進に寄与することを目的として三井住友信託銀行および三井住友トラスト・ホールディングスにより設立された法人である。
- 8 このサービスを受けるために、利用者は一般社団法人安心サポートとの間で死後事務委任契約を締結しておくことが必要となっている。
- 9 「ペット信託」は、ある司法書士が登録をした商標であるため、このような仕組み一般を「ペットのための信託」と呼ぶことにしたい。
- 10 講学上、目的信託とも呼ばれている。
- 11 田中和明編著「やさしい信託法」（日本加除出版、2023年）88頁
- 12 朝日新聞デジタル sippo「「ペット信託」って何？ 愛するペットを、新しい飼い主へ確実に託す方法」
<https://sippo.asahi.com/article/14474834>
- 13 公益財団法人になったのは2012年。
- 14 公益財団法人になったのは2010年。
- 15 去勢・不妊手術のために同じ猫が何度も捕獲されないように、同団体では、手術を実施したときにはその目印として耳先を桜の花びらの形にカットしている。このカットされた耳の形から「さくらねこ」と呼ばれるようになった。
- 16 公益財団法人になったのは2015年。
- 17 公益社団法人になったのは2015年。
- 18 公益財団法人になったのは2016年。
- 19 アイペットホールディングス株式会社
- 20 株式会社ペティオ
- 21 信託業法で規制されている信託の引受けを行う営業（信託業法2条1項）の営業とは、営利の目的

をもって反復継続して行うこととされている（高橋康文「詳解新しい信託業法」（第一法規、2005年）58頁）。そのため、受託者が信託の引受けを反復継続したとしても、営利の目的がなければ信託業法により規制されないと解される。なお、この場合の営利の目的とは、収支相償性について規定されたものと解されている（同前）。

22 法制審議会信託法部会第32回会議（平成28年7月5日開催）の資料

公益信託を活用した
ナショナル・トラスト活動の検討

田 中 和 明

目 次

1. ナショナル・トラスト活動
2. わが国におけるナショナル・トラスト活動
 - (1) わが国におけるナショナル・トラスト活動の始まりと特色
 - (2) わが国におけるナショナル・トラストの手法
 - (3) わが国のナショナル・トラストにおける成功事例
 - (4) ナショナル・トラスト活動に伴う税制
3. わが国の公益信託制度とナショナル・トラスト
4. 公益信託制度の見直しとナショナル・トラスト活動
5. ナショナル・トラスト活動に公益信託を活用することの意義
6. 歴史建造物等における拝観料の収受と宿泊施設・カフェ等としての宿泊料等の収受
7. ナショナル・トラストを公益信託とした場合の税制

1. ナショナル・トラスト活動

本稿は、現在見直しが行われている公益信託制度において、ナショナル・トラスト活動への活用を検討するものである。

ナショナル・トラスト (National Trust) は、「自然の保存および歴史的価値のある土地・建造物の保存」を目的としたイギリスの伝統的制度である公益信託の一応用として、1895年のイギリスにおいて組織されたものである。

イギリスの弁護士のリバート・ハンター卿 (Robert Hunter) と社会事業家のオクタヴィア・ヒル女史 (Octavia Hill) と牧師のキャノン・ローンズリー (Canon Rawnsley) の三人が、イギリスの産業発展による社会的繁栄の反面、自然環境の荒廃が深刻化しているのを嘆いて、土地の買い取りによる保存を目的に、会員制の募金活動に乗り出した¹のが、その創設のきっかけである²。

当初、イギリスでは公益法人の制度がなかったために、ナショナル・トラストは、会社法 (Companies Act) により非営利の法人として設立された。正式名称を「National Trust for Places of Historic Interest and National Beauty」といい、1907年に特別法として「ナショナル・トラスト法」(National Trust Act) が制定され、法律上、ナショナル・トラストは一定目的の財産管理という信託の要素を持った特殊法人、つまり公益信託としての法的保障が与えられるとともに、資産保有のための法人格が創設されている公益信託と公益法人の併用形態をなしていたといわれている³。

「ナショナル・トラスト法」の制定により、ナショナル・トラストが保全する資産は「譲渡不能」とする原則がつくられ、その後の法改正によって、ナショナル・トラストへの資産譲渡は非課税とされている。この「譲渡不能」とする原則による権利は、ナショナル・トラストだけに与えられた権利で、保全が宣言された対象資産は、売却・譲渡の禁止の他、担保の設定も禁止され、国会での特別の合意がされない限り、公共事業のための強制収用もできないものとされている。

また、ナショナル・トラストにおける資産を維持・管理するのは、国民の利用に供するのが目的であり、可能な限り鑑賞や見学に供されるほか、時には宴会その他の会場として利用されることもある。

現在、イギリスの「ナショナル・トラスト」は、会員数が400万人を超える世界最大級の自然保護団体となっている。

ナショナル・トラストの目的は、「自然の保存および歴史的価値のある土地・建造物等の保存」であったが、維持・保存の対象は次第に拡大され、現在では、伝統ある城館・庭園のほか、水車・風車・農場・僧院・遺跡・山林・湖・海岸等、様々なものが含まれている⁴。

わが国においても、「ピーターラビット」の絵本作家のビアトリクス・ポターが、英国の湖水地方（ニア・ソーリー）の景観を保全するために土地を買い取り、4000エーカーの土地をナショナル・トラストに寄贈したことが知られている。

2. わが国におけるナショナル・トラスト活動

(1) わが国におけるナショナル・トラスト活動の始まりと特色

わが国におけるナショナル・トラスト活動としては、1964年に鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山にある風致地区である「御谷（おやつ）の森」が宅地開発されそうになったときに、法的には開発計画を止めることが困難であったことから、市民と鎌倉市が「財団法人鎌倉風致保存会」を設立し、集まった基金と鎌倉市からの援助で土地を買い戻し、森を保護することに成功したことが始まりである。

わが国の活動が、イギリスのナショナル・トラスト活動と異なる点は、活動団体が、全国単一ではなく、各地の独立の団体が、市民の任意団体や法人、あるいは行政主導または市民と行政の共同の法人、といったさまざまな形で存在し、各地でそれぞれの風土に根ざした活動が展開されている点と、その全体をカバーする「ナショナル・トラスト法」のような制度がない点である⁵。

(2) わが国におけるナショナル・トラストの手法

わが国におけるナショナル・トラストによる土地・建造物等の保全の方法としては、対象の土地・建造物を「取得」する方法と「借上げ」による方法がある。

前者については、ナショナル・トラスト団体が対象の土地等の対価を支払い、所有権を持って保全する「買取り」と土地等の所有者が、寄贈、遺贈によりトラスト団体に無償で譲渡する「贈与」があり、「借り上げ」については、トラスト団体と対象土地・建造物等の所有者が契約を結び、所有者がその対象の保全を約束し、多くの場合団体側がその対価として地代を支払う「保全契約」と対象地の複数の所有者から保全の合意を得て協定を結び、対価として地代を払うことが多い「保全協定」がある⁶。

なお、土地取得のために使える助成金があまりない中で、これらの資金的なサポートとして、「(公財)自然保護助成基金と(公社)日本ナショナル・トラスト協会による民間の「ナショナル・トラスト活動助成」」がある⁷。

上記の対象の土地・建造物の「取得」又は「借上げ」のいずれの方法をとるにしても、ナショナル・トラストの「団体が契約や所有の主体となれる」ことが必要であり、そのためには法人化が求められ、法人化により、途中で活動する人が入れ替わっても、その団体が解散しない限り永続的に土地や建物を保有して保全することができることになる。

(3) わが国のナショナル・トラストにおける成功事例

わが国のナショナル・トラスト活動は、今日では、その団体の数は60近く、活動により保護されている土地の面積は、約9千ヘクタールにも上っているが、その保全のためには様々な手法がとられており、代表的な成功事例として、公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会「ナショナル・トラストの手引き第2回改訂版」(環境省自然環境局 2017年)に掲載されていることから紹介する⁸。

① 住民が買い取った例

「公益財団法人柿田川みどりのトラスト」

静岡県駿東郡清水町において、JR東海道線の三島駅近くの富士山の湧水が日量100万トンも噴き出す柿田川の清流を保全するためのものである。

上流部の開発や原生林の伐採のために湧水量が目に見えて減り、河畔が荒れていくのを心配して、1975年から土地所有者や行政に保全を訴え続けたが、自然破壊のスピードに追いつけなかったことから、最後の手段として自分たちで土地を所有するトラスト

運動に取り組むことを決め、1988年、資金1億5千万円を目標に募金活動を開始し、最重要部を買い取った。

② 地方自治体が主導して全国に寄付を募った例

「しれとこ100平方メートル運動推進本部（斜里町）」

北海道斜里郡斜里町において、原始的な自然が海岸から高山帯まで一体として保全された農業開拓の跡地を保全するものである。

1964年に国立公園に指定され、観光客数が急増していた1970年代、全国的な開発ブームにより、乱開発の波が押し寄せてきたことから、知床半島の北部に位置する斜里町は、この開拓地を取得し、公有地として保全している。

③ 行政の応援団

「小網代の森を守る会」

神奈川県三浦市において、関東で唯一の森と干潟と海がセットで集水域生態系をなす70haに及ぶ広大な森を保全するものである。

1980年代後半のゴルフ場開発に反対していた市民グループが、小網代の森は、広大な土地であり、取得するには膨大な費用がかかることが見込まれたため、県の「かながわトラスとみどり基金」によるトラスと緑地にしてもらおうと、あらゆる手段で訴え続けた。

④ 個人所有者の相続資産

「関さんの森を育む会」

千葉県松戸市において、千葉県松戸市に住む関美智子さんのお父さんが二十数年間、都市に残された約1haの屋敷林を「子どもの森」と名づけ、近所の子どもたちに開放していた土地を保全するものである。

1994年、関美智子さんのお父さんが亡くなって相続問題が持ち上がり、都市計画法の市街化区域にあたるため、路線価格で算出された相続税は予想以上の高額になり、物納すれば森の状態で守れない可能性があることが分かったことから、最終的に特増法人である（財）埼玉県生態系保護協会に遺贈し、この森の維持管理を行う「関さん

の森を育む会」が結成され、関さん自身も代表を務め、登録ボランティアが普段の維持管理にあっている。

⑤ 住民と行政が一体で歴史景観を保存

「公益財団法人妻籠を愛する会」

長野県木曾郡南木曾町において、古くから中山道の宿場町として知られ、歴史を経た建物が軒を並べて現在に至っている妻籠宿の歴史景観を保全するものである。

1968年に国道である中山道の改良拡幅計画が起きたことにより、地域の歴史的な町並みや自然環境を守ろうという運動が始まり、ちょうど同じ時期に長野県の明治百年記念事業が策定され、その一つとして町並みの調査と保存工事が行われたことから、住民（妻籠を愛する会）と行政（南木曾町）が協力してこの運動を地域の活性化に結びつける動きが生まれた。

⑥ 買い取りと借地の併用

「NPO法人霧多布（きりたっぶ）湿原ナショナル・トラスト」

北海道厚岸郡浜中町において、北海道東部の浜中町にある、国内で3番目の広さを持つ霧多布湿原を保全するものである。

この湿原を取り巻く民有地を公共の財産として残すことが鍵であると考えた地元の青年たちは「霧多布湿原ファンクラブ」をつくり、湿原の一部の民有地40haを所有者から借りて、20年近く湿原を守ってきたところ、次第に地元だけでなく全国からの会員も増えたことから、2000年には「NPO法人霧多布湿原トラスト」を設立して、周辺民有地の買い取りを目指した。

（4）ナショナル・トラスト活動に伴う税制

ナショナル・トラスト活動を行うための法人格には、財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）、NPO法人（特定非営利活動法人）があるが、特定公益増進法人及び認定NPO法人の認定を得れば、税制上の優遇措置を受けることができる⁹。

また、ナショナル・トラスト活動に係る土地・建造物の売買、贈与等においては、税の

取扱いは、重要な問題となるが、ナショナル・トラストのような公益を目的とする場合については、いくつか不動産に係る税制上の優遇措置が設けられている。

① 譲渡所得税（国税）

個人が所有している山林や原野などの土地をトラスト団体に寄付する場合、寄付時の時価で譲渡があったものとみなされ、その土地の取得時から寄付時までの値上がり益に対して、寄付者に所得税が課税される場合があるが（みなし譲渡所得課税）、公益法人等に寄付した場合、国税庁長官の承認を受けたときは非課税となる（租税特別措置法第40条）。

みなし譲渡所得課税が非課税となる要件としては、i) 寄付が公益の増進に著しく寄与すること、ii) 寄付財産が、その寄付日から2年以内に寄付を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること、iii) 寄付により、寄付者の所得税、親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないこと、である¹⁰。

② 不動産取得税・固定資産税（地方税）

トラスト団体が土地を取得すると、地目が保安林の場合や免税点（固定資産税30万円、不動産取得税10万円）以下の場合を除き、取得時に不動産取得税（都道府県税）と、毎年、固定資産税（市町村税）が課税されるが、公益的な目的で土地を所有しているトラスト団体は、地方税法や各自治体の税条例等に基づいて優遇措置が適用される場合がある¹¹。

3. わが国の公益信託制度とナショナル・トラスト

わが国における公益信託は、「公益信託ニ関スル法律」において、信託法258条1項に規定する「受益者の定めのない信託」のうち「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教」その他公益を目的とするもので主務官庁の許可を受けたものである」と定義されており（公益信託ニ関スル法律1条）、私益信託とは違い、主務官庁の許可を効力要件としている信託であるが、ナショナル・トラスト活動に直接活用されているものはない。

2023年3月末現在、一般社団法人信託協会によれば、ナショナル・トラスト活動と類似の目的を持った公益信託としては、自然環境の整備・保全に関するものが16件、文化

財保存を目的とするものが2件あるが、いずれも助成金支援の形態をとるものであり、ナショナル・トラスト活動そのものとは異なるものである。

ナショナル・トラストの目的は、「自然の保存および歴史的価値のある土地・建造物等の保存」であり、主にこれらの土地・建造物を買取り等により保全することである。

「公益信託が行う事業には、公益信託の目的である本来的な公益事業と、本来の公益事業を財政的に支えるための付随的な収益事業とがありうる¹²⁾」が、ナショナル・トラストにおける歴史的建造物等の保存などは、本来的な事業にあたるものと考えられる。

現在のわが国の公益信託においては、法律上、信託事務（授権行為）の内容として、土地・建造物等を買取り、信託財産とすることに制約はないものの、主管官庁が許可の際に基準としている「公益信託の引受け許可基準等について」（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会決定）「2イ授権行為」において、「授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること」と定められており、土地・建物等の買取りを行うことは、その対象外の行為ということのようである。すなわち、主務官庁は、「公益信託を信託財産の運用益によって助成を行うものと基本的に考え、信託財産として金銭のみを念頭においていると考えられ、本来の事業について、助成以外の積極的な事業を認めていない¹³⁾。」からである。

また、「4 信託財産イ」において、「価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、……財産の中の相当部分を占めていないこと」と定められており、そもそも、信託財産については、金銭とすることが想定されているようである。

さらに、法制ではないが、助成型以外の公益信託に関する税制上の優遇措置がない。

なお、公益信託の受託者について、法律上及び上記許可基準においては、制約はないが、担い手は、信託銀行であることが想定されており、ほとんどが信託銀行が受託者である。

上記のことから、現行における公益信託制度の下では、ナショナル・トラスト活動は行われていないのである。

4. 公益信託制度の見直しとナショナル・トラスト活動

このような状況の中で、わが国においては、公益信託制度の見直しが行われている。

すなわち、公益信託の制度については、2006年の信託法の制定により信託法が現代化された際、公益信託に係る規定は、当時、公益法人制度改革が進行していたこと等を踏まえ、同制度と整合性を図る観点から、実質的な改正は後に対応することとされていたところ、2016年に、法制審議会信託法部会が再開され、2017年12月に「公益信託の見直しに関する中間試案」が公表され、パブリック・コメントに付された後、「公益信託法の見直しに関する要綱案」に取りまとめられ、2019年2月に法制審議会総会において「公益信託法の見直しに関する要綱」として採択され、法務大臣に答申されている¹⁴。

そのため、上記「公益信託法の見直しに関する要綱」を前提に、公益信託におけるナショナル・トラスト活動の実現可能性について検討してみたい。

まず、同要綱の「第2 公益信託等の定義 2 公益信託事務の定義」において、「公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。」とされ、別表の16においては、「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務」が、17においては、「国土の利用、整備又は保全を目的とする信託事務」が、19において、「地域社会の健全な発展を目的とする信託事務」が記載されており、さらには、23において、「前各号に掲げるもののほか、信託に関する信託事務として政令で定めるもの」が付加されていることから、ナショナル・トラスト活動を目的とすることに問題はなさそうである。

次に、同要綱の「第9 公益信託認可の基準 2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準」においては、「(1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。」とされており、土地及び建造物の買取りについては、制限のないものと考えられ、さらに、収益事業を伴うこともできる可能性があるが、この点については後述する。

また、同要綱の「第9 公益信託認可の基準 3 公益信託の信託財産に関する基準」にお

いては、「(1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。」とされており、信託財産として、土地及び建造物を保有することについても、問題はなさそうである。

なお、「第4 公益信託の受託者」において、「1 公益信託の受託者の資格」については、「(1) 公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならないものとする。」とされており、この要件を満たしていれば、現在のナショナル・トラストの主な担い手としての認定 NPO 法人等も公益信託の受託者となることができる¹⁵。

5. ナショナル・トラスト活動に公益信託を活用することの意義

ナショナル・トラスト活動について、「歴史的建造物保存等を目的とした市民活動のうち、特に社会的な保存価値のある歴史的建造物について、その所有者も保存を望むものの、主に保存に伴う事実的・経済的負担より、所有者自身ではこれが困難である場合に、認定 NPO 法人等が、その歴史的建造物を譲り受け、または所有者に代わって、その歴史的建造物の保存を行う活動類型¹⁶」を前提として、公益信託の活用を検討すると、次のような点に意義が見いだせる。

まず、「認定 NPO 法人等が、歴史的建造物等を所有して保存を行う」点について、その期間が半永久的な場合には、その歴史的建造物等が認定 NPO 法人等の倒産から隔離されているかどうか重要な問題となるが、NPO 法人等が受託者となって、公益信託を設定し、歴史的建造物等を信託財産として買取り、所有する場合には、信託登記及び分別管理を適切に行っている限り、その歴史的建造物等は、受託者である NPO 法人等の倒産から隔離される（信託法 23 条 1 項）。

さらに、公益信託を活用すれば、保護すべき歴史建造物等は、「特定の団体・人の利益にも紐づかない、自らの存続のみを目的として管理される独立した財産となり、これを中心とした信託法律関係が形成される¹⁷」ことになる。すなわち、受託者である NPO 法人等は、当該 NPO 法人等の別の事業のために、保護すべき歴史的建造物等を処分することは許されない。その処分行為は、信託目的に反する行為であり、善管注意義務（同法 29 条 2 項¹⁸）及び利益相反行為（同法 31 条 1 項）となるからである。

6. 歴史建造物等における拝観料の収受と宿泊施設・カフェ等としての宿泊料等の収受

「公益信託の見直しに関する中間試案（以下「中間試案」という。）」の「第9 公益信託の成立の認可基準 1 公益信託の目的に関する基準」においては、「公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること」とされている。

この点については、「公益信託の見直しに関する中間試案補足説明（以下「中間試案補足説明」という。）」において、「新たな公益信託においても、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付を目的とすることが許容されることは当然である。その上で、公益信託の目的をこれら金銭の助成等に限定しなければならない理由は見当たらないから、公益信託の目的を不特定多数の者が利用する美術館や留学生向け学生寮の運営とすることも許容されるようにすべきであると考えられる。そして、その場合に、公益信託事務の遂行に伴い生じる美術館の入場料や学生寮の寮費を公益信託の受託者が徴収することは許容されるようにすべきであると考えられる。¹⁹⁾」とされている。

また、「中間試案」の「第9 公益信託の成立の認可基準 2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準」においては、「公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。」とされている。

さらに、「中間試案補足説明」においては、公益信託の受託者が行う信託事務として、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務、の三つの信託事務を想定したうえで、公益信託の成立の認可基準として公益信託事務を行うことのみを目的とするものであることを必要とした場合には、それと併せて、公益信託の受託者が行うことが可能な信託事務を上記①及び②に限定し、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務を許容しないようにするための認可基準を設けることが相当であるとされている²⁰⁾。

そこで、中間試案の第9の2では、公益信託の受託者が行う信託事務に関する基準とし

て、「公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする」との提案がなされている。その趣旨は、中間試案補足説明において、「公益信託の成立の認可申請の際に行政庁に対し提出される当該公益信託の信託行為や事業計画書等に記載された信託事務が収益を伴うものであっても、当該公益信託の目的の達成のために必要な範囲の信託事務であれば認可基準を満たすが、その範囲を超える信託事務であれば認可基準を満たさないことを示すことにある。収益を伴う信託事務が上記②として許容されるか、上記③として許容されないかは、行政庁が、公益信託の成立の認可の時点で、当該信託の信託行為や事業計画書等に基づいて判断し、成立の認可後も当該公益信託の目的の達成のための必要性を欠く収益を伴う信託事務を受託者が行うことがないように行政庁が監督することを想定している」²¹とされている。

また、中間試案補足説明において、上記の美術館の運営（信託設定当初の信託財産は美術品及び金銭）については、公益信託の目的として、「価値の高い美術品の展示により、文化芸術の普及向上に寄与する」とされており、①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務としては、「美術品の公開・保存、美術館の敷地の購入・保存、美術館建物の建築・保存、展示品入替えのための美術品の売却・購入、一時的な金銭の借入れ」が、②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務として、「美術館内でのミュージアムショップ、カフェの営業」が、③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務として、「美術と関係の無いゲームや遊具の販売」が、想定された例として挙げられていた²²。

なお、上記の「公益信託の見直しに関する要綱」の「第9 公益信託認可の基準 2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準」においては、「(1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。」と規定されており、ほぼ中間試案の文言と変わっていない。

上記に鑑みると、ナショナル・トラスト活動に公益信託を活用する際に、歴史的建造物の公開・保存を公益信託の目的とした場合の受託者の信託事務に含まれる範囲には、当該歴史的建造物の宿泊施設やカフェの運営も含まれるものと考えられる。

また、当該歴史的建造物の管理費用を賄うための拝観料の収受についても、認められる

ものと考えてよいのではないか。

さらに、歴史的建造物等のグッズの販売等についても、歴史的建造物等に関係があるものについても同様に考えてよいのではないか²³。

7. ナショナル・トラストを公益信託とした場合の税制

現在、公益信託の税制については未定であるが、新公益信託法等に対応した税制が期待される。すなわち、「株式や不動産を当初信託財産とした場合の所得税における譲渡所得課税を代表例として、基本的に法人と信託のいずれかを選択する際に税制上の有利不利によって選択が決まることのないようにすべき²⁴」との見解や、「認定NPO法人が受託者となり、金銭以外の財産を信託財産とし、助成事務以外の事務を信託事務とする公益信託が認められ、これに認定特定公益信託についてのものと同様の税制上の優遇措置が認められるとなった場合、税制上の取扱いの観点からは、公益信託への信託譲渡と認定NPO法人への贈与は同様のものとなる²⁵」との見解がみられ、各方面から税制の改正が期待されている。

ナショナル・トラストを公益信託とした場合、税制上の問題となるのは、不動産を信託財産とすることである。

藤谷武史教授は、不動産等の金銭以外の財産を信託財産とすることについて、「金銭以外の財産についてはその取得費と時価との差額すなわち含み益について、当該財産を手放す委託者に対するキャピタルゲイン課税が問題となるためである。……少なくとも、公益法人に対する財産抛出について、一定の要件の下に、財産抛出者に対するキャピタルゲイン課税（みなし譲渡課税）を猶予する規定（租税特別措置法40条）と同様の規定が必要となると思われる。立法技術的には、公益信託の設定を受託法人に対する信託財産の贈与とみなした上で（したがって原則として委託者に対するみなし譲渡課税（所得税法59条1項1号）の対象となる）、租税特別措置法40条の適用対象に新公益信託の設定も含める、ということになるだろう。²⁶」と述べられている。

租税特別措置法40条において、みなし譲渡所得課税が非課税となる要件としては、①寄付が公益の増進に著しく寄与すること、②寄付財産が、その寄付日から2年以内に寄付

を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供されること、③寄付により、寄付者の所得税、親族等の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないこと、であるが、ナショナル・トラスト活動においては、これを満たす活動とすることは可能であり、租税特別措置法 40 条の適用対象に新公益信託の設定も含まれることを期待したい。

[注]

- 1 田中實「公益信託の動向と現代的課題：とくにナショナル・トラストの導入をめぐって」（慶應義塾創立125周年記念論文集：法学部法律学関係 1983年）34頁
- 2 「ナショナル・トラスト創設の背景は、直接的には入会地保全協会（The Commons Preservation Society）の限界の認識から始まり、イギリスの古くからあるコモンズ（commons・入会権）の多くは、入会地の公有化として発達し、このコモンズのアクセス（access）によるオープンスペース化（open space・開放地化）に基づいて、国および自治体による土地の信託的保有が、ナショナル・トラストの起源ないし契機ではなからうか」との見解がある。（浅野裕司「信託法理の応用による文化遺産と自然環境の保護」（東洋法学47巻1号 2003年）68頁、69頁
- 3 田中・前記注1 35頁
- 4 田中・前記注1 35頁
- 5 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会「ナショナル・トラストの手引き第2回改訂版」（環境省自然環境局 2017年）2頁
- 6 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会・上記注5 19頁
- 7 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会・前記注5 25頁、土地の購入にかかる費用などを1件につき最大800万円まで助成しており、トラスト活動を始める前の準備段階において、守りたい場所が誰の土地かなど、土地所有状況を調べる費用も助成金の対象となっている。
- 8 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会・前記注5 48頁～53頁参照。
- 9 個人が寄付した場合には、個人が支払う所得税の寄付金控除が受けられ、相続財産を寄付した場合には、相続人が相続税の申告までに相続財産を寄付する場合、その財産分の相続税は非課税となる。また、法人が寄付した場合には、法人が支払う法人税について「寄付金損金算入枠」が通常の約3～5倍になり、この分には法人税が課税されない。
- 10 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会・前記注5 36頁
- 11 公益財団法人日本ナショナル・トラスト協会・前記注5 37頁
- 12 大沼友紀恵「文化財の保護のための事業執行型公益信託について」（信託研究奨励金論集第34号 2013年）82頁）
- 13 大沼・上記注12 82頁
- 14 ただし、本稿執筆の時点で未だ法案として国会には上程されておらず、税制についても検討が行われていない。
- 15 NPO法人が、継続反覆して信託を引き受けるときには、信託業法の適用を受けることになるが、同法人の目的等から、引受けが1度だけであることが確認できれば適用外となるものと考えられる。
- 16 一般社団法人Japan Heritage「公益信託の見直しに関する中間試案」とナショナル・トラスト活動における公益信託の利用について」1頁脚注5
<http://amenity2000.la.coocan.jp/am2018/nt-award2017-paper.pdf>
- 17 一般社団法人Japan Heritage・上記注16 3頁、4頁
- 18 さらに、公益信託においては、一般の私益信託と比較して「信託法第29条第2項ただし書の規定に

かかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないもの」とされている。

- 19 法務省民事局参事官室「公益信託の見直しに関する中間試案補足説明」（平成 29 年 12 月）32 頁
- 20 法務省民事局参事官室・上記注 19 32 頁、33 頁
- 21 法務省民事局参事官室・前記注 19 33 頁
- 22 法務省民事局参事官室・前記注 19 34 頁
- 23 両宮孝子「公益信託活用の可能性」（信託フォーラム 18 号）19 頁においては、「例えば、委託者が美術館ごと出資して美術館の運営をする公益信託の場合、入場料を取ることは可能であるが、美術品を模写したカレンダーなどのグッズ販売をどう考えるかである。収益事業を一切認めないという考え方もあるが、「公益信託の目的達成のために必要な信託事務」の中に含まれると解する方が適切だと思われる。」と述べられている。
- 24 吉谷晋「公益信託法改正への期待と課題」（信託フォーラム 18 号）25 頁
- 25 一般社団法人 Japan Heritage・前記注 16 3 頁
- 26 藤谷武史「税から見る公益信託法改正の課題と展望」（信託フォーラム 18 号）29 頁、この点について、「しかしそこで問題となるのが、同条のいわゆる事業供与要件である。これは寄付された財産が公益目的事業に直接供され」ることを要求するものであり、金銭以外の信託財産がそれ自体として公益信託事務に供される場合（芸術文化振興を目的とする信託における美術品等）は、この要件を満たしそうである。」と述べられており、この点は、ナショナル・トラスト活動においても当てはまるものと考えられる。

(不許複製・禁無断転載)

〔非売品〕

令和6年8月30日印刷

令和6年8月30日発行

**公益信託法改正案を踏まえた
今後の公益信託等の普及に対する展望に関する研究**

発行 ©公益財団法人 トラスト未来フォーラム

東京都千代田区大手町2-1-1

Tel. 03-3286-8480 (代表)

<https://trust-mf.or.jp>

印刷：(株) デイグ

